

亀山市 子ども・子育て支援事業計画

平成27年 3月

三重県 亀山市



ごあいさつ



本市では、亀山市次世代育成支援行動計画「亀山市子育ち応援プラン」の基本理念である「子育て交流のまち かめやま」を目指し、平成17年度から平成26年度までの10年間において、きれめのない総合的な子ども支援の実現と子育て支援の充実に努めてまいりました。前期計画においては、福祉・保健・医療・教育が連携し、子育て等の相談窓口の一元化を図るため、「子ども総合支援室」を設置しました。また、後期計画においては、その機能を拡充し、子育て支援部門と統合した「子ども総合センター」を設置し、各関係機関との連携や子ども支援の一元化を図るなど、地域全体で子育てを支援する体制づくりと、すべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的・計画的に推進してきました。

この10年間、経済状況や社会情勢の変化から、子どもと家庭を取り巻く生活環境は、これまで以上に変化し多様化しています。そのような中、平成24年8月には、「子ども・子育て支援法」などの子ども・子育て関連3法が制定され、すべての子どもの良質な生育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が創設され、平成27年4月からスタートすることになっています。

また、平成17年1月11日に新市合併し、今年は市制施行10周年の節目の年に当たります。国の少子高齢化が進む中、本市においては、幼年人口が増加するという状況があり、子ども施策の更なる充実と推進が求められています。

本計画は、前計画の基本理念を継承し、「子どもの笑顔が輝く 子育て交流のまち かめやま」をめざすとともに、「質の高い学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」の実現に取り組みます。今後は、計画に掲げる目標の実現に向けて取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご理解とご協力をいただきました皇學館大學田口鉄久教授をはじめ、熱心にご審議いただきました子ども・子育て会議委員の皆さん、アンケート調査などにより貴重なご意見をいただきました市民の皆さんに対し、厚く御礼申し上げます。

平成27年3月

亀山市長

櫻井義之

目次

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の性格・位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定方法	5
5 これまでの子ども・子育て支援に向けた取組	5

第2章 亀山市の子育てを取り巻く現状と課題

1 亀山市的人口推移	7
2 子ども・家庭の状況	9
3 保育所・幼稚園の現状と就園状況	14
4 保育サービス及び子育て支援事業の状況	18
5 アンケート調査結果から見る現状	22
6 亀山市の課題	38

第3章 子どもの育ち・子育てに関する基本的な考え方

1 乳幼児期の子どもの育ちについて	40
2 子育てについて	40
3 幼児期の教育の重要性について	41
4 家庭教育力・地域力の向上について	42
5 幼児教育・保育と小学校教育との円滑な連携について	42
6 亀山市の幼児教育・保育施設の現状と課題	44
7 幼児教育・保育の確保の内容の基本的な考え方	45
8 幼児教育・保育施設の整備・再編の考え方	45
9 地域子ども・子育て支援事業の考え方	46

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	47
2 基本的な視点	48
3 基本目標	48
4 施策体系図	50

第2部 各論

第1章 施策の展開

1 たくましい子どもを育む幼児教育・保育のまち	52
2 保護者の主体的な子育てを支えるまち	57
3 子どもを健やかに生み育てるまち	60
4 配慮を必要とする子ども・子育て家庭を支えるまち	64
5 仕事と子育てを両立できるまち	67

第2章 主要な事業 5年間の実施計画

1 幼児教育・保育の提供区域の設定	69
2 幼児教育・保育の「必要利用総数の見込み」と「確保の内容」について	71
3 地域子ども・子育て支援事業の 「必要利用総数の見込み」と「確保の内容」について	75

第3章 目標事業量	88
------------------	----

第4章 計画の推進体制	89
--------------------	----

資料編

策定経緯	91
用語解説	93
亀山市子ども・子育て会議委員名簿	95
亀山市子ども・子育て会議条例	96

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国における急速な少子化・核家族化の進行、地域社会の活力の低下、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。現在の日本は、「人口急減・超高齢化」へ向かっており、この流れを変えなければ持続的・安定的な成長軌道に乗ることはできないと考えられています。国民が、希望通りに働き、結婚・出産・子育てを実現できる環境を整え、人々の意識と流れを変えていくことで少子化と人口減少を克服できるよう、総合的な施策の推進が必要になっています。

このような中、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画により、地方公共団体及び事業主においては、10年間の集中的・計画的な取組により次世代育成支援対策の推進を図ってきたところであり、また、「少子化社会対策大綱」（平成16年）、「子ども・子育てビジョン」（平成22年）、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成19年）等により様々な取り組みが進められてきました。

また、平成24年8月には、「子ども・子育て支援法」などのいわゆる子ども・子育て関連3法が制定され、子ども・子育て支援新制度が創設されており、「妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援」や「出産・子育てと就業継続の二者択一状況の解決」の必要性などの考え方のもと、新制度の着実な実施のほか、放課後児童対策の充実や、妊娠期から子育て期にかけての有機的で連続的な支援の必要性などが示されました。

さらに、平成25年6月の「少子化危機突破のための緊急対策」では、子育て支援や働き方の改革の一層の強化とともに、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目のない支援」や多子世帯への支援、産後ケアの強化等を進めることとされました。

こうした中、次世代育成支援対策推進法に基づく10年間の取組により、合計特殊出生率がやや持ち直し、また仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が一定程度進んだものの、少子化の流れが変わったとまでは言えないことから、引き続き期限を切った集中的・計画的な対策の推進・強化のため、法の有効期限を10年間延長する等の改正が行われました。

次世代育成支援対策推進法は、10年間の集中的・計画的な取組を進める時限立法ですが、子ども・子育て支援法は消費税財源の投入を前提に子育て支援の充実を図る恒久法です。これまでの次世代育成支援対策推進法の中核である保育サービスや子育て支援事業等については、子ども・子育て支援法の制定により、それらの定量的整備目標は、市町村子ども・子育て支援事業計画に記載されることになりました。したがって、従来の保育サービスや子育て支援事業の推進は、子ども子育て支援法に引き継がれ、今後は両法律が相まって、より手厚い次世代育成支援が推進されることになります。

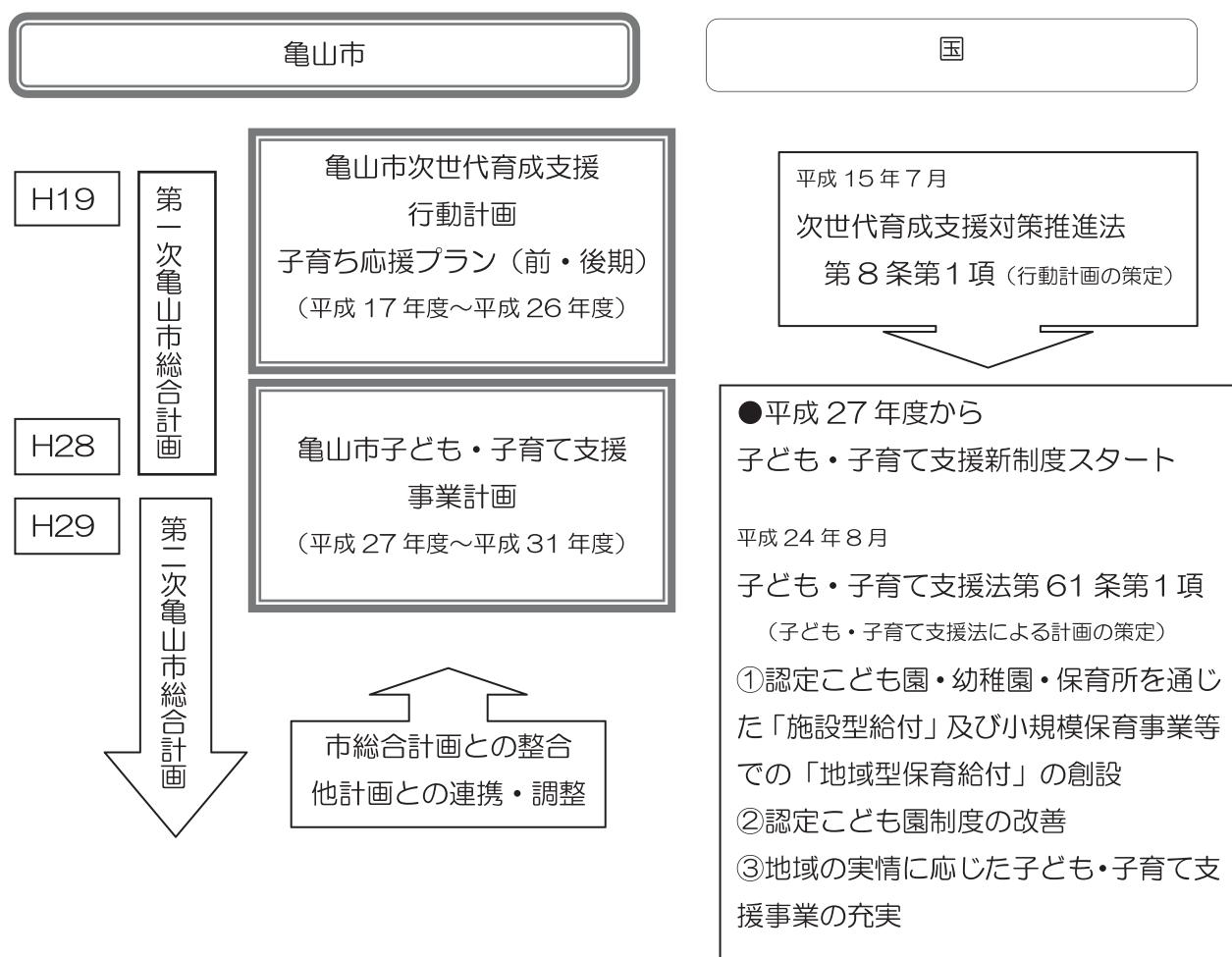
亀山市においては、平成17年3月に「亀山市次世代育成支援行動計画 子育ち応援プラン」を策定し、平成17年度から平成26年度までの10年間（前期5年・後期5年）を計画期間として、すべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的・計画的に推進してきました。これにより、本市の保育サービスや子育て支援は、保育の課題解決や子ども・保護者支援の重要性を踏まえ、大きく進展したと捉えています。しかしながら、子どもと家庭を取り巻く状況はこれまで以上に変化し多様化しており、未来の担い手である子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を整え、子育て支援の一層の強化を図るとともに、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目のない支援」を充実・推進することは、喫緊の課題となっています。

2 計画の性格・位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、すべての子どもの良質な生育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的とし、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」をめざすものです。そして、これまで進めてきた亀山市次世代育成支援行動計画「子育ち応援プラン」（平成17年度～平成26年度）を、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどの様々な分野にわたりさらに総合的な展開を図るものであります。

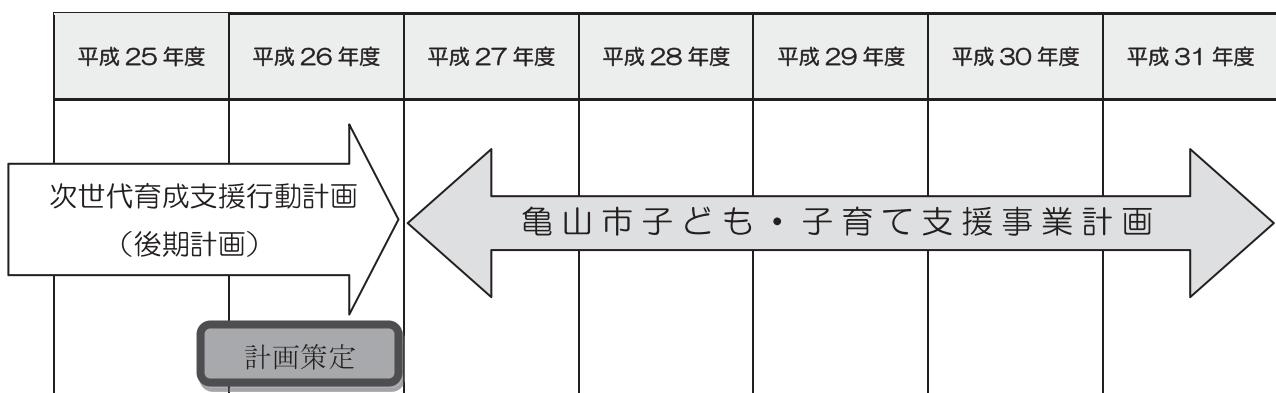
本市における「子ども・子育て支援事業計画」においては、法及び基本指針が定めるところでは、主に就学前の教育・保育事業と地域における子育て支援事業を対象としていることから、「子育ち応援プラン」との連續性を鑑み、他の計画において進行管理しているものの一部を除き、前計画の考え方を踏襲するとともに、「子ども・子育て支援法」にもとづく「基本指針」を踏まえて、追加・修正を行うこととします。

なお、本計画は市の基本方針である「亀山市総合計画（後期基本計画）」との整合を図り、子ども・子育てに関する各種計画との連携・調整を行い策定するものとします。



3 計画の期間

本計画は、平成 27 年度を初年度とし、平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とします。ただし、5 年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜計画の見直しを行っていくこととします。



4 計画の策定方法

(1) アンケート調査による市民の意見の把握・分析

計画策定に先立ち、本市における子育ての実態や教育・保育・子育てに関するニーズ、日常生活の実態等を把握し、本計画に反映するための基礎資料とするため、就学前・就学後保護者を対象にアンケート調査（平成 25 年 9 月）を実施しました。

(2) 子育ち応援プラン後期計画の実施状況の評価

子育ち応援プラン後期計画の各施策の進捗状況調査や関係室ヒヤリング等を実施し、評価を行いました。

(3) 子ども・子育て会議の設置と審議

子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項の規定に基づき、亀山市子ども・子育て会議を設置し、子ども・子育て支援に関する施策について調査審議を行うなど、計画内容を総合的な視点で検討を行いました。

5 これまでの子ども・子育て支援に向けた取組

(1) 「子育ち応援プラン」の進捗状況

本市では、計画に掲げた次の 5 つの基本目標に沿って施策を展開してきました。

- 基本目標 1 すべての子育てを支援する仕組みづくり
- 基本目標 2 健やかに生み育てる環境づくり
- 基本目標 3 次代を担う心身ともにたくましい人づくり
- 基本目標 4 仕事と子育てを両立させる社会づくり
- 基本目標 5 子どもが安全に育つ安心なまちづくり

本市においては、様々な課題に対する事業について目標事業量を示し、それらの課題解決に努めてきました。特に、保育所待機児童数の増加により、平成 24 年 1 月に待機児童館を、さらに平成 25 年 4 月に新たな民間保育所が開設されました。これにより一時的に待機児童が解消されましたが、共働きを希望する潜在的ニーズは依然として増加し続けていることから、低年齢児を中心に保育所を希望してもなかなか入所できないという現象が続いている。また、延長保育事業や一時保育、休日保育事業など、目標値の実現に努めました。ファミリー・サポート・センター事業では、軽い病後児の預かりや早朝・夜間などの緊急時の預かり保育を実施するなど、保護者のニーズにできるだけ応えるよう努めてきました。さらに、母子を対象とした様々な健診や教室、医療費の無料化、不妊・不育症治療等の助成等、経済的支援を行うとともに、これらの事業や支援等を「かめやま子育てガイドブック」にまとめ、全戸配付しました。

一方、学童期の子育て支援として、10小学校区に12か所の放課後児童クラブを設置し、働く保護者が安心して仕事と子育てを両立できるよう施設整備に努めました。

目標値を超えて実施しているものと、期待の大きさに反して現在も未実施のものとがあり、課題が残ります。

(2) 目標事業量の進捗状況

「子育ち応援プラン」では、計画期間内に達成すべき目標事業量を設定しています。進捗状況は次のとおりです。(後期計画：中間評価)

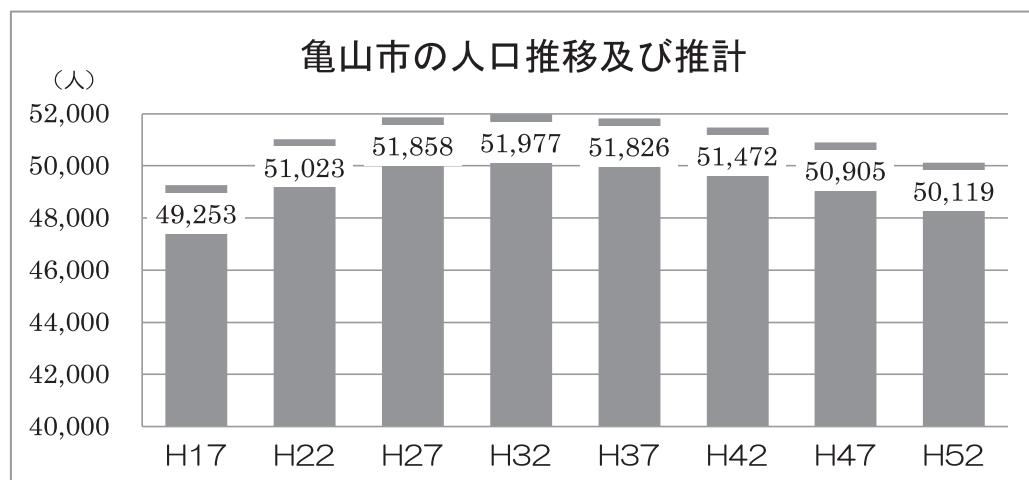
	事業名	単位	H21年度	目標値 H26年度	現状値 H25年度実績
1	通常保育事業	設置か所数(か所)	13	13	14
		保育所定員数(人)	925	970	1,095
		利用児童数(人)	1,010	1,070	1,133
2	特定保育事業(パートなどで定期的に保育が困難になる場合の預かり)	設置か所数(か所)	未実施	2	2
3	延長保育事業(実人数)	設置か所数(か所)	4	5	6
		利用児童数(人)	25	30	52
4	夜間保育事業	設置か所数(か所) 利用児童数(人)	未実施	今後5年間 で検討	未実施
5	トワイライト・ステイ事業	設置か所数(か所) 利用児童数(人)	未実施	今後5年間 で検討	未実施
6	休日保育事業 (日曜・祝日の勤務に対応)(実人数)	設置か所数(か所)	1	1	1
		利用児童数(人)	120		4
7	病児・病後児保育事業	設置か所数(か所) 日数(日)	未実施	1 180	未実施
8	放課後児童健全育成事業 (実人数)	設置か所数(か所)	7	11	12(H26.8現在)
		利用児童数(人)	242	280	413
9	地域子育て支援センター事業	設置か所数(か所)	4	5	5
10	一時預かり事業(緊急的・一時的に保育が困難になる場合の預かり)	設置か所数(か所)	2	3	2
		利用児童数(人)			69
		延べ人数	919	1,600	626
11	ショート・ステイ事業	委託か所数(か所) 他市施設利用	8	9	10
12	ファミリー・サポート・センター事業	設置か所数(か所)	1	1	1

第2章 龜山市の子育てを取り巻く現状と課題

1 龜山市的人団推移

(1) 将来人口と年少人口等の推移

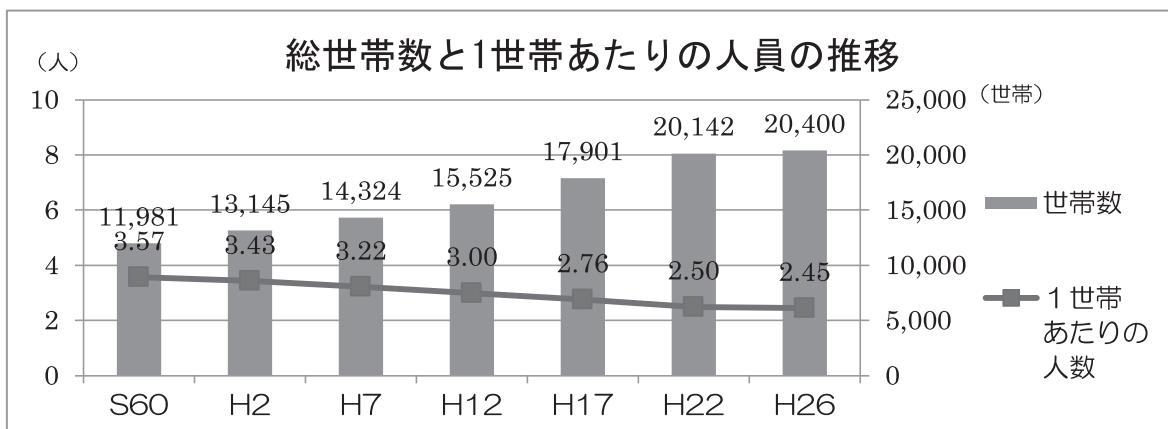
本市の総人口は国勢調査によると、平成22年は5万1,023人でした。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後、平成32年をピークに人口減少に入るものと見られます。



資料：平成17・22年は国勢調査結果
平成27年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成25年3月推計）

(2) 世帯の状況

総世帯数については、年々増加する傾向にあり、平成22年には2万世帯を超えるました。昭和60年と比較すると、8,000世帯以上の増加となっています。一方で、1世帯あたりの人数については、減少傾向が続いている、平成17年には3.00を割り込んでいます。

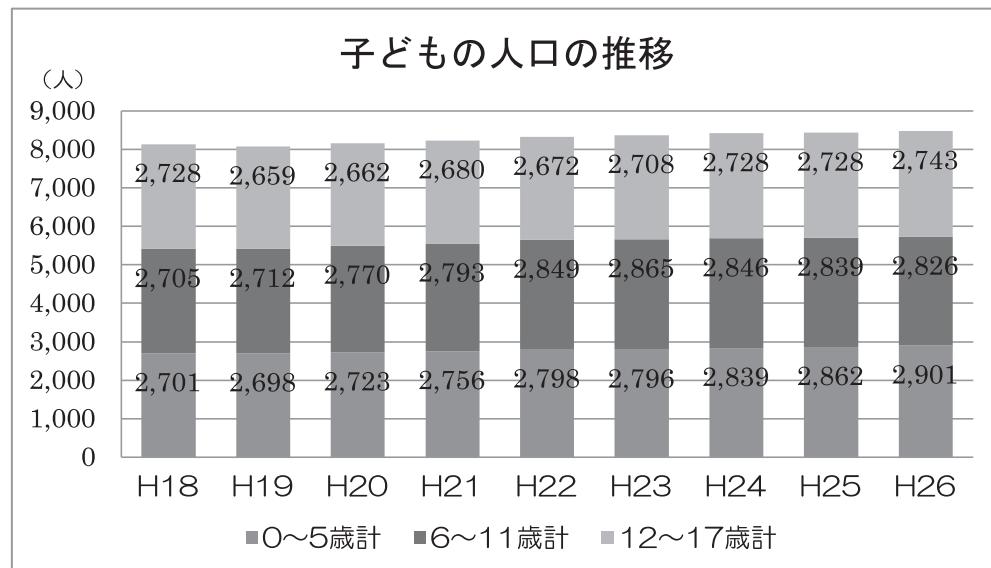


資料：国勢調査結果、平成22・26年は住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 子どもの人口の推移・推計

0～5歳、6～11歳、12～17歳のそれぞれの人口は、いずれも増加傾向にあります。

一方、今後の推計を見ると、0～5歳の人口については平成27年をピークに減少すると予測されます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

子どもの人口の推計 (人)

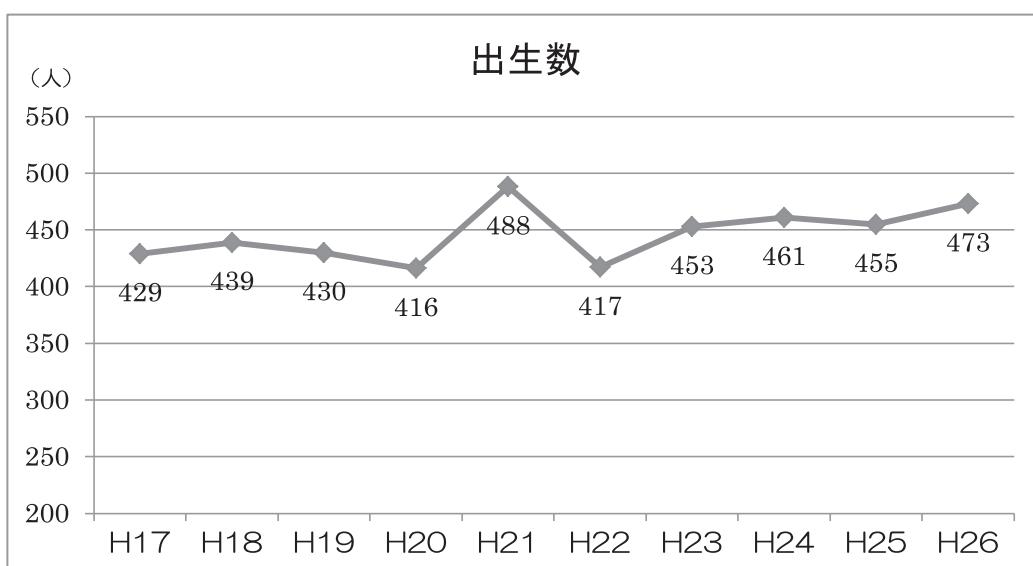
総 数	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳	431	426	427	424	419
1 歳	461	456	451	452	449
2 歳	486	471	466	461	462
3 歳	492	495	479	474	469
4 歳	523	499	502	486	481
5 歳	486	524	500	503	487
6 歳	510	486	525	500	504
7 歳	451	513	490	528	504
8 歳	486	451	515	491	531
9 歳	476	486	450	514	490
10 歳	477	478	487	451	516
11 歳	456	473	472	482	446
0～5 歳計	2,879	2,871	2,825	2,800	2,767
6～11 歳計	2,856	2,887	2,939	2,966	2,991

※住民基本台帳人口を基礎にしたコーホート変化率法による推計値

2 子ども・家庭の状況

(1) 出生数の推移

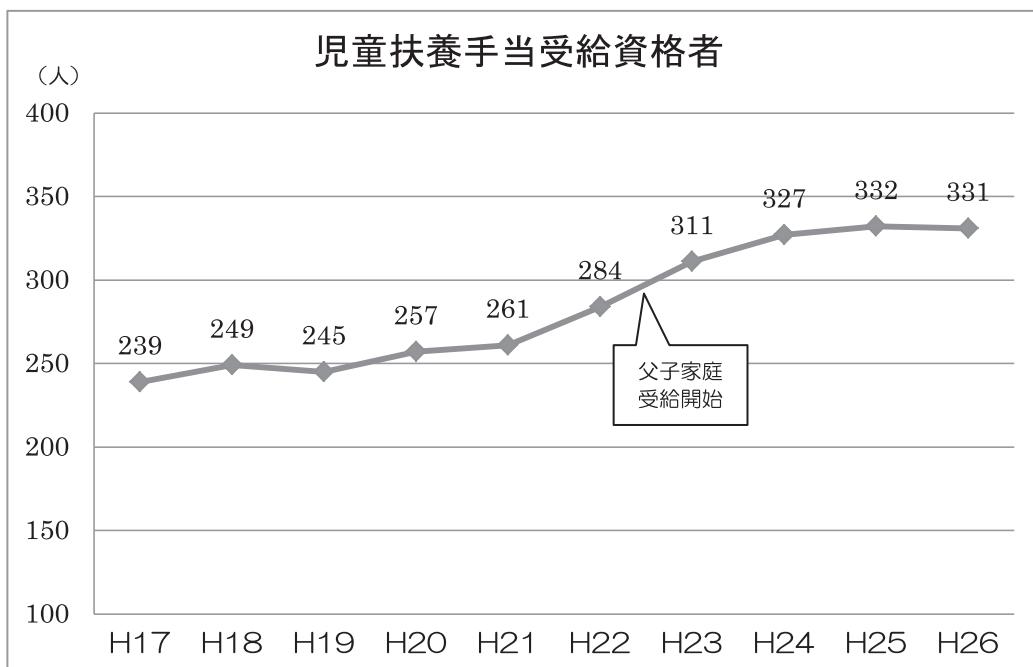
出生数は、平成21年が突出して多く、平成22年に一旦減少したものの、全体的には増加傾向にあります。



資料：住民基本台帳（各年12月1日現在）

(2) 児童扶養手当受給資格者の推移

父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童は、年々増加傾向にあります。



資料：健康福祉部子ども総合センター子ども家庭室（各年4月末日現在）

(3) 地区別児童人口とその割合

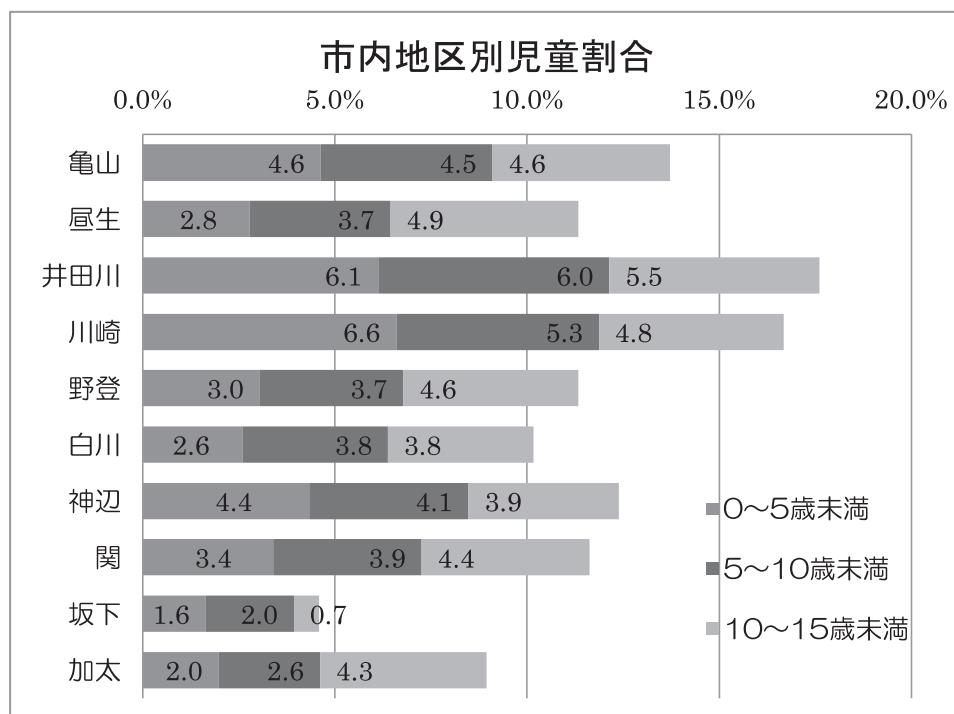
就学前の0～5歳人口の推移を見てみると、亀山地区、井田川地区、川崎地区については8年間で10%以上の増加となりました。その一方で、加太地区、扈生地区などでは非常に減少しています。

また、就学前児童の占める割合は、川崎地区、井田川地区、亀山地区の順で高くなっています。

0～5歳人口の推移（人）

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H26/H18
亀 山	841	861	864	903	894	882	932	925	940	11.7%
扈 生	93	87	85	76	73	74	65	71	61	-34.4%
井 田 川	746	724	730	772	785	815	808	838	874	17.1%
川 崎	387	387	424	405	424	437	460	482	491	26.8%
野 登	113	115	113	109	121	103	106	102	87	-23.0%
白 川	35	37	34	37	38	34	32	29	29	-17.1%
神 辺	170	172	167	177	165	175	173	158	169	-0.5%
関	263	274	267	241	258	240	229	229	222	-15.5%
坂 下	3	3	5	7	7	6	8	6	5	66.6%
加 太	50	38	34	29	33	30	26	22	23	-54.0%
合 計	2,701	2,698	2,723	2,756	2,798	2,796	2,839	2,862	2,901	7.4%

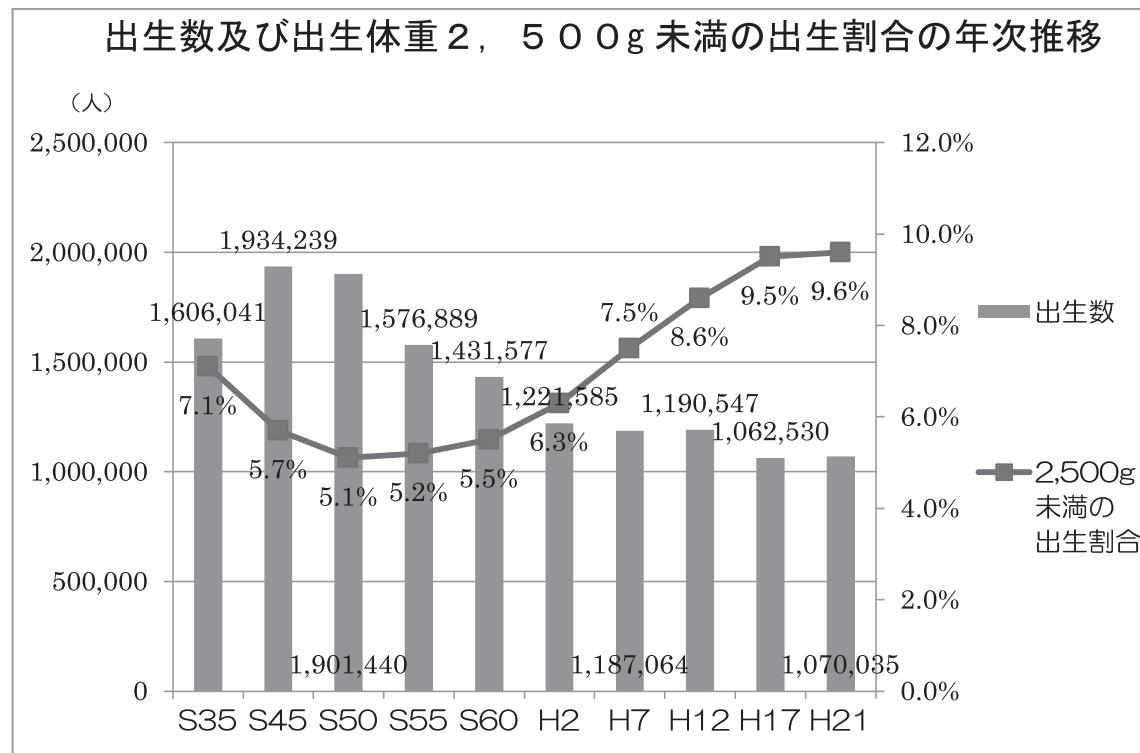
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



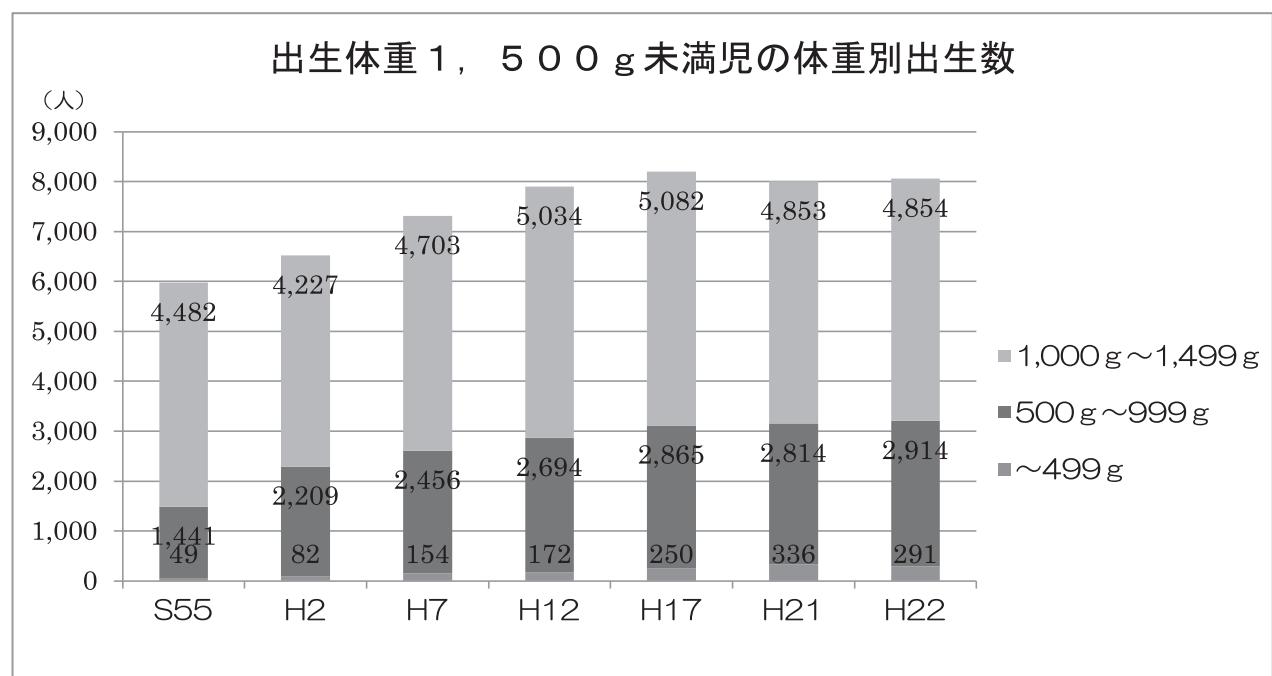
資料：住民基本台帳（平成26年4月1日現在）

(4) 低体重出生児の推移

国の調査によると、少子化により出生数は低下していますが、低体重出生児の割合が高くなっています。本市でも同様の傾向が見られます。



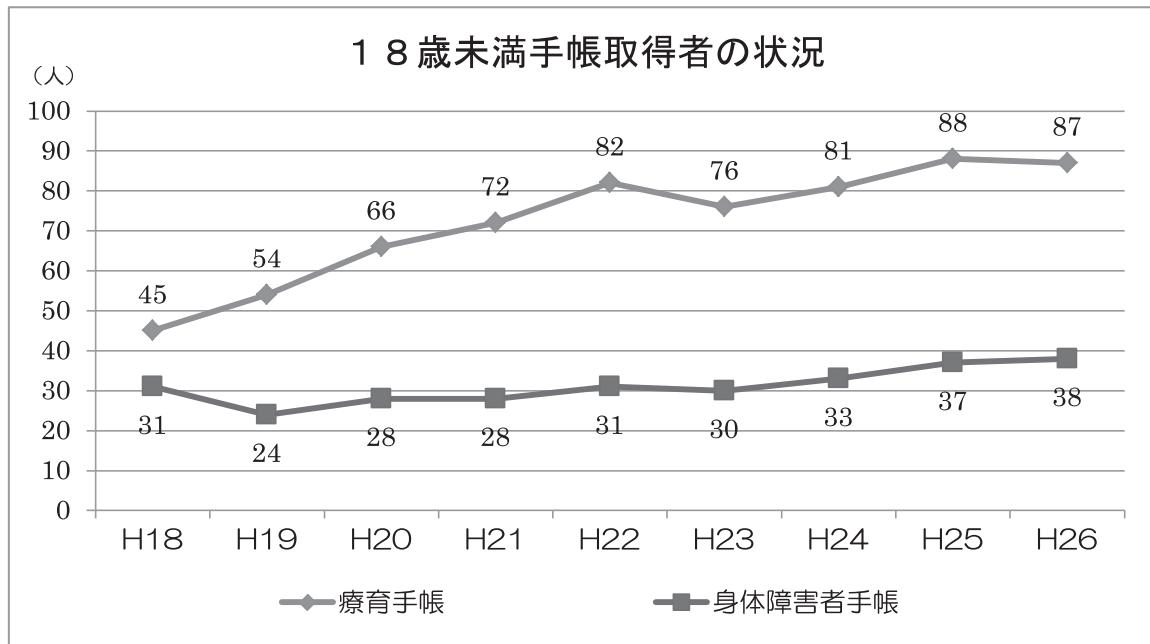
資料：厚生労働省 母子保健の現状より



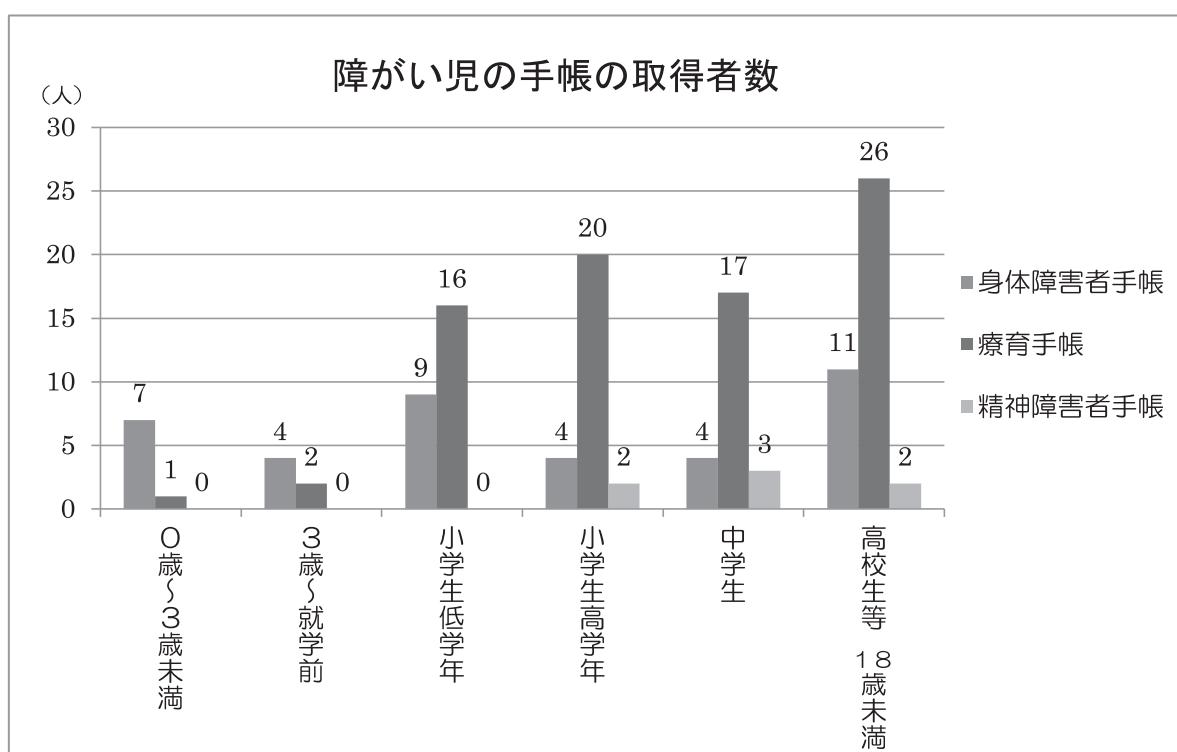
資料：厚生労働省 母子保健の現状より

(5) 障がい児の手帳の取得者数

療育手帳・身体障害者手帳の取得者数は、年々増加傾向にあります。0歳～18歳までの手帳取得者は128名です。（精神障害者手帳取得者3名を含む）



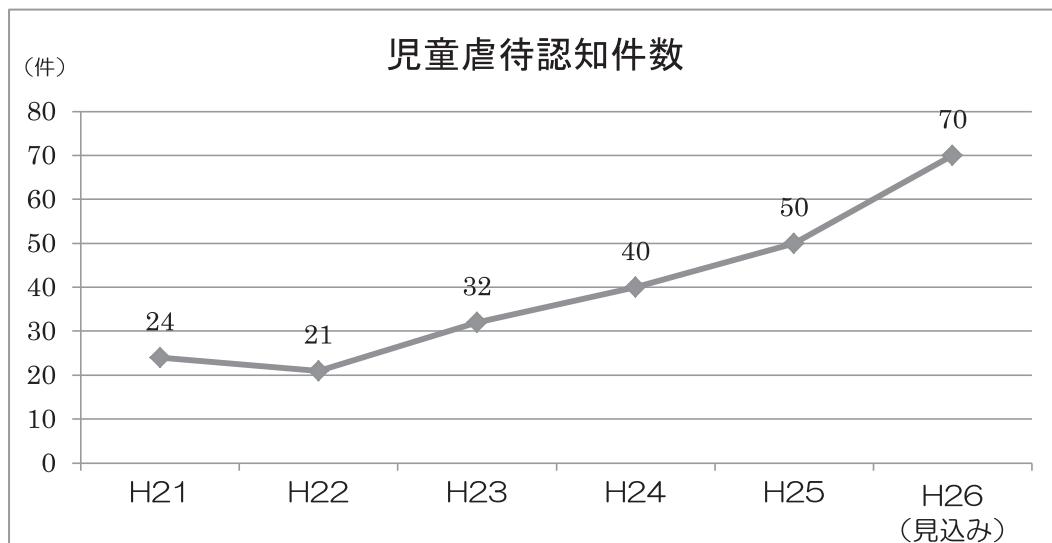
資料：健康福祉部高齢・障がい支援室（各年4月1日現在）



資料：健康福祉部高齢・障がい支援室（平成25年度）

(6) 児童虐待認知件数とその内訳

児童虐待認知件数は、年々増加しており、その内訳では心理的虐待やネグレクトが増加傾向にあります。



平成22年度 (件)	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(ネグレクト) 拒否	保護の怠慢	計
0~3歳未満	0	0	0	3		3
3歳~就学前児童	3	0	0	2		5
小学生	1	0	1	2		4
中学生	1	0	2	3		6
高校生・その他	0	0	0	3		3
計	5	0	3	13		21

平成25年度 (件)	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(ネグレクト) 拒否	保護の怠慢	計
0~3歳未満	2	0	0	4		6
3歳~就学前児童	5	0	5	10		20
小学生	1	0	4	6		11
中学生	2	0	4	4		10
高校生・その他	0	0	2	1		3
計	10	0	15	25		50

資料：健康福祉部子ども総合センター子ども支援室

3 保育所・幼稚園の現状と就園状況

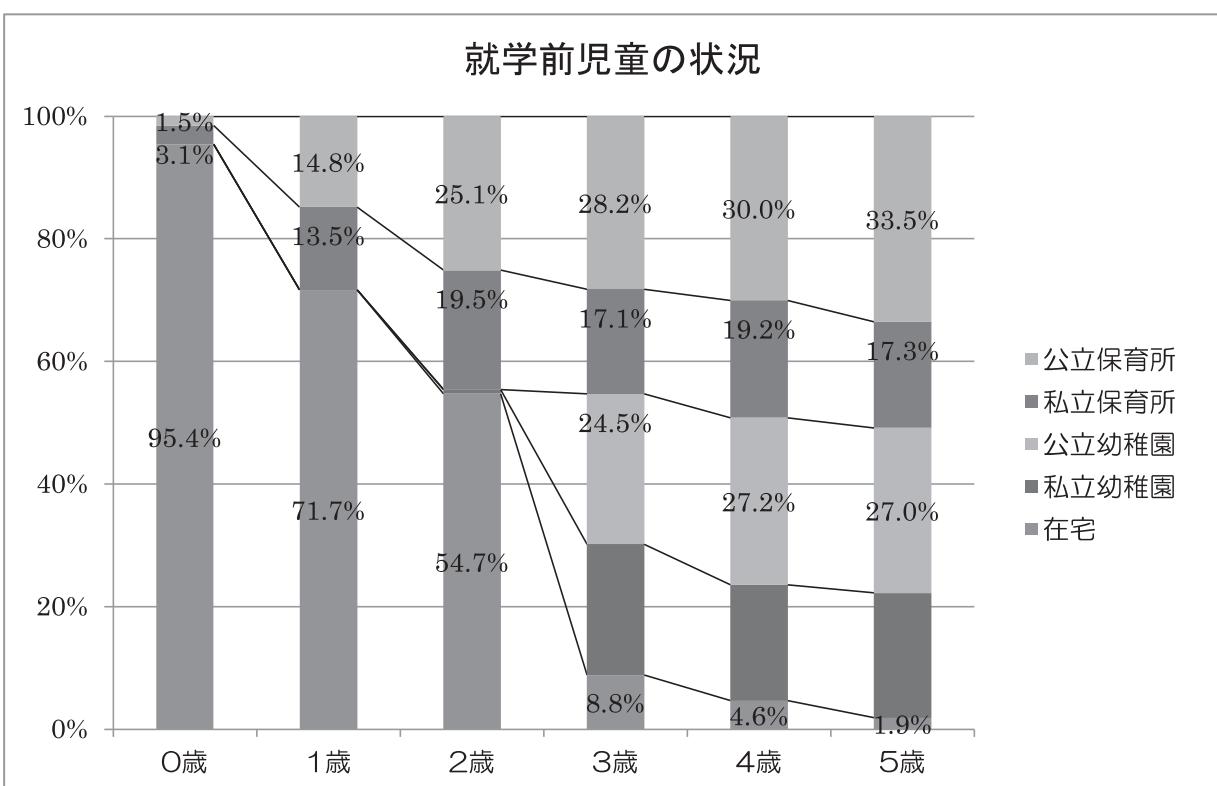
(1) 就学前児童の状況

0～2歳児については、施設に通わずに在宅で過ごしている児童が最も多く、2歳児で約55%を占めます。一方、3～5歳児では公立保育所に通っている児童が最も多いですが、公立・私立を合わせると、保育所と幼稚園とはあまり差がありません。

就学前児童の状況（人）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
公立保育所	7	71	117	144	149	163	651
私立保育所	14	65	91	87	95	84	436
公立幼稚園	0	0	0	125	135	131	391
私立幼稚園	0	0	3	109	94	99	305
在宅等	438	344	255	45	23	9	1,114
就学前児童数	459	480	466	510	496	486	2,897

就学前児童の状況



資料：就学前児童数は、住民基本台帳人口（平成26年4月1日現在）

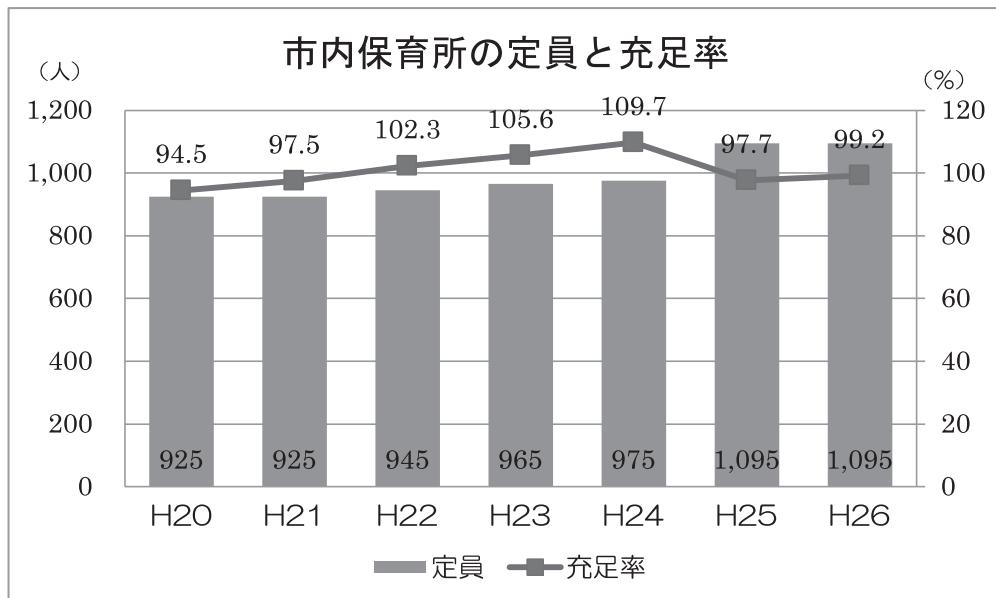
保育所の児童数は、平成26年4月1日現在

幼稚園の児童数は、平成26年5月1日現在

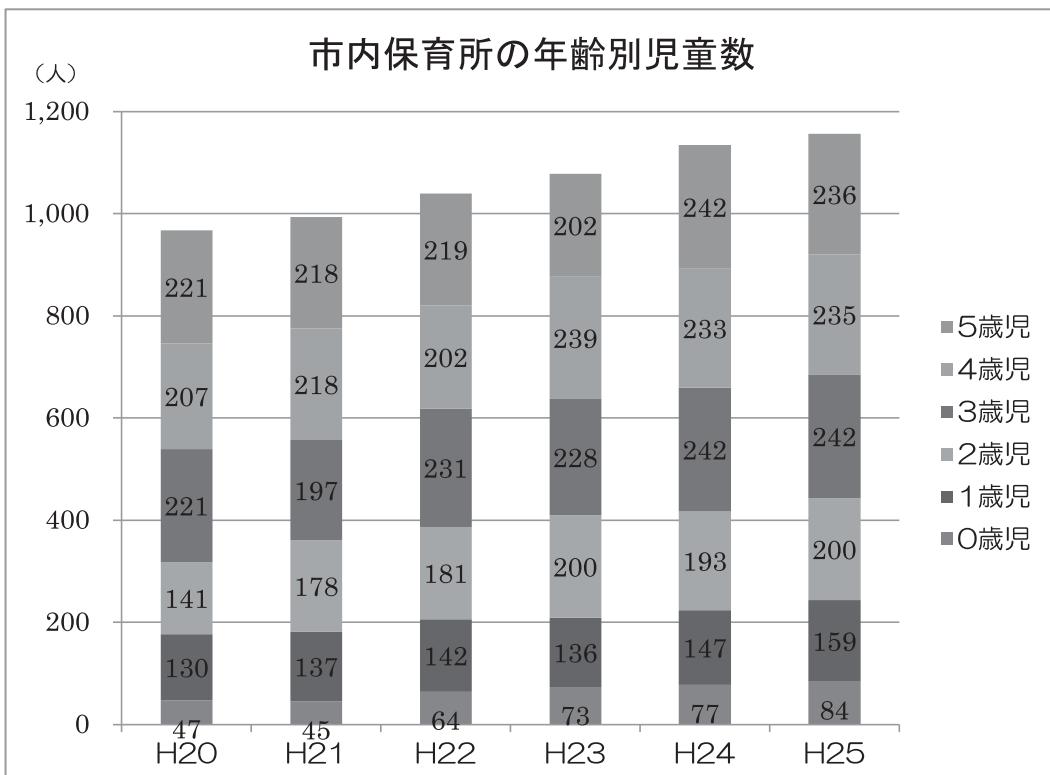
私立保育所及び私立幼稚園の児童数には、市外の園に入所する児童も含む

(2) 保育所の状況

保育所については、公立9園、私立5園にて保育を実施しています。保育ニーズの増加により、平成22年度から定員を上回る児童を受け入れていましたが、平成25年度に1園開所したため、児童数が定員数を下回りました。



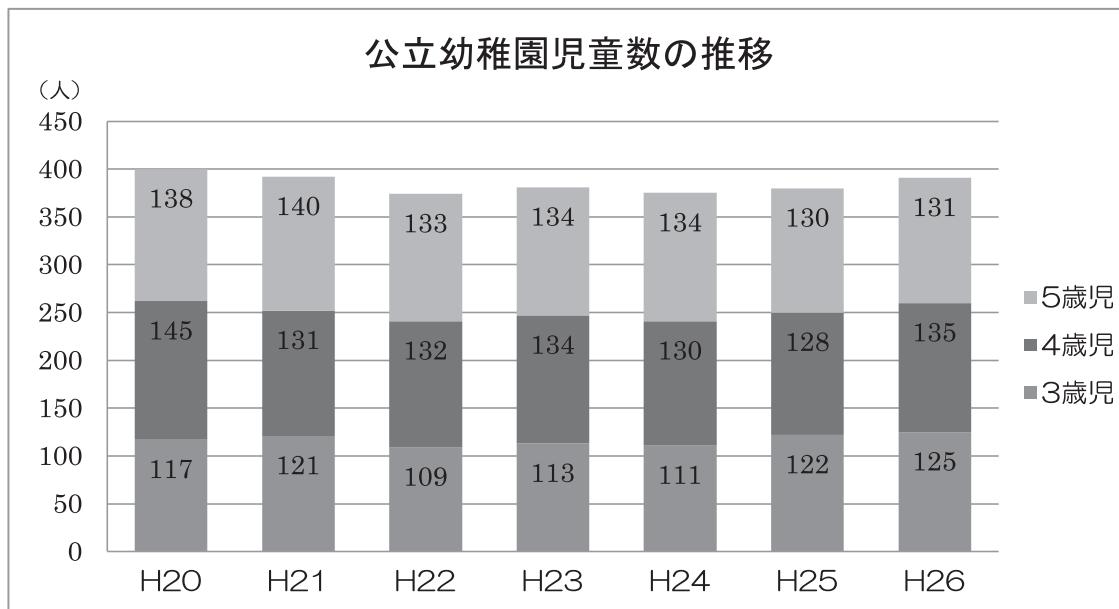
資料：健康福祉部子ども総合センター子ども家庭室（各年度）



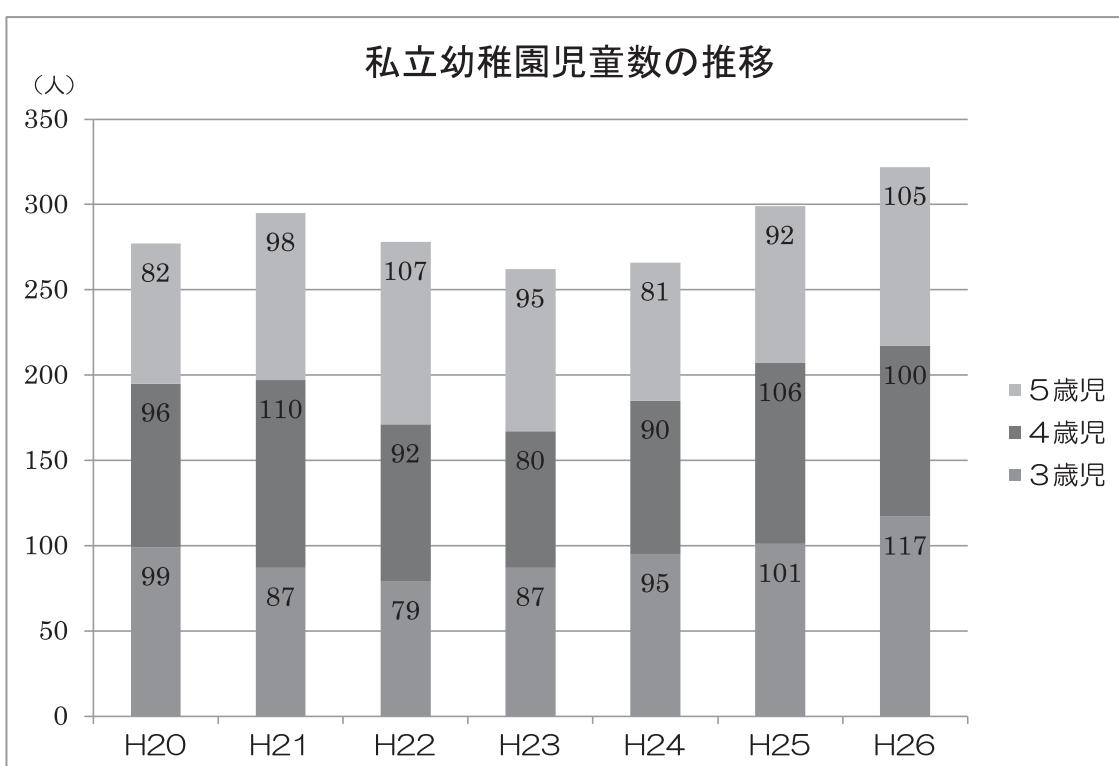
資料：健康福祉部子ども総合センター子ども家庭室（各年3月1日入所児童数）

(3) 幼稚園の状況

幼稚園については、公立5園、私立1園にて就学前教育を実施しています。公立幼稚園では3～5歳児がそれぞれ120～130人前後で推移しています。私立幼稚園については、3歳児を中心に増加傾向にあります。



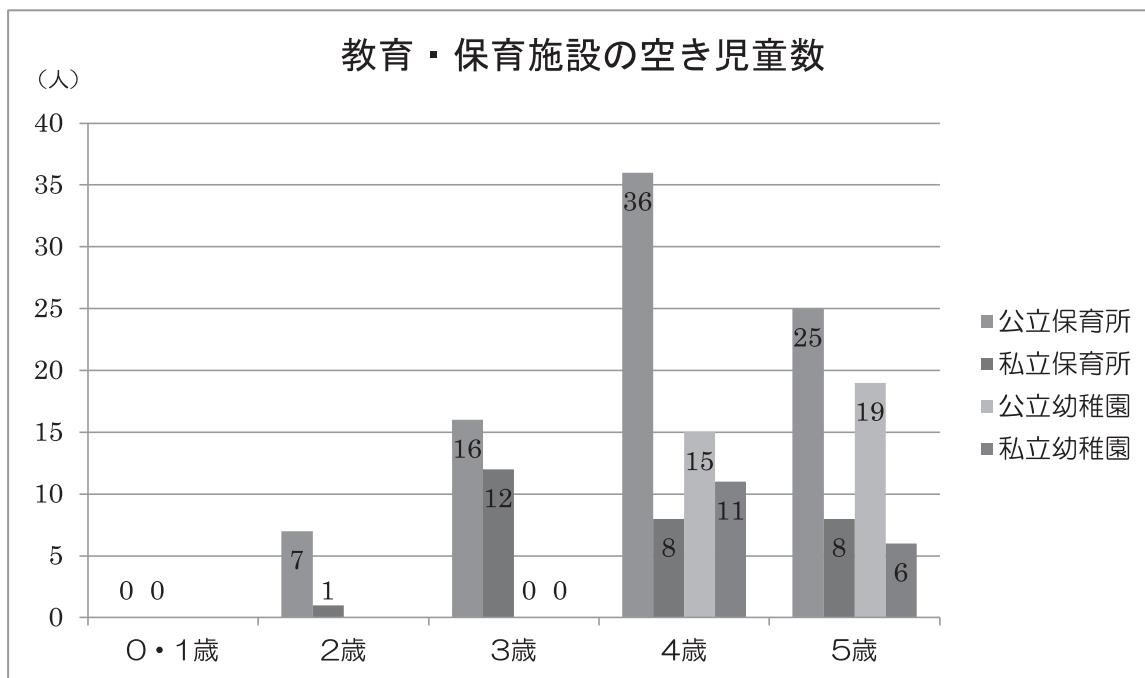
資料：教育委員会教育総務室（各年5月1日現在）



資料：教育委員会教育総務室 学校基本調査より

(4) 教育・保育施設の空き状況

低年齢児童の施設が不足する一方で4、5歳児の教育・保育施設の空き人数が目立っています。不足する低年齢児童の対応のため、保育所の定員の弾力化を行い(遊戯室等の活用)供給量を確保していますが、空きが見られるのは、市西部・南部の地域となっています。

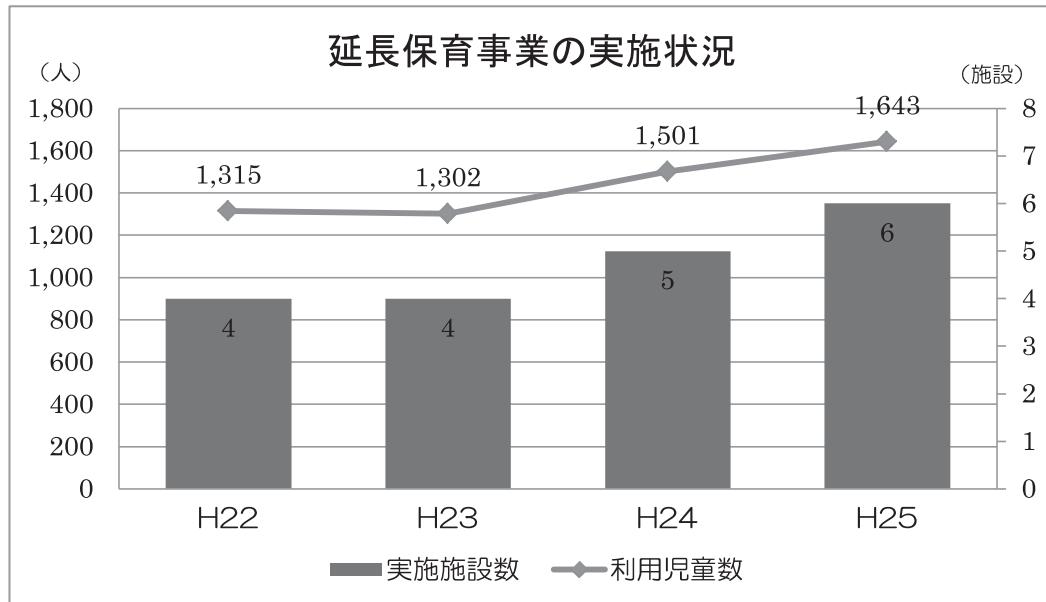


資料：教育委員会教育総務室（平成26年5月1日現在）
健康福祉部子ども総合センター子ども家庭室（平成26年10月11日現在）

4 保育サービス及び子育て支援事業の状況

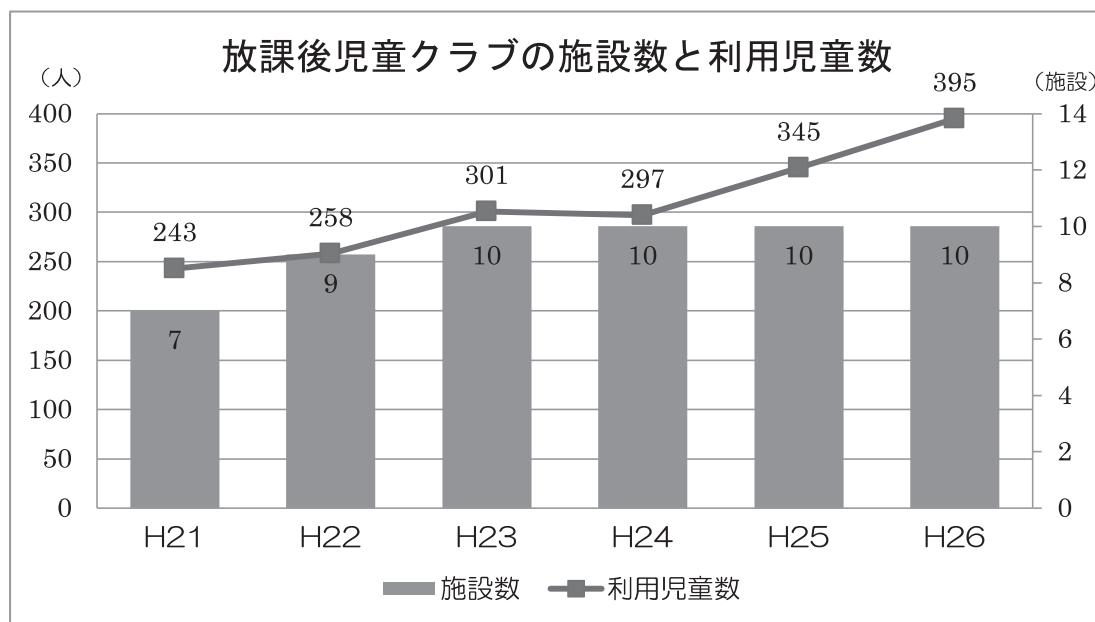
(1) 延長保育事業

11時間を超える延長保育については、公立2園、私立4園で午後7時30分まで実施しています。保護者の就労状況から、利用者数が増加傾向にあります。



(2) 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブ（学童保育所）については、市内11小学校区のうち、10小学校区で開設されており、利用者数も増加傾向にあります。



(3) 子育て短期支援事業

保護者の病気などのために一時的に児童養護施設などで預かるショートステイについては、利用世帯は少ないものの、同一世帯の複数回利用も見受けられます。

ショートステイの利用状況

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
利用世帯数(世帯)	2	2	3	1	2	1
利用者数(人)	9	4	3	1	2	1
利用日数(日)	62	27	17	7	15	4

資料：健康福祉部子ども総合センター子ども家庭室（各年3月末日現在）

(4) 地域子育て支援センター・児童センター

子育ての相談にのったり、保護者同士が交流したりする地域子育て支援センターについては、市内5か所（うち、3か所は私立保育所に併設）で実施し、平成25年度は計37,017人の親子の利用がありました。

また、児童厚生施設である児童センターでは年間10,000人以上の子ども（主に小学生）の利用があります。

地域子育て支援センター等の年間利用者数

単位：人

		H23	H24	H25
地 域 子 育 て 支 援 セ ン タ ー	あいあいっこ (亀山子育て支援センター)	24,839	25,283	25,749
	あすれっこ (関子育て支援センター)	5,910	5,808	5,796
	のんの（野登ルンビニ園）		2,162	2,743
	コスモス倶楽部（亀山愛児園）		1,499	2,391
	なぎの木（川崎愛児園）		338	338
	合 計	30,749	35,090	37,017
児童センター		9,000	10,660	14,320

資料：健康福祉部子ども総合センター子ども家庭室（各年3月末日現在）

(5) 一時預かり事業

普段は家で見ているお子さんを一時的に預かる一時預かりは、1か所の保育所において実施してきましたが、平成25年度から2か所となり、年々利用が増える傾向にあります。

一時預かりの年間利用者数

	H22	H23	H24	H25
利用者数(人)	343	129	337	626

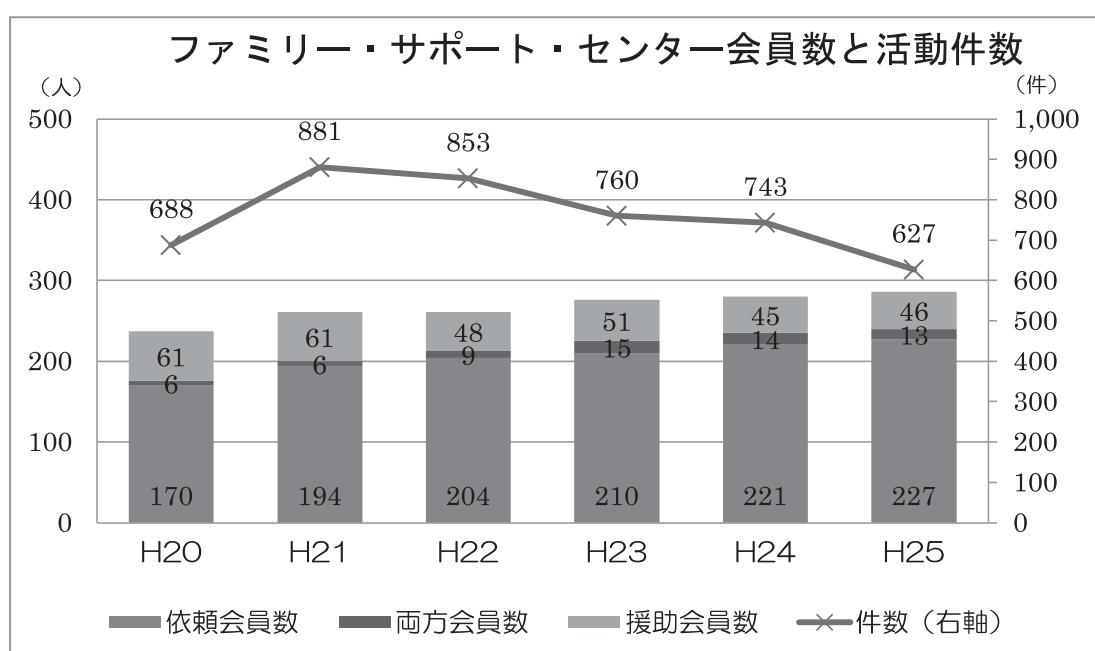
資料：健康福祉部子ども総合センター子ども家庭室（各年3月末日現在）

※類似施設としてシルバー人材センターと株式会社が運営する施設あり。

※平成23年度は特別保育のニーズが高かったため、一時預かりの定員を抑えたことによる。

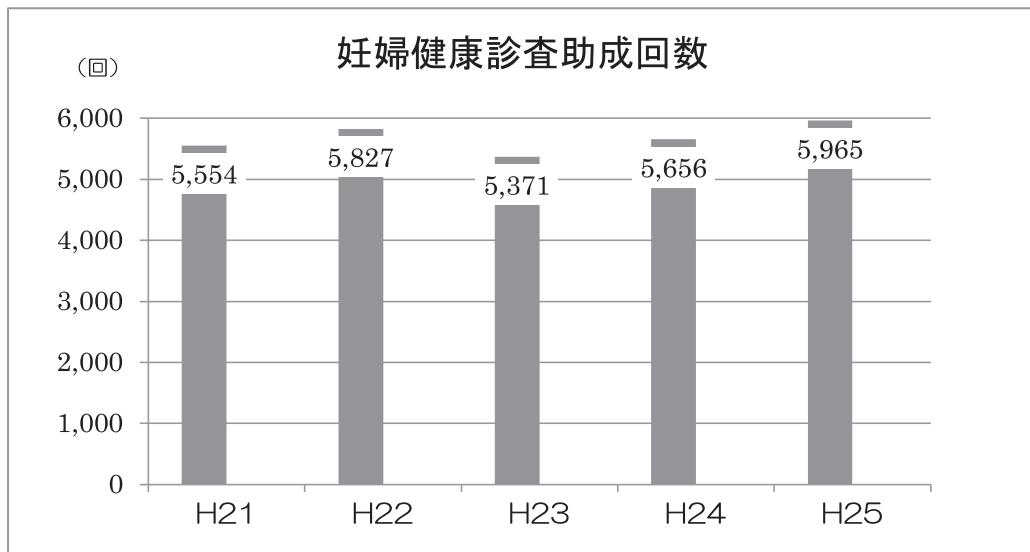
(6) ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい人（依頼会員）の登録は増加していますが、行いたい人（援助会員）の登録は減少傾向にあります。



(7) 妊婦健康診査

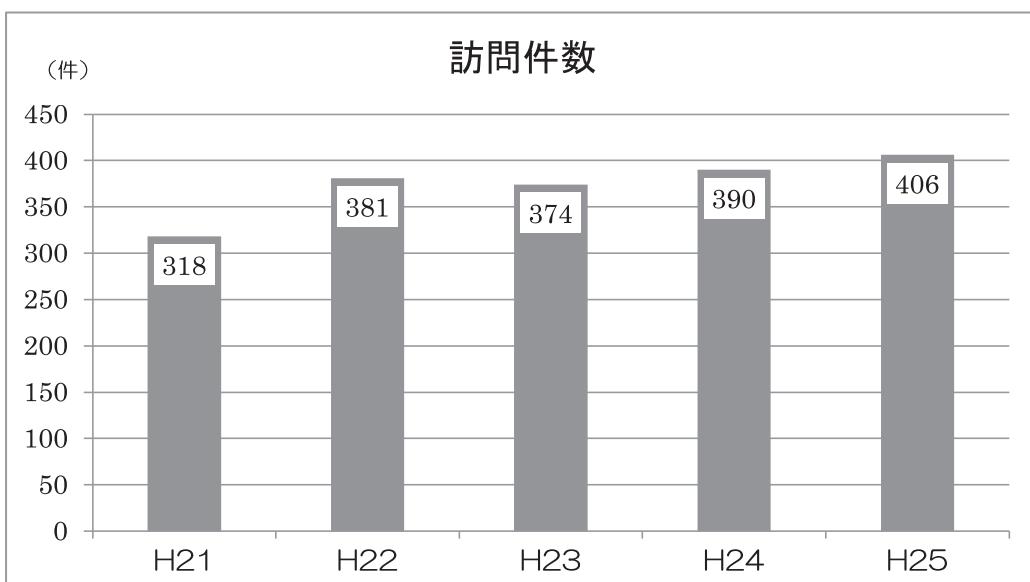
妊娠中の健康診査にかかる費用を助成しており、助成回数が増えた平成21年度以降は延べ5,300～6,000回の間で推移しています。



資料：健康福祉部健康推進室（各年3月末日現在）

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

原則として生後4か月までの赤ちゃんのいる全ての家庭を訪問しており、年間400件ほどで推移しています。（新生児訪問、未熟児訪問も行っています。）



資料：健康福祉部健康推進室（各年3月末日現在）
平成21年6月から開始。（生後4か月までの乳児）

5 アンケート調査結果から見る現状

(1) アンケート調査の概要

- ・調査地域……龜巣市全域
- ・調査対象……対象年齢児童を持つ保護者
- ・調査方法……学校・園を通じた配付・回収（一部、未就園児は郵送）
- ・調査期間……平成25年9月
- ・回収結果

調査種別	配付数	回収数	回収率
就学前児童調査	1,000	853	85.3%
小学校児童調査	400	377	94.3%

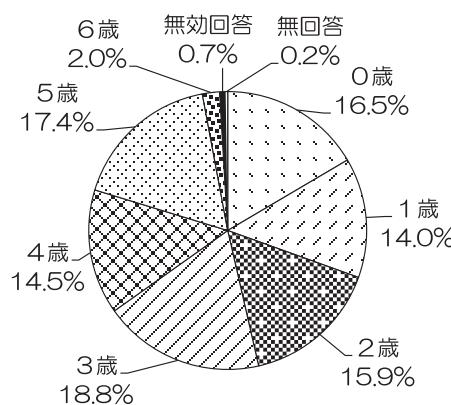
(2) 調査結果より

1. 家族の状況と子どもの育ちをめぐる環境について

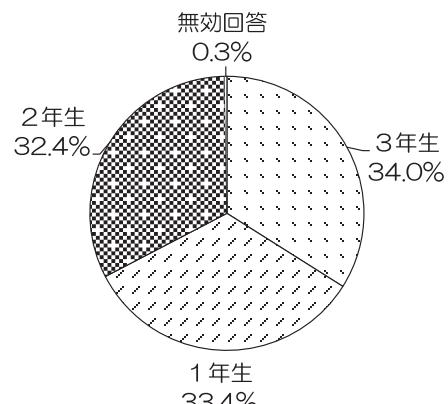
N=調査対象数（母数）

① 対象児童の年齢

【就学前調査 N=853】

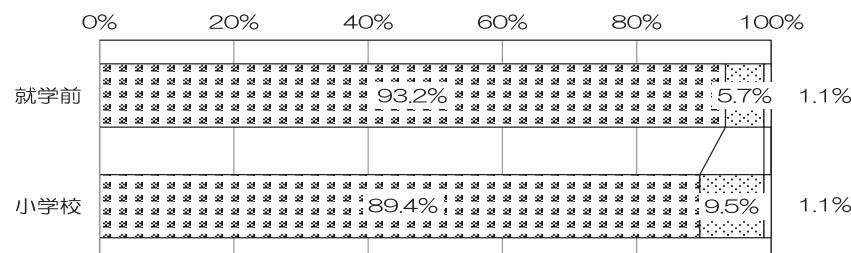


【小学校調査 N=377】



② 回答者の配偶者の状況

【就学前調査 N=853、小学校調査 N=377】

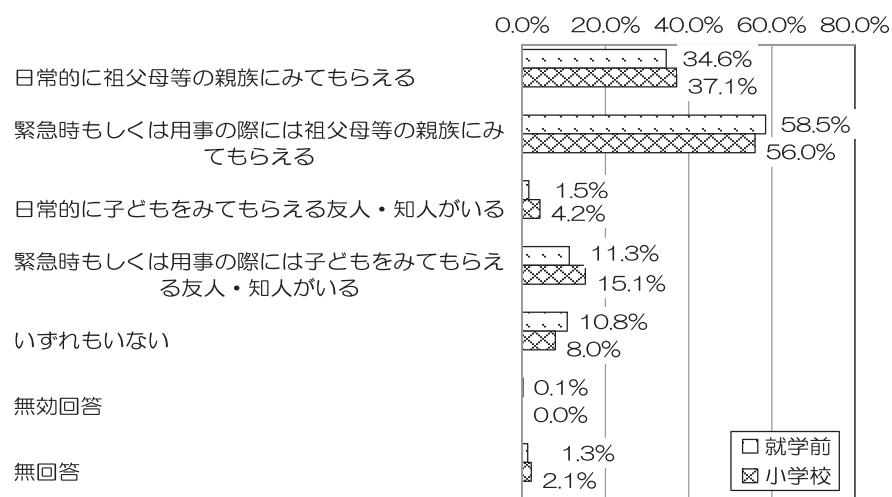


□ 配偶者がいる □ 配偶者はいない □ 無回答

③ 日頃、子どもを見てもらえる親族・知人の存在

日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人がいるかどうかについては、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が約50～60%で最も多くなっています。次いで、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が約30～40%となっており、「緊急時もしくは用事の際に子どもを見てもらえる友人・知人がいる」も約10～15%に上ります。一方、10%前後の人人が「いずれもいない」と回答しています。

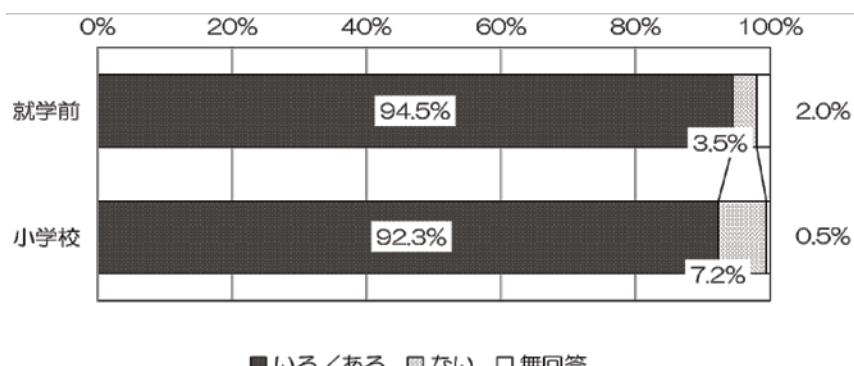
【就学前調査 N=853、小学校調査 N=377／複数回答】



④ 相談相手の存在

子育てについて相談できる人、場所があるかどうかについては、「いる／ある」と回答した人が90%以上を占めますが、『小学校』では「ない」と回答した人が7.2%に上ります。

【就学前調査 N=853、小学校調査 N=377】

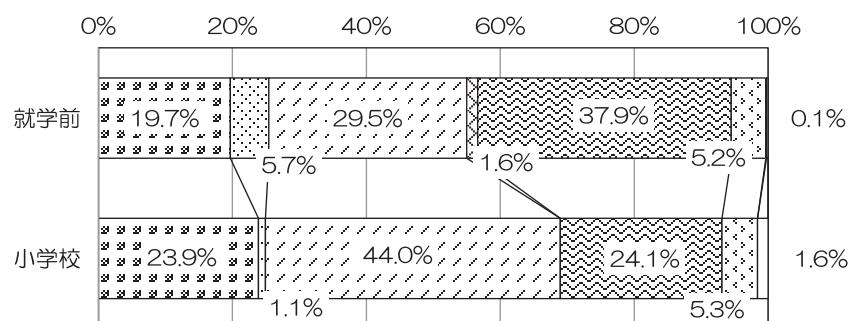


2. 母親の就労状況・就労意向について

① 現在の就労状況

母親の現在の就労状況は、『就学前』では40%強の人が「働いていない」という状況ですが、『小学校』では「働いていない」が少なくなり、「パート・アルバイト」が40%強となります。子どもが大きくなるに従い、パート等に就く人が増えることがうかがえます。

【就学前調査 N=853、小学校調査 N=377】

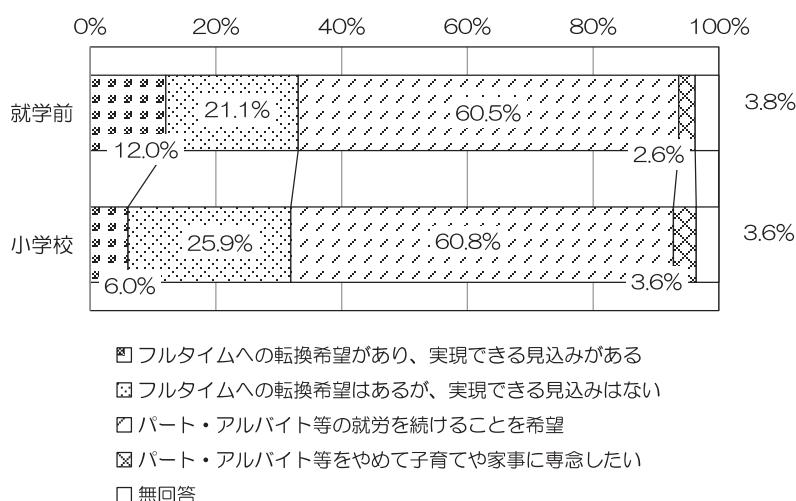


- 団 フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- 団 フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無効回答
- 無回答

② 現在パート・アルバイト等で働いている人のフルタイムへの転換希望

現在パート・アルバイト等で働いている人のフルタイムへの転換希望は、「今後も、パート・アルバイト等で働き続けたい」が最も多く、『就学前』、『小学校』ともに約60%に上ります。また、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が20%強となっています。一方、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」は『就学前』のほうがやや多く10%強となっています。

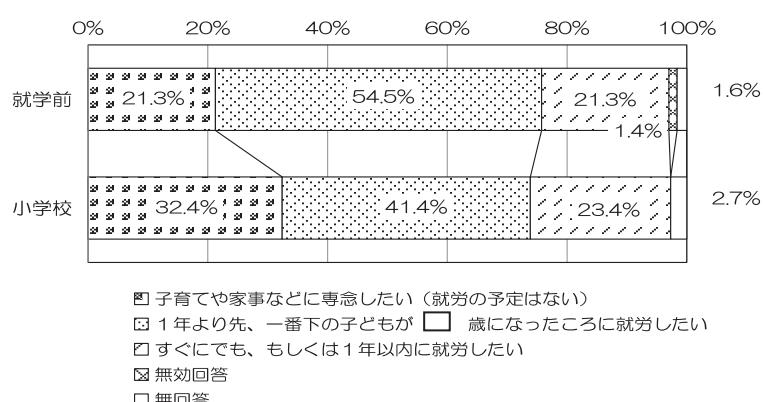
【就学前調査 N=266、小学校調査 N=166】



③ 現在働いていない人の働きたいという希望

現在働いていない人の就労希望は、「すぐにでも、もしくは1年内に働きたい」人が『就学前』、『小学校』とともに20%強です。また、「1年より先、一番下の子どもが口歳になったころに働きたい」を合わせると、『就学前』の約75%、『小学校』の約65%が「働きたい」と考えていることになります。一方、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」人は『就学前』で20%強、『小学校』で30%強に上ります。

【就学前調査 N=367、小学校調査 N=111】

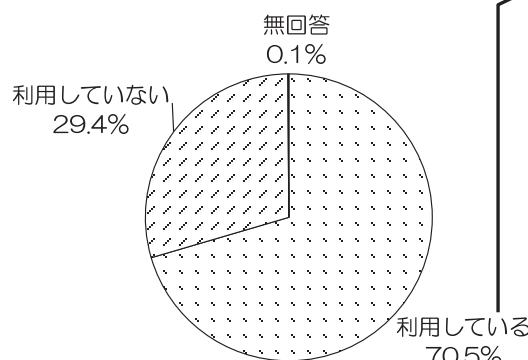


3. 教育・保育事業の利用状況と利用希望について

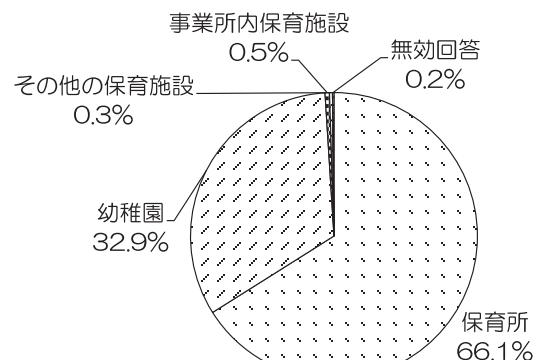
① 定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が70%以上に上ります。年齢別みると、「3歳」以上では90%以上が教育・保育事業を利用しています。また、「0歳」では利用していない人が80%以上を占めています。利用している教育・保育事業は、「保育所」が約70%を占めており、「幼稚園」は30%強となっています。

【就学前調査 N=853】



《利用している事業》【N=601】



【年齢別集計】

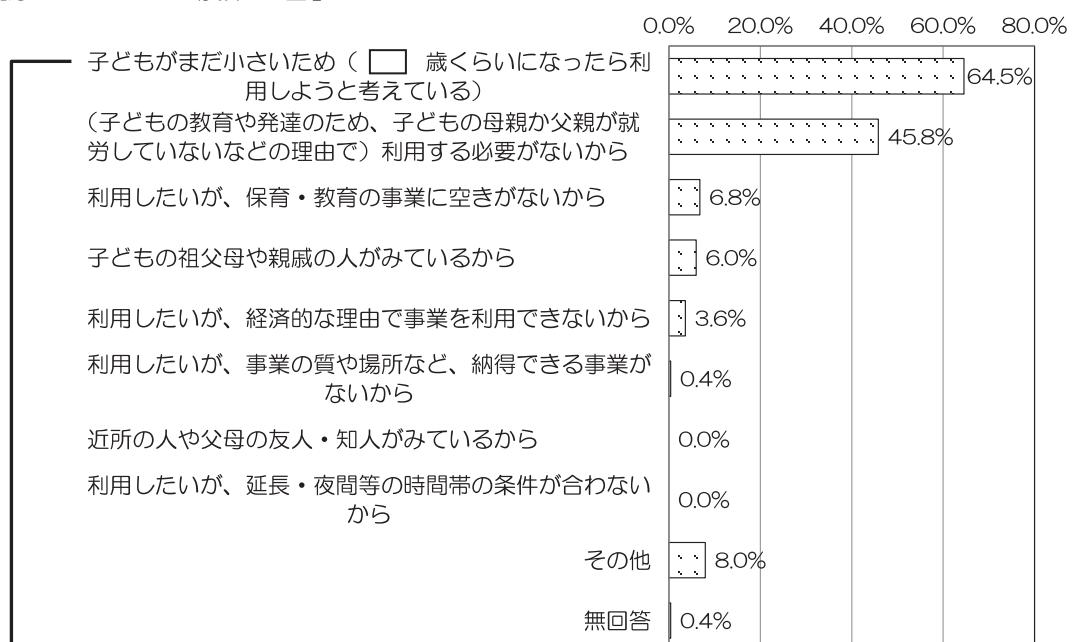
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
利用している	18.4%	48.7%	52.2%	96.3%	99.2%	100.0%
利用していない	81.6%	51.3%	47.8%	3.8%	—	—
N 値(人)	141	119	136	160	124	148

※無回答は省略

② 「定期的な教育・保育事業」を利用していない人の理由

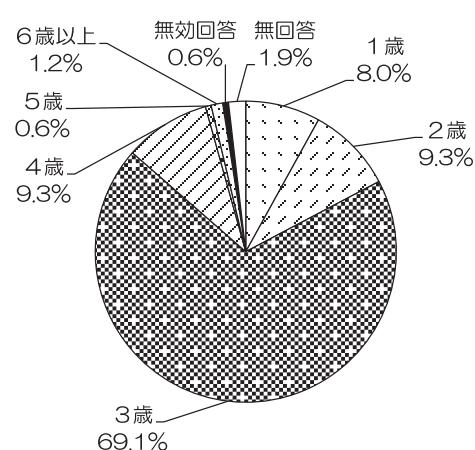
教育・保育事業を利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため」が約65%、次いで、「利用する必要がない」が約45%です。一方、定員に空きがない、経済的な理由など、利用したいができないという人はいずれも10%未満ですが、一定割合あることが分かります。

【就学前調査 N=251／複数回答】



《定期的な教育・保育事業を利用しようと考えている年齢》【N=162】

子どもが「3歳」くらいになったら利用しようと考えている人が最も多く、約70%に上ります。

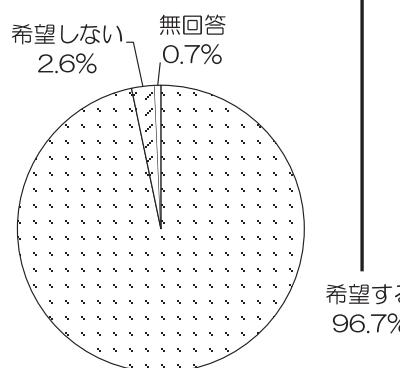


③ 「定期的な教育・保育事業」の利用意向

今後、教育・保育事業の利用を希望するかどうかについては、「希望する」が約97%を占めています。一方、「希望しない」と回答した人は約3%となっています。

利用を希望する教育・保育事業は、「保育所」が60%強を占め、「幼稚園」も50%強となっています。これを母親の就労希望別にみると、『フルタイム』と『パート・アルバイト等』では「保育所」が最も多くなっていますが、『将来希望』と『無職』では「幼稚園」が90%近くを占めています。

【就学前調査 N=853】



《利用を希望する事業》【N=825】



【母親の就労希望別集計】

	フルタイム	パート・アルバイト等	将来希望	無職
保育所	87.1%	69.9%	34.8%	25.0%
幼稚園	23.8%	49.1%	89.9%	85.7%
認定こども園	14.2%	11.1%	9.6%	7.1%
小規模な保育施設	10.2%	13.9%	10.1%	4.8%
その他の保育施設	2.3%	2.3%	4.0%	3.6%
事業所内保育施設	2.6%	1.4%	3.0%	1.2%
その他	0.7%	0.0%	0.5%	2.4%
N 値（人）	303	216	198	84

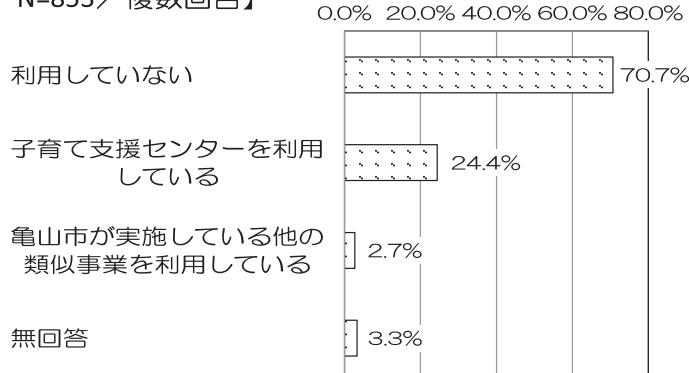
※無回答は省略

4. 地域子ども・子育て支援事業の利用について

① 地域子育て支援センター等

地域子育て支援センターの利用状況は、「利用していない」が約70%です。「子育て支援センターを利用している」は約25%となっています。利用していないと答えた人は、既にお子さんが就園・就学をしていることから、その必要がないことが考えられます。

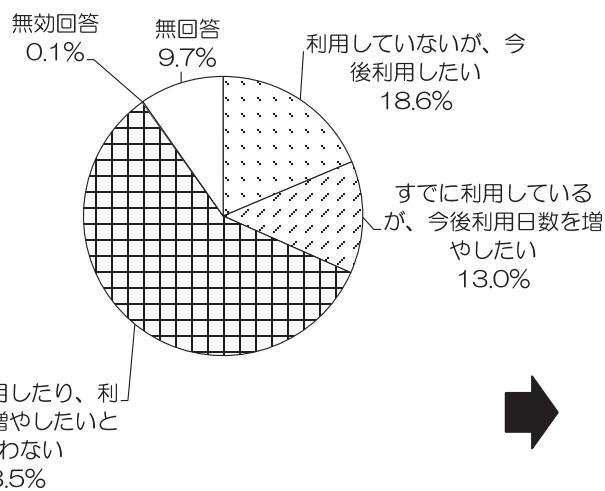
【就学前調査 N=853／複数回答】



今後、地域子育て支援センターを利用したいかどうかについては、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」と回答した人が過半数を占めており、「利用していないが、今後利用したい」は約20%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」は10%強となっています。

年齢別にみると、「0歳」では「利用していないが、今後利用したい」と回答した人が最も多く、約30%に上ります。

【就学前調査 N=853】



【年齢別集計】

	なり、新に利用したいたいと思はれ利用日数を増やしたい	いが、利用して今後利用しない	するが、今後利用したい	N 値(人)
0歳	28.1%	31.5%	28.1%	146
1歳	48.8%	21.1%	20.3%	123
2歳	60.4%	14.4%	13.7%	139
3歳	66.5%	16.8%	8.1%	161
4歳	73.9%	14.3%	4.2%	119
5歳	73.2%	13.4%	4.5%	157

※無効回答、無回答は省略

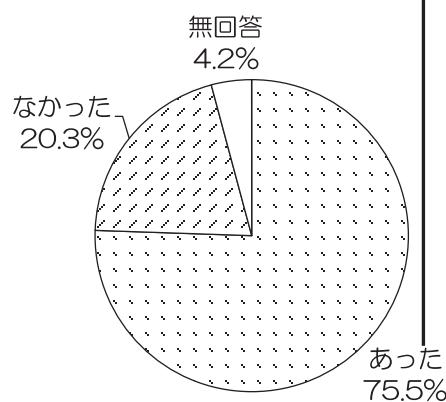
② 子どもが病気の際の対応

この1年間に、お子さんが病気やけがで通常の事業が利用できなかったことが「あった」人が全体の4分の3以上に上ります。

その時の対処方法は、「母親が仕事を休んだ」が最も多く、70%に上ります。その一方、「病児・病後児の保育を利用した」は少数でした。

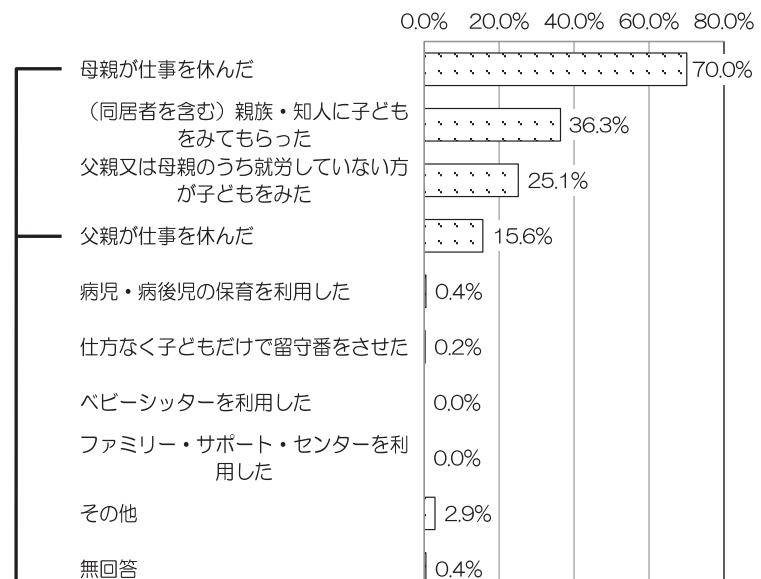
母親または父親が仕事を休んだ際に、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と思った人は30%弱となっており、一定割合のニーズが認められます。

【就学前調査 N=601】

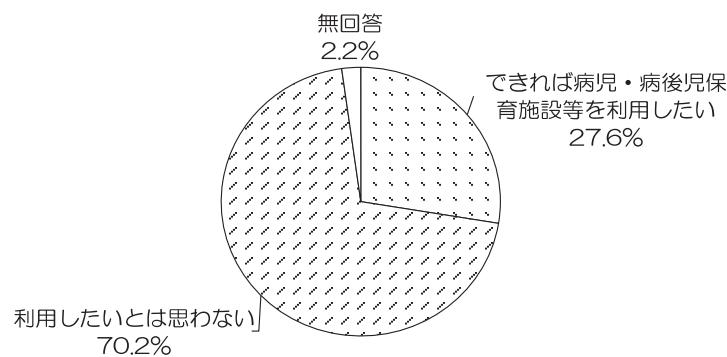


《子どもが病気の際の対応》

【N=454／複数回答】



《仕事を休んだと回答した父親又は母親の病児・病後児保育の利用希望》【N=319】

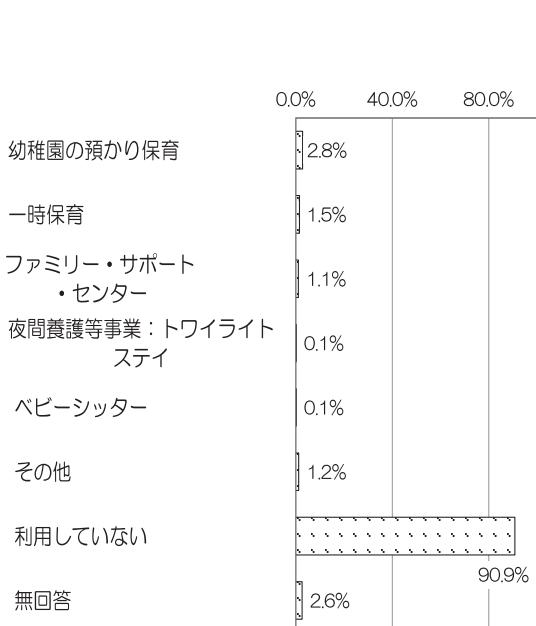


③ 一時保育など、不定期の事業

不定期に利用している事業は、「幼稚園の預かり保育」が2.8%、「一時保育」が1.5%、「ファミリー・サポート・センター」が1.1%と少なく、「利用していない」が90.9%を占めています。

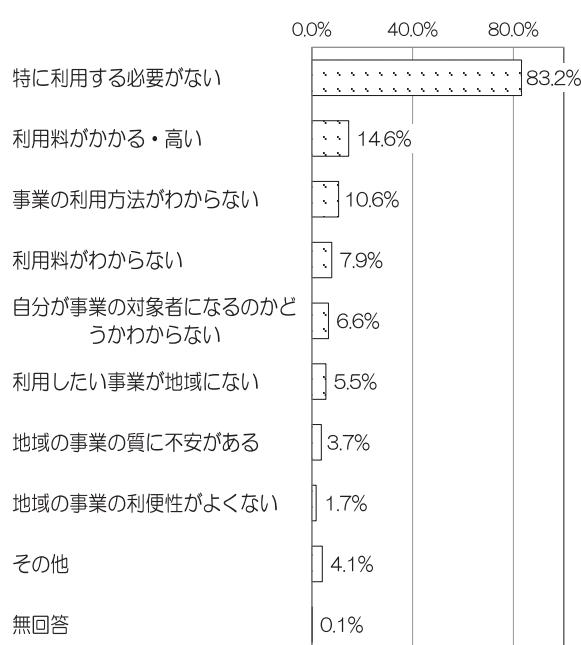
不定期の事業を利用していない理由は、「特に利用する必要がない」が全体の80%以上に上ります。一方、「利用料」や「利便性」、「事業の質」、「事業が地域にない」などの内容や条件等を要因とする人、及び「事業の利用方法」や「事業の対象者」、「利用料」などがわからないことも一定割合に上ります。

【就学前調査 N=853／複数回答】



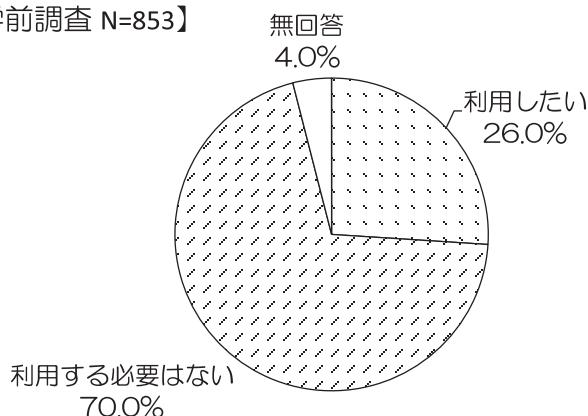
《不定期の事業を利用していない理由》

【N=775／複数回答】



【就学前調査 N=853】

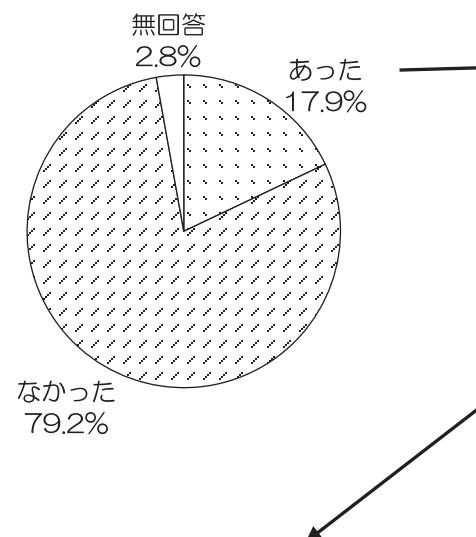
今後、事業を「利用したい」は30%弱、「利用する必要はない」は70%となっていきます。



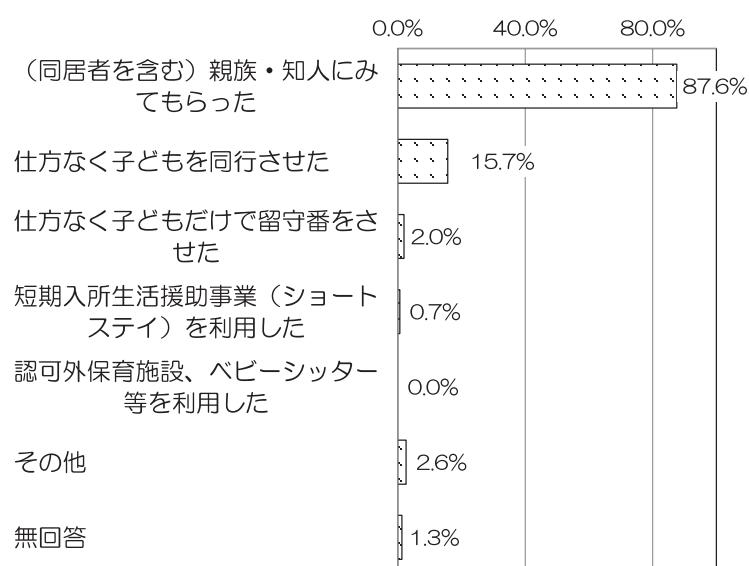
④ 泊まりがけで預けなければならなかったことの有無

この1年間に、保護者の用事でお子さんを泊まりがけで家族以外にみてもらわなければならぬことが「あった」人は約20%です。その際の対処方法としては、「(同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」が90%近くに上ります。一方、「仕方なく子どもを同行させた」人も約15%いました。また、「短期入所生活援助事業(ショートステイ)」を利用した人は0.7%と少なく、「認可外保育施設、ベビーシッター等」の利用者はありませんでした。

【就学前調査 N=853】



《泊まりがけで預けなければならなかった場合の対処方法／複数回答》【N=153】

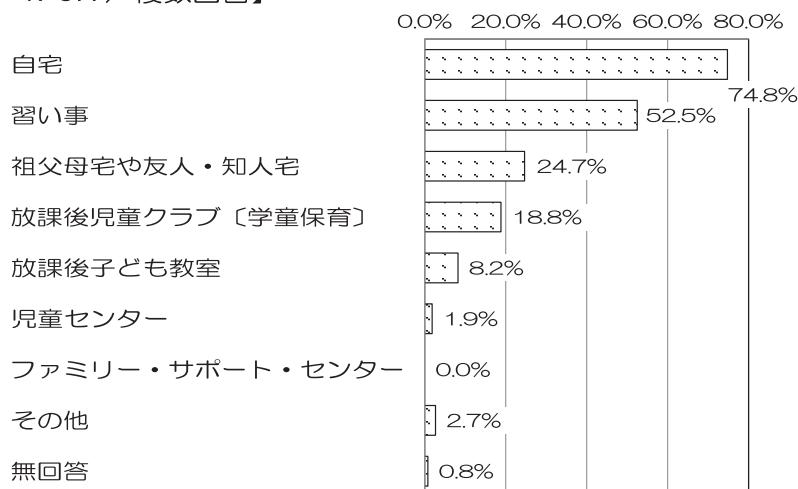


5. 小学生の放課後の過ごし方について

① 現在、放課後を過ごす場所

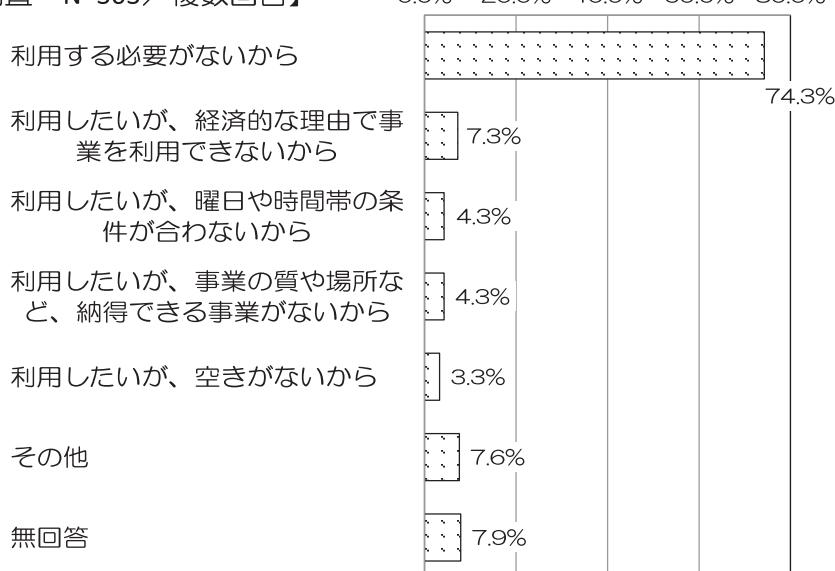
現在のお子さんの放課後の過ごし方については、「自宅」が70%以上に上り、「習い事」も50%強となっています。一方、「放課後児童クラブ」は約20%となっており、「ファミリー・サポート・センター」の利用はありませんでした。

【小学校調査 N=377／複数回答】



放課後児童クラブを利用していない理由は、「利用する必要がないから」が70%強で最も多くなっています。一方、いずれも10%未満ながら、内容や料金、条件等が理由で利用していない人もあります。「利用したいが、空きがないから」は3.3%となっています。

【小学校調査 N=303／複数回答】



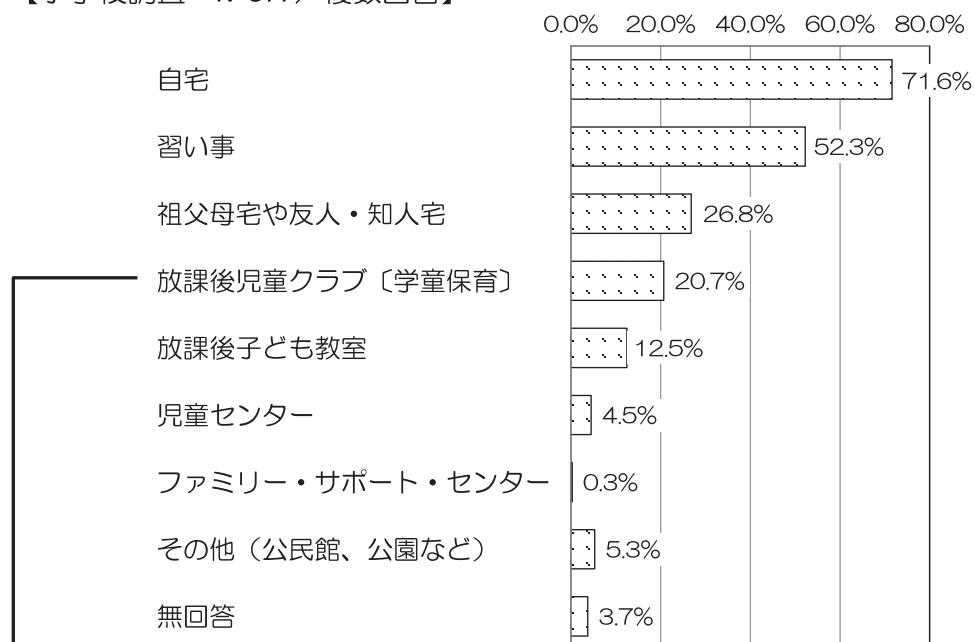
② 今後、放課後を過ごさせたいと思う場所

今後、どのような場所で放課後を過ごさせたいかについては、前ページの現在の過ごし方と大きくは傾向が変わらず、「自宅」が約70%、「習い事」が50%強です。一方、「放課後児童クラブ」は現状より2ポイントほど多い20.7%でした。

また、放課後児童クラブを何年生まで利用したいかについては、「6年生」までが50%以上に上りました。

放課後児童クラブの利用を希望する人のうち、長期の休暇期間中の利用希望については、「利用したい」が大半を占めています。

【小学校調査 N=377／複数回答】

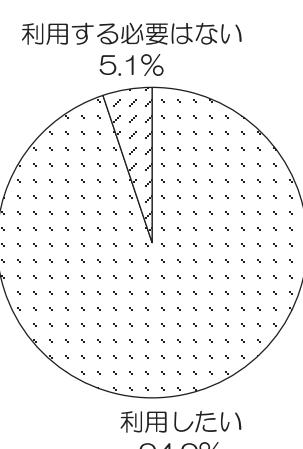
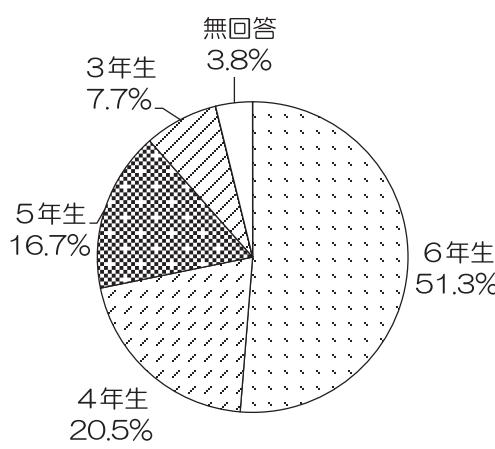


《放課後児童クラブの

利用を希望する学年》【N=78】

《長期の休暇期間中の

放課後児童クラブの利用希望》【N=78】

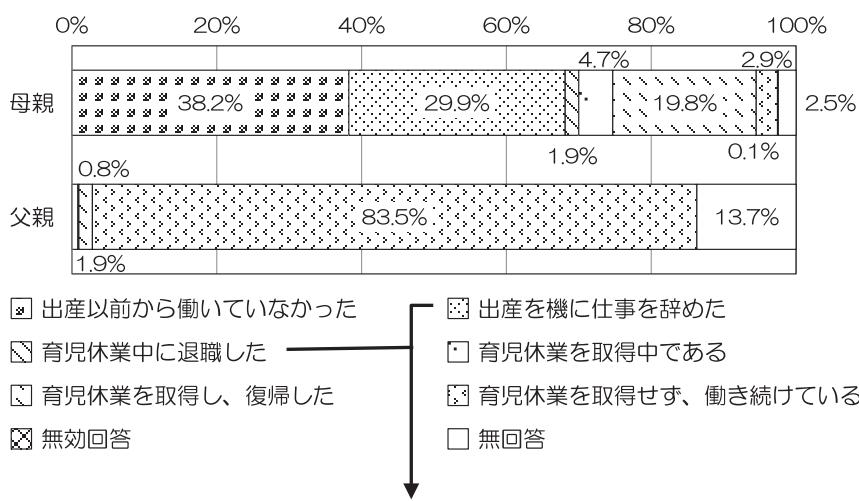


6. 職場の両立支援制度について

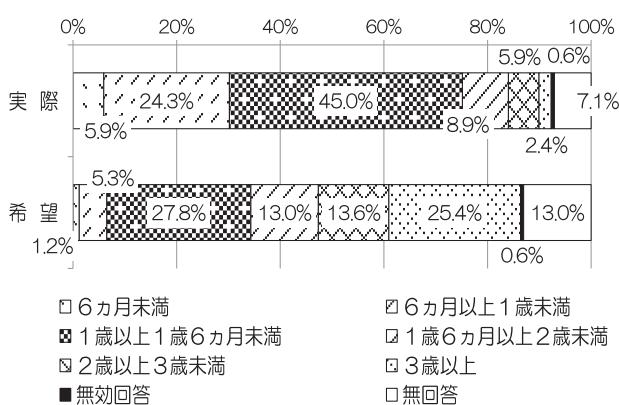
① 育児休業の取得状況

育児休業を取得したかどうかについては、「母親」は「出産以前から働いていなかった」が約40%で最も多く、「出産を機に仕事を辞めた」が約30%で続いている。 「育児休業を取得中である」は4.7%、「育児休業を取得し、復帰した」は19.8%と、育児休業取得経験のある人は合わせて24.5%となっています。 「父親」は「育児休業を取得せず、働き続けている」が80%強を占めており、「育児休業を取得し、復帰した」は僅かに1.9%となっています。 仕事を辞めた人（母親）に、保育サービスや環境が整っていたら、就労を継続したかどうかを聞いたところ、「いずれにしてもやめていた」が最も多くなっています。 また、職場復帰した人（母親）が、実際に復帰したタイミングは、子どもが「6カ月以上1歳未満」と「1歳以上1歳6カ月未満」で70%近くを占めますが、希望では、「2歳以上3歳未満」や「3歳以上」も合わせて約40%に上ります。

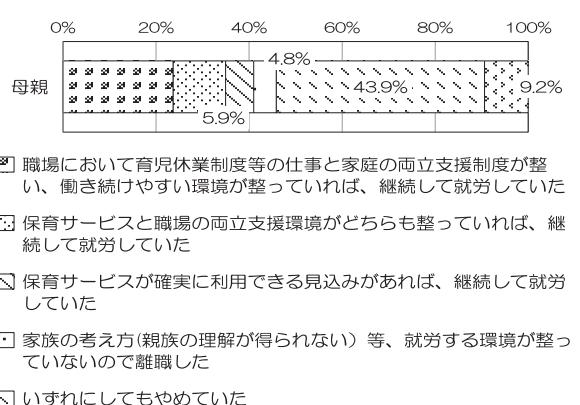
【就学前調査 N=853】



《職場復帰した時期と希望時期（母親）》【N=169】



《保育サービスや環境が整っていたら、就労を継続したか（母親）》【N=271】

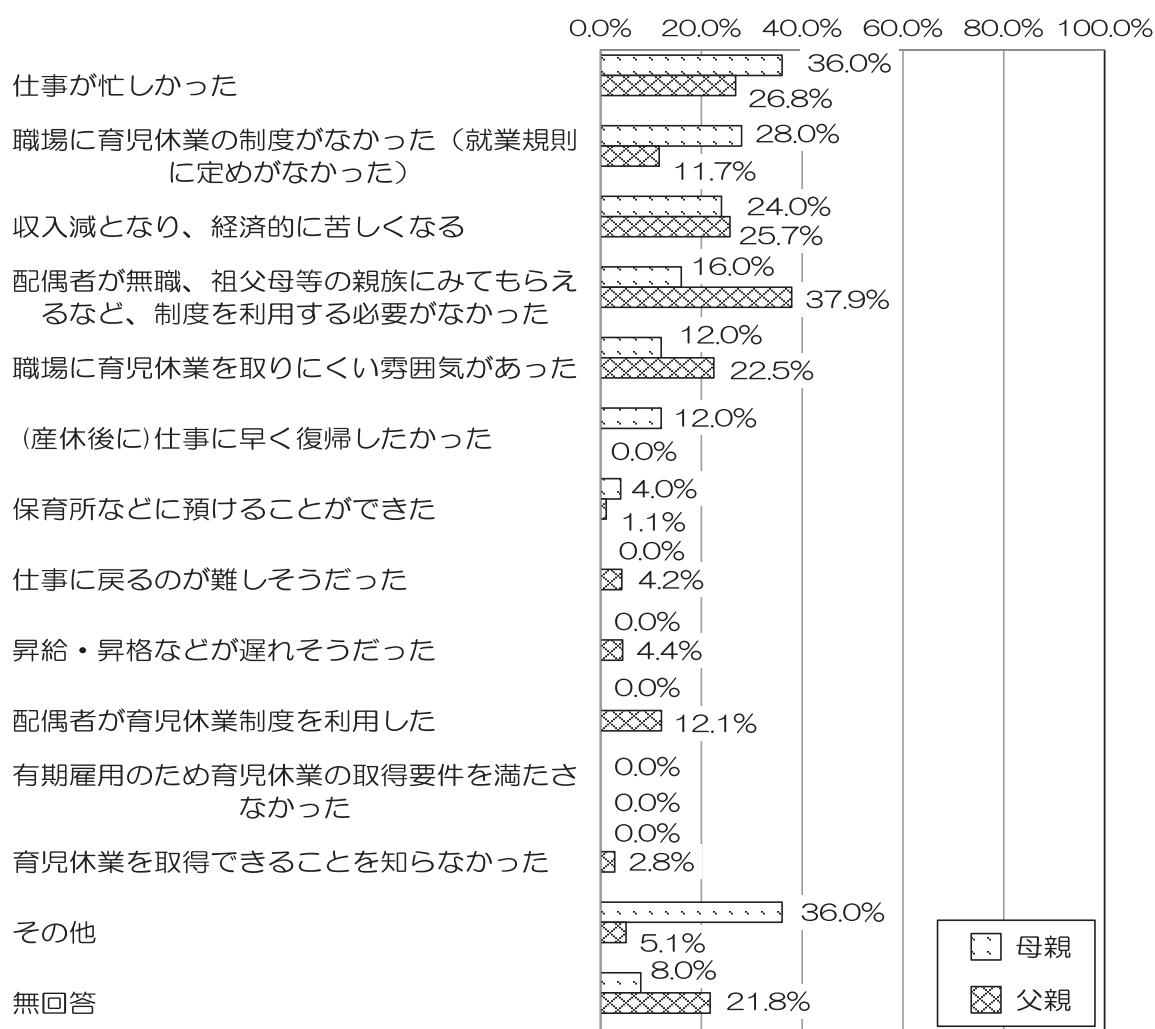


② 育児休業を取らずに働き続けている理由

育児休業を取得せず働き続けている理由は、「母親」では「仕事が忙しかった」(36.0%) や「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」(28.0%) などがあげられています。

一方、「父親」では「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」(37.9%) が最も多く、次いで、「仕事が忙しかった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が20~30%に上ります。

【就学前調査 母親 N=25、父親 N=712】

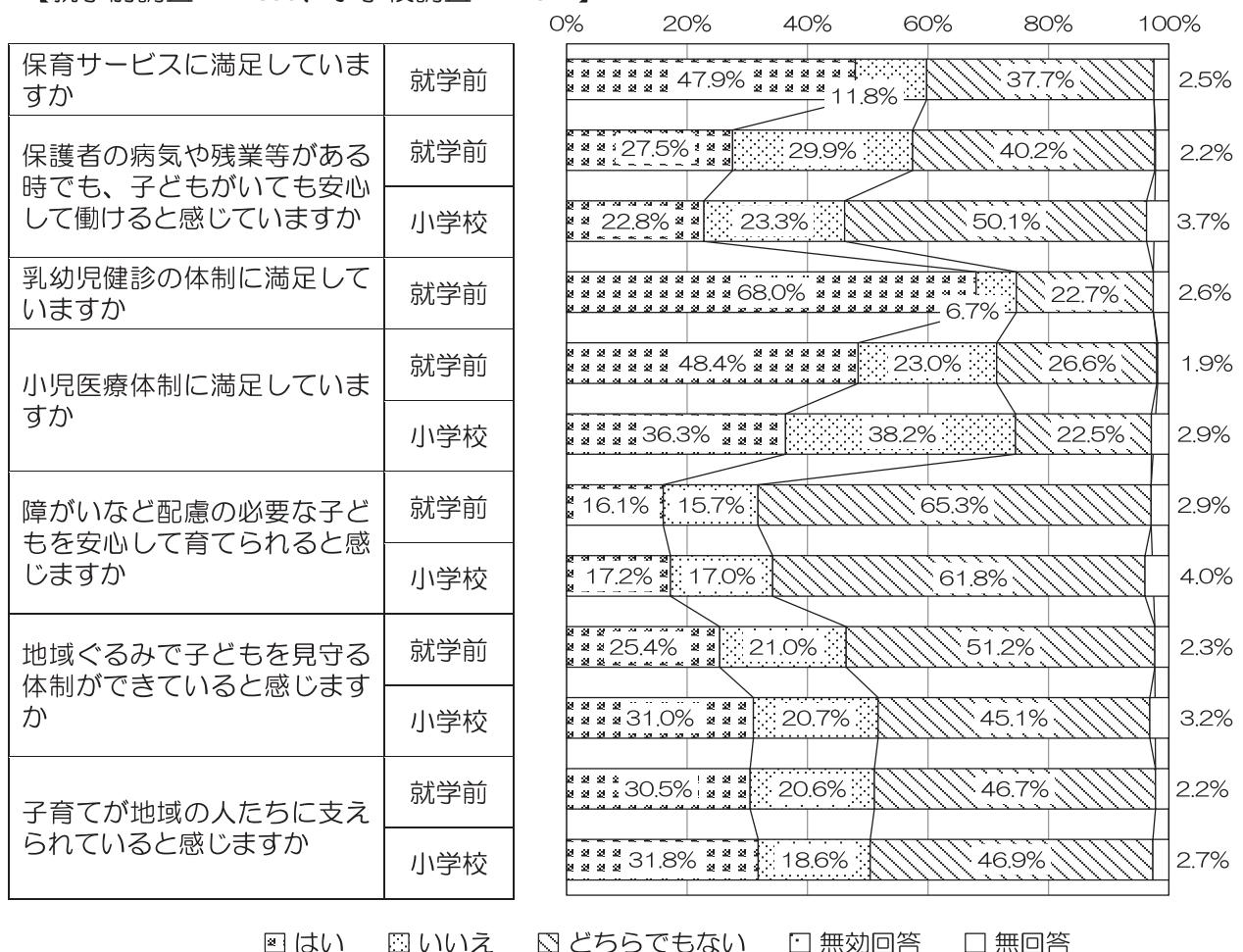


7. 子育て環境の満足度について

『就学前』、『小学校』ともに肯定的な意見が多いのは、質問項目が「地域ぐるみで子どもを見守る体制ができていると感じますか」と「子育てが地域の人たちに支えられると感じますか」となっています。また、『就学前』では「乳幼児健診の体制に満足していますか」と「保育サービスに満足していますか」、「小児医療体制に満足していますか」で、「はい」と答えた人が「いいえ」と答えた人をそれぞれ大きく上回っています。

一方、「保護者の病気や残業等がある時でも、子どもがいても安心して働けると感じていますか」では、『就学前』、『小学校』ともに「いいえ」と答えた人が「はい」と答えた人を上回っています。また、『小学校』では「小児医療体制に満足していますか」で、「いいえ」と答えた人が「はい」と答えた人を上回っています。

【就学前調査 N=853、小学校調査 N=377】



6 龍山市の課題

幼児期の教育・保育や子育て支援を取り巻く環境について、本市では次のような課題があると考えられます。

(1) 子ども人口の偏在化

本市ではしばらく子ども人口の増加が続いていましたが、全国的なすう勢と同様に、今後は減少し始めることが予想されます。また、本市における子ども人口は、特に人口の多い市北東部で増加し、市西部や南部では減少傾向にあることから、相対的に市北東部に偏り、子ども人口と教育・保育施設の配置とがアンバランスになることが考えられます。

(2) 増加傾向が続く小学生人口

小学生の人口については、現在の0～5歳人口の状況から見て、当面は増え続けることが予想されます。保護者の就労ニーズの上昇とも相まって、放課後児童クラブをはじめとする学齢期の保育・子育て支援へのニーズに対応していくことが必要です。

(3) 「幼保一体」へのニーズ

私立幼稚園では「預かり保育」による保育時間の長時間化が進む一方、保育所では保育方針への教育的観点の導入が進み、幼稚園と保育所との内容の差が少なくなっています。国が導入を促進している「認定こども園」についても、制度の見直しにより設置しやすくなっていることから、メリットとデメリットを見定めつつ、導入を検討していくことが必要です。

(4) 「制度のすき間」のニーズや要支援児童への対応

子育てをしている家庭の状況は多種多様です。例えば、就労環境の変化や夜間及び土日勤務の就労形態の場合については、定型的な教育・保育事業を受けにくいことが考えられることから、小規模保育やファミリー・サポートセンターなどの事業が用意され、情報提供することによって、利用したい人が利用できるようにすることが求められます。

また、経済的な困窮や保護者の疾患等により、充分な養育を受けられない等のニーズに対応するためにも、社会的養護についての対応が必要となっています。

(5) 障がい児に対する支援

本市には障がいのある児童に対する療育施設が無く、発達障がい児を対象とした療育事業により支援を行っています。しかし、近年、低体重出生等により障がいのある乳幼児が増える傾向にあり、障がい種別を問わず早期からの療育・機能訓練が求められています。

(6) 高い母親の就労率と就労ニーズ

本市には就労先となる事業所が比較的多いことや、多世代同居・近居などの環境もあって、母親の就労率が高いと言えます。こうした状況の中でも、子どもを産み、育てやすいように、保育や子育て支援の事業を充実するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取れた働き方が実現できるよう、企業や社会に働きかけていくことが求められます。

(7) 地域社会全体で子育てを支えるしくみづくり

核家族化の進行や共働き就労等により、地域において人と関わる機会が少なくなっています。地域の人がそれぞれの経験や知識を活かして具体的に行動する地域の子育て力の強化を図る必要があります。

第3章 子どもの育ち・子育てに関する基本的な考え方

1 乳幼児期の子どもの育ちについて

人は生まれながらにして、自然に働きかけていく力とともに周囲の環境に対して自分から能動的に働きかけようとする力を有しています。発達とは、自然な心身の成長に伴い、人がこのように能動性を發揮して周囲の環境と関わり合う中で、生活に必要な能力、態度を獲得していく過程です。とりわけ、乳幼児期は、心身、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。

おおむね1歳までの乳児期は、身近にいる特定の大人との愛着形成により情緒的な安定が図られるとともに、身体面の著しい発育・発達が見られる時期です。情緒の安定を基盤として心身の発達が促されるなど、人として生きていく土台がこの時期に作られます。

幼児期のうち、おおむね3歳に達するまでの時期は、基本的な身体機能や運動機能が発達し様々な動きを十分に楽しみながら、人や物との関わりを広げ、行動範囲を拡大させていく時期です。自我が育ち、強く自己主張することも多くなりますが、大人がこうした姿を積極的に受け止めることにより、子どもは自分に自信を持つようになります。また、心身の発達が著しく、人格の基礎が形成される時期にもあたります。

おおむね3歳以上の時期は、身体感覚を伴う多様な活動を経験することにより、豊かな感性とともに好奇心や思考力が養われ、それがその後の生活や学びの基礎を築きます。また、物や人との関わりにおける自己表出を通して、自我や主体性が芽生え人間関係の面で急速に成長する時期です。この時期における育ちは、その後の人間としての「生きる力」を大きく左右する重要なものです。

このように乳幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいものであることに留意しつつ、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育が保障され一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが重要です。そのための環境整備が求められています。

2 子育てについて

子育てとは、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して親も親として成長していくという、大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。

子育て支援とは、保護者が子育てについての責任を果たすことや子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い子育てに対する負担や不安、孤独感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える

環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことです。

未来の亀山市を創り、担う存在である本市の子どもが大事にされ健やかに成長できるような地域社会を目指し、保護者、地域、行政関係機関が一体となって子育て支援を推進していくことが大切です。

次代を担う子どもが、ひとりの人間として心豊かにたくましく生きることを願い、亀山市では0歳から18歳までの子どもの育ちを一貫して支える観点から、子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」を第一に考え、保護者や地域の子育て力を高めることが求められています。

3 幼児期の教育の重要性について

人の一生において、幼児期は、心情・意欲・態度・基本的生活習慣など、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。子どもは、生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、情緒的・知的な発達、あるいは社会性をゆっくりと養い育て、人間として、社会の一員としてより良く生きるために基礎を獲得していきます。

また、幼児期は、知的・情緒的な面でも、人間関係の面でも、著しく成長する時期でもあるため、この時期に経験しておかなければならぬことを十分に行わせることは、将来、人間として充実した生活を送るうえで不可欠です。

のことから、本市では健やかな子どもの育成を目指し、亀山市学校教育ビジョンを作成し『希望に輝く心ゆたかな亀山の子どもたち』を教育目標に定めています。

幼児期の教育については、子ども像を「心もからだもすこやかで命を大切にする子」「身近な人にかかわる力を持ちなかまとともによりよく生きる子」「好奇心や探究心を持って意欲的に活動し表現する子」として掲げ、養護と教育が一体となった生涯にわたる「生きる力」の基礎を培う教育の推進に努めています。特に幼児期においては、様々な活動が身体に大きく影響し、健康な体が健やかな心を育むことの重要性から「体・徳・知」を3つの柱として「幼い子どものこころと体をはぐくむ教育」を重点課題としています。

一方で、昨今の社会情勢の変化や、核家族化や共働き家庭の増加等の生活スタイルの変化により、かつて家庭生活を通して自然に身についていた基本的な生活習慣を定着させることができ難しくなってきているのが現状です。幼児期に経験しておくべきことを、機を逸することなく十分に経験させるためには、保育所や幼稚園等での教育活動のみならず、家庭における教育も併せて充実させていくことが必要です。

こうした発達段階に応じた「生活や遊び」による学びの基礎の連続性を確保するため、幼児教育全体を充実していくことが求められています。

4 家庭教育力・地域力の向上について

子育ては、家庭や地域が総体として取り組むべき課題であるという考え方から、本市では、未来を託す子どもたちのあるべき姿として、6か条からなる『「亀山っ子」市民宣言』を平成20年に採択しています。この市民宣言は、子どもたちがひとりの人間として成長を促すために、学校や行政を含めたすべての「市民」が、それぞれの立場や役割を自覚し行動する根本規範となるものです。

子どもたちが健やかに成長し、規則正しい生活習慣の中で常に向上心と意欲を持続けるためには、保護者自身が家庭生活を子どもの教育の基本として認識し、その重要性を自覚するとともに、すべての大人が具体的な行動を通して手本を示していく必要があります。これらのことから、『「亀山っ子」市民宣言』の理念に立ち返り、「亀山っ子」の乳幼児期を心身ともに健康に育成するために、次のような取組を進め、その実現に努めることが大切です。

- ① 早寝・早起き・朝ごはん運動の徹底
- ② 家族読書習慣の定着
- ③ 家族間でのあいさつ運動
- ④ ゲーム機・テレビなど家族内ルール運動
- ⑤ 家族地域デビューの促進

これらの取り組みは、学校、幼稚園、保育園、家庭、地域、行政のそれぞれが項目ごとに何をすべきかを共有したうえで、発達年齢に応じて一貫し連携を図る必要があります。

5 幼児教育・保育と小学校教育との円滑な連携について

平成10年頃から、小学校入学間もない1年生が、落ち着いて教師の話が聞けず、学習に集中できない子どもの状態を「小1プロブレム」として、全国的にマスコミにも取り上げられ、問題化されるようになりました。

本市においては、平成17年度に健康福祉部に子ども総合支援室を、さらに平成22年度には子ども総合センターを設置し、0歳～18歳までの子どもの途切れのない支援に努めてきました。これにより、コミュニケーションがうまく取れなかったり、注意集中が困難で、様々な活動に支障をきたしたりする等、集団生活に適応しにくい特徴のある子どもに対し、保健・福祉と教育が連携し、一貫した指導・支援ができるような体制を構築してきました。その取組を通して、就学前後において有意義な互恵性のある連携として、就学前のすべての子どもが、同じカリキュラムによる遊びや生活の経験を通して、就学を迎える準備が必要である点が明らかになりました。また、就学により保育所・幼稚園の遊び中心の生活から、小学校の学習中心の生活への生活スタイルの変化は、子

どもにとって大きな「段差」となることから、その「段差」をどの子にも乗り越えさせ、小学校生活へのスムーズな適応を図ることが重要なポイントであると考えました。

そこで、平成24年4月「家庭及び地域の教育力の向上」「就学前教育カリキュラム」「幼児期の環境改善や基本的生活習慣の定着に向けての機運の醸成」を目指し「保幼小中等連携協議会」を設置し検討を始めました。

また、平成25年度からは、5歳児後半から小学校1年生前半の接続期に焦点を絞った「保幼小接続カリキュラム」の作成に取り組み、試行版を完成させました。さらに平成26年度は、接続期を含めた就学前（3歳～5歳）の保幼の共通カリキュラムの完成に向けて取り組みを進めています。

一方、国においては、平成24年8月に子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法のいわゆる子ども・子育て関連3法が公布され、平成27年4月から同法が施行されることに伴い、子ども・子育て支援新制度がスタートします。

今後は、本市の乳幼児期の保育・教育に携わる保育所・幼稚園等と小学校が互いの教育・保育について理解し合うことがさらに大切になってきます。保幼・小の教職員同士が連携を深め、連續性・一貫性のある取り組みを展開するため、小学校教育との接続を意識し、子どもの発達と遊びから学びへの連続性を重視した、幼児教育の一層の充実を図ることが重要です。

6 亀山市の幼児教育・保育施設の現状と課題

(1) 子どもを中心とした幼児教育・保育の提供

① すべての子どもに対する質の高い教育・保育事業の提供

保護者の就労状況により、子どもは幼稚園または保育所に通園しており、保護者の就労状況によって通える施設が限られている現状があります。ニーズ調査によると、幼稚園での預かり保育の希望や長時間化を求める声がある一方で、保育所の入所希望は増加の一途をたどっています。また、保育所の3歳未満児（0歳～2歳）には待機児童が発生するといった状況が生じているなど、幼児期の教育・保育の提供についてアンバランスが生じていることから、新たな再編が求められています。

さらに、保育所の保育指針に教育的観点の導入が進むなど、保育所と幼稚園の内容の差が縮まっていることから、今後は、すべての子どもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境整備が喫緊の課題です。

② 幼児期における社会性を育む機会の確保

少子化の進行により、地域や家庭で他の子どもと関わる機会が減少しています。教育・保育施設における集団教育・保育によって同年齢・異年齢の子どもと主体的に関わり生活体験を積むことの意義が高まっています。

③ 質の高い幼児教育・保育のための保育所の整備

子ども・子育て支援新制度の開始により、2号・3号認定については、保育標準時間が11時間、保育短時間が8時間となることから、長時間対応の保育士や医療的ケアの必要な児童対応の看護師・養護教諭等、教育・保育に係る適正な職員配置による環境整備が課題となっています。

(2) 多様化する保育ニーズへの対応

① 低年齢児を中心とする保育ニーズの増加

共働き家庭の増加を背景に、年々保育所に求められるものが多様化してきました。亀山市においては、幼年人口は平成27・28年をピークに増加傾向にあり、保育所の入所希望が増加しています。

保育所では、公立私立ともに定員の弾力化を図り、児童の受け入れを行ってきました。また、幼年人口の増加が見込まれる地域に私立保育所を新設し、待機児童対策として待機児童館を開設するなど対応に当たってきました。しかし、入所を希望する児童は増加の一途で、待機児童は解消されない状況にあります。

② その他の保育ニーズの増加

定期的な利用だけでなく、延長保育や一時預かりなどの不定期な保育ニーズにも対応することが求められています。

7 幼児教育・保育の確保の内容の基本的な考え方

子ども・子育て支援制度の趣旨や本市の就学前児童を取り巻く環境を踏まえ、待機児童対策に取り組むとともに、保護者の就労状況に関わらず、すべての子どもに質の高い教育・保育が提供され、保護者ニーズにも応えることができる施設体系を目指します。

確保の内容については、今後の国の動向などを踏まえ、基本的な考え方を示します。

(1) 保育定員の考え方

- ① 0歳～2歳児については、特定地域型保育事業などで保育定員を増やします。
- ② 3歳～5歳児については、これまでの体制を見直し再編します。
- ③ 園舎の整備に合わせ、3歳未満児に対する保育供給数を増やします。

(2) 幼稚園・保育所及び認定こども園に係る考え方

① 認定こども園の普及促進

本市の幼年人口は、平成27・28年度をピークに緩やかに減少する傾向があり、今後少子化が進むことが予想されています。しかし一方で、仕事と子育ての両立希望や女性の社会進出が一層見込まれるため、3歳未満児童の保育需要は当面継続することが予想されます。このような状況により、今後は1号認定児童の減少及び2号認定・3号認定児童の増加が見込まれており、これまでの幼稚園・保育所だけでは対応が困難となっています。

認定こども園は、就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する新たな枠組みとして、幼稚園機能と保育所機能を併せ持ち、地域における子育て支援機能を果たすことが義務付けられている施設です。今後は、保護者の就労状況に関わらず入園が可能であり、同じ教育・保育が受けられる認定こども園の導入を目指します。

② 今後の施設設置の方向

- ア) 幼児教育・保育を一体的に提供するモデルケースとして、幼稚園と保育所を幼保連携型認定こども園とし先行実施・検証します。
- イ) 既存の公立保育所・幼稚園は、モデル園の検証を踏まえた上で、園や地域の実情等を考慮し、必要に応じて認定こども園に計画的に移行します。
- ウ) 新設園を設置する場合は、認定こども園としての整備を基本とします。また、拠点となる園には療育等機能を付加させます。
- エ) 既存の私立保育所、私立幼稚園については、各園に独自の教育・保育に対する考え方があり、利用者や施設の状況も異なるため、認定こども園への移行を希望する園については移行を支援します。

8 幼児教育・保育施設の整備・再編の考え方

老朽化している保育所については、市内公共施設の全体的な配置計画に基づき、整備に向けた検討を行うとともに、改修については隨時実施していきます。幼稚園・保

育所等の教育・保育施設の再編に係る全体計画については、民間力の活用を含め、今後、検討委員会（子ども・子育て会議を含む）において協議していくこととします。

また、整備にあたっては、今後の幼年人口の推移や保護者の就労状況の変化を見込み、認定こども園の新設や移行等を計画的に進めます。さらに、立地条件や環境等に配慮するとともに、各年齢での需要数と供給数のバランスを考慮し、供給過剰とならないようにします。

9 地域子ども・子育て支援事業の考え方

（1）放課後児童クラブ

共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブと放課後子ども教室の着実な連携・一体化が求められています。本市の場合、全小学校区に放課後子ども教室が設置されており、放課後児童クラブに所属する児童の放課後子ども教室の利用も進んでいます。今後は、一体的運営を全市的に行なうのではなく、地域や学校区の状況に応じて地域の人々とのつながりやそれぞれの特性を活かした連携のあり方について共通理解を図っていきます。

放課後児童クラブの利用については、その対象年齢が小学校6年生まで引き上げられたことや、就労を希望する家庭の増加等から、入所を希望する家庭の増加は暫くの間続くと見込まれており、新たな放課後児童クラブの設置が必要となっています。施設の設置にあたっては、地域の実情や特性等を勘案し、公共施設の利用など公的関与を行うとともに、必要に応じて民間力を活用します。

（2）病児・病後児保育

病児・病後児保育については、かねてから共働き家庭での期待が高く、ニーズがあるものの開設には至っていません。今後は、病後児の預かりを行うファミリー・サポート・センターの事業の利用促進を進めつつ、病児保育開設について更に検討を行います。

（3）子育て短期支援事業（ショートステイ）

養育への不安や単身での子育て、児童虐待の未然防止、社会的養護の観点などから小規模児童養護施設の設置を進めます。

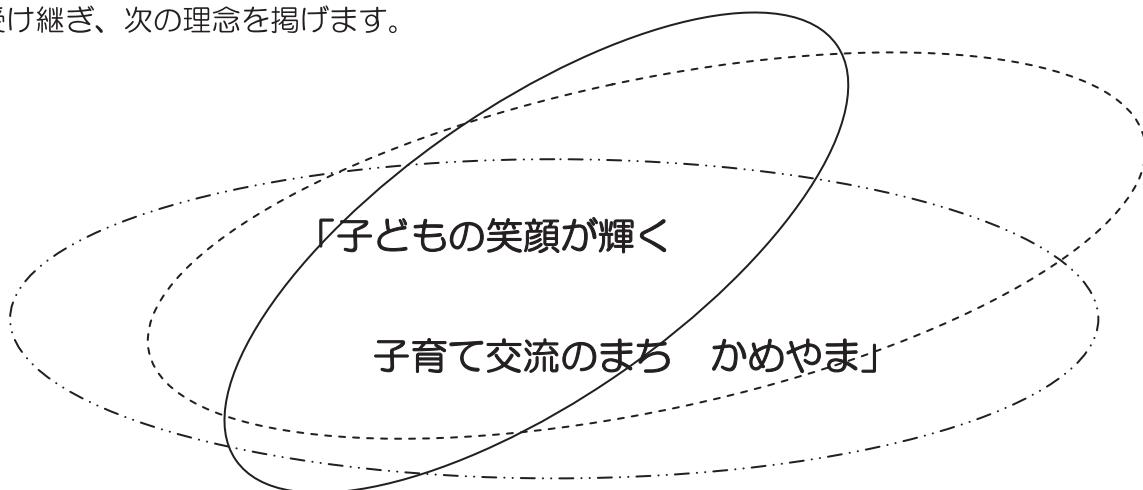
（4）児童発達支援センター（療育センター）

障がいのある子どもの療育については、発達障がいを中心として療育事業を進めてきましたが、低体重出生や手帳取得の子どもが増える傾向にあり、早期からの療育が求められています。今後は、障がい種別に関わらず、発達の支援を必要とする子どもに、機能訓練等も行える児童発達支援センターの設置を検討します。

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもは、地域の宝として私たちに希望をもたらし、未来の亀山市を創る力となります。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子ども自身や保護者のみならず、地域社会にとっても重要なことです。このため、亀山市の自然、文化といった環境や地域社会の関係性の中で、子どもの目線に立ち、子どもにとって「子どもの最善の利益」が実現・保障されるとともに、一人一人の子どもが、健やかにより良く成長することができる地域社会を目指します。そこで、前計画である「子育ち応援プラン」の考え方を受け継ぎ、次の理念を掲げます。



子育ては、本来、保護者が第一義的な責任のもと、大きな愛情を注ぎ、子どもの成長に感謝・感動しつつ、保護者自身も成長することで、喜びや生きがいを得ることができるものです。こうしたことから、子育て支援とは、保護者に代わって子育てするということではなく、保護者の子育てに対する負担感や不安感が少しでも軽減され、自覚と責任を持ちながら子育てできるよう、子育てを楽しめる環境を整えることであると考えます。そこで、子どもの視点に立ちつつ、すべての子どもの生存と発達が保障されるよう、子どもや子育て家庭に対し、必要な支援が適切かつ十分に提供される子ども・子育て支援を推進します。

また、亀山市学校教育ビジョンの基本理念である『希望に輝く心ゆたかな亀山の子どもたち』のもと、めざす幼児像として、次の3点を掲げています。

- ・心もからだも健やかで 命を大切にする子
- ・身近な人にかかわる力を持ち なかまとともによりよく生きる子
- ・好奇心や探究心を持って 意欲的に活動し表現する子

2 基本的な視点

基本理念にもあるように、子どもと保護者が成長し、喜びや生きがいを得られる環境づくりを進めるためには、地域社会を構成するさまざまな主体の協力なしには成り立ちません。このため、平成20年5月亀山市青少年育成市民会議策定の「亀山っ子」市民宣言の理念に基づき、市民、教育・保育関係者、企業・団体、行政が子ども・子育て支援の重要性をしっかりと認識することが大切です。子どもに対する見守りと育みの心を持って、それぞれの役割を果たしながら協働すると共に、子育ち応援プランの視点を基に、子どもにとって最善の利益が保障されるよう子ども・子育て支援を推進します。

- すべての子どもが尊重され健やかによりよく育つ視点
- すべての親が安心して子育てをする視点
- 地域全体が子育てを支援する視点
- 亀山市の風土や子育てに関する資源を活かす視点

3 基本目標

本計画の基本理念の実現に向け、次の5つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標1：たくましい子どもを育む幼児教育・保育のまち

幼稚園・保育所から小・中学校へとつながる一体的な「子育ち支援」の考え方のもと、保護者の子育てを支えながら、乳幼児期における発育・発達の各段階に応じた質の高い教育・保育が提供できるよう体制を確保します。また、亀山市幼児教育カリキュラムに則り、就学前の教育・保育の質が一定水準を維持・向上できるよう努めます。さらに、園、家庭、地域が連携し、子どもを産み育てることの尊さや生きがいを感じられるよう啓発活動を進めます。

基本目標2：保護者の主体的な子育てを支えるまち

子育て家庭の就労形態、生活形態の変化により、子育て支援に対するニーズが多様化しています。また、人と人との結びつきが薄れる中で、「身近に相談したり頼ったりできる人がいない」「子育て支援を受けたいけれど利用方法がよくわからない」などの理由から、育児への負担や不安、孤立感を感じる人が増えています。

このため、子育てをする親同士の交流の場や子育てに関する情報提供を行い、利用者一人一人に寄り添った切れ目のない子育て支援の体制づくりを進めます。

基本目標3：子どもを健やかに産み育てるまち

すべての子どもの健やかな成長の実現のために、妊娠・出産・育児においてそれぞれの段階において継続的・連続的な支援が必要です。また、妊娠・出産に対する正しい知識の普及と支援体制の確保が重要であり、安心して出産のできる環境や、妊産婦・乳幼児に対する適切な保健医療サービスの提供を推進することも大切です。

若者が、結婚して子どもを育てたいと願う社会を実現するために、子ども・子育て支援の充実と環境づくりを進めます。

基本目標4：配慮を必要とする子ども・子育て家庭を支えるまち

障がいのある子どもが、障がい種別に関わらず早期からの療育支援が受けられ、仲間と共に成長できる環境づくりが重要です。

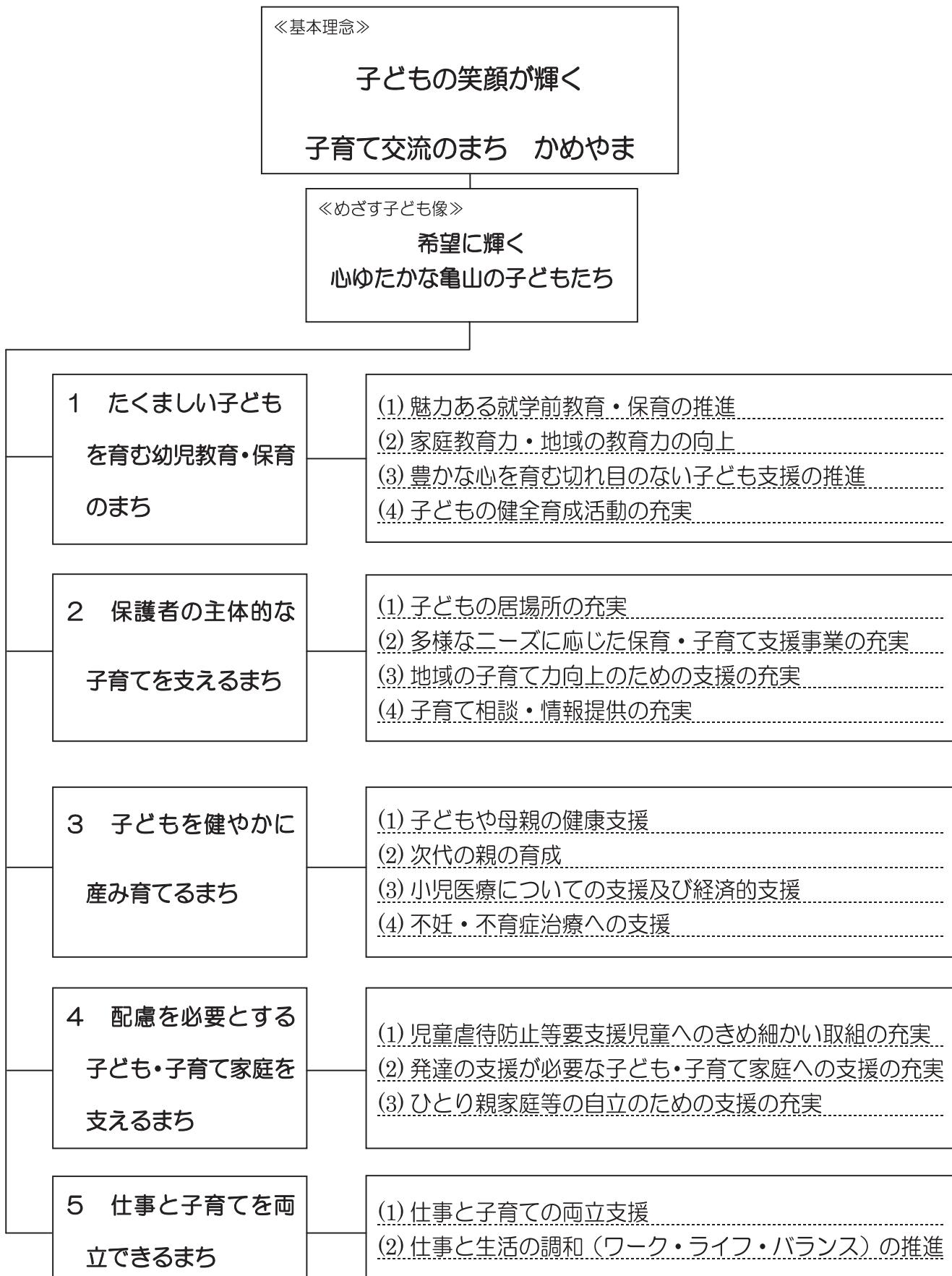
また、児童虐待は、子どもの人権を侵害し、発達や成長においても重大な影響を及ぼす深刻な問題であることから、地域・関係機関が連携し、迅速・的確な対応が求められています。子どもの命を守り、子どもにとって最善の利益がもたらされるよう、子どもの視点に立って関係機関と連携しながら適切な支援を提供します。

さらに、ひとり親家庭は、「子育てをしっかりしたいけれど、充分な時間がかけられない」という子育ての悩みや、家計を背負わねばならない経済的な負担があることから、子育て支援に関する積極的な情報発信や利用方法の工夫に努めます。

基本目標5：仕事と子育てを両立できるまち

人々の生き方・働き方の多様化に伴い、仕事と子育てや家庭生活・地域生活が両立できる環境整備が求められています。育児休業制度や短時間勤務制度の啓発とともに、必要なときに保育が利用できる環境整備に取り組みます。また、男女がともに子育てにかかわることができるよう、働き方を見直し、父親の家事・育児参加の促進と啓発活動の推進を図ります。

4 施策体系図



第2部 各論

第1章 施策の展開

1 たくましい子どもを育む幼児教育・保育のまち

(1) 魅力ある就学前教育・保育の推進

現状と課題

乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育、子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

本市においては、近年の経済状況の厳しい中、就労形態の多様化や共働き家庭の増加などにより保育所に対する需要が高まっている一方で、就学前の幼稚園教育を受けたいと願う保護者も少なくありません。

そこで、幼稚園機能と保育所機能を併せ持つ「認定こども園」の設置を推進し、保護者の願いに応じた就学前の教育・保育が提供できる体制を整備する必要があります。

施策の方向性

■質の高い幼児教育・保育の提供

認定こども園・幼稚園・保育所、地域型保育事業等の量の見込み並びに提供体制を確保し、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育の提供に努めます。そのための指導員や専門職員の配置に努めます。

■幼児教育・保育施設等の整備・充実

認定こども園・幼稚園・保育所等について、園舎新・改築、トイレ改修工事などを計画的に実施するとともに市内公共施設の全体的な配置計画に基づき、子どもが安心・快適に園生活を過ごせるよう教育・保育環境の整備・充実に努めます。

■幼児教育共通カリキュラムの策定と実践・推進

亀山市独自の共通カリキュラムを策定し、幼児期の具体的な教育・保育内容を充実させるとともに、広く共通理解を図ります。また、就学前後教育・保育の実践・充実に努める等、保幼小中連携の取組を推進します。

■特別支援教育・障がい児保育の充実

一人一人の子どもが、その能力や特性に応じた適切な教育・保育を受けられるよう、特別支援教育・障がい児保育の充実に努めます。

■保育士・教職員の資質の向上

保育士・教職員の研修を奨励・支援し、保育・教育に自信と責任を持った組織体としての力量・質の向上に努めます。

(2) 家庭教育・地域の教育力の向上

現状と課題

少子化や核家族化等、就労形態の多様化などにより、子どもを取り巻く環境は変化し続けています。生活が便利になった一方で、ゆったりと人や物と関わったり、様々な体験をしたりすることが難しくなっています。また、情報機器などの普及により、実体験を積む機会が少なくなっています。子ども同士が集団の中で社会性を充分に身につけることもできにくくなっています。

家庭は、教育の原点であり出発点であるとの認識の下、子ども・子育て支援を進めるとともに、一方で、地域は、子どもたちを宝として、地域で大切に育むという意識を浸透させる必要があります。保護者自身が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるように、家庭教育や地域の教育力の向上を図る支援をしていくことが必要です。

施策の方向性

■子育てに係る学習の機会と情報の提供

「子育ての宝箱」や「出前講座」「子育て講座」等、認定こども園・幼稚園・保育所・小中学校の保護者や子育てを支える地域の人々を対象にした家庭教育に関する学習の機会や情報の提供を充実します。

■家庭教育の充実に向けた取組

「早ね・早起き・朝ごはん運動」国民運動における朝食や睡眠の重要性、食育の指導、テレビやゲーム等との関わり方等、家庭でも活用できる基本的生活習慣に係る資料等を作成し支援します。また、保護者対象の食育講演会、食育だよりの配布・ホームページ掲載等により、食に関する啓発を行います。

■ブックスタート事業、かめやま市ファミリー読書リレー事業の推進

「絵本の読み聞かせ」を通して、親子の絆を深められるよう、ブックスタートパックの全乳児への配付を行います。また、就学前の年長児童に対し家族で絵本を楽しむ機会（かめやま市ファミリー読書リレー）をつくり、絵本を通してコミュニケーションを図ったり、子どもが絵本に親しむ機会を作ったりするなど、幼少期から生涯を通じて子どもが本に親しむ機運を高めます。

■地域子育て支援センターでの支援

「あいあいっこ」や「あすれっこ」でのミニ講座、「パパとあそぼう」等の子育て講座や体験型講座等を通して、子どもの健やかな成長や親育ちを支援します。

■地域の教育力の再構築

地域や認定こども園・幼稚園・保育所・小中学校等の豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、課題を抱える家庭への訪問等を園・学校・福祉等関係機関と連携して行う支援としくみの充実に努めます。

■放課後子ども総合プランに基づく子どもの居場所づくり

共働き家庭等の小学生の遊びや生活の場を確保するとともに、次代を見据えた人づくりの観点から地域の教育力を活かし、放課後子ども教室の充実に努めます。

(3) 豊かな心を育む切れ目のない子ども支援の推進

現状と課題

子どもは、体の成長と共に様々な心の課題を持ちながら成長していきます。その課題は、年齢や発達段階によって、また個人の特性によっても、更には子どもを取り巻く環境によっても変化しうるものであります。それらの課題が表面化することにより、保護者は心配や不安を抱えながら子育てをすることになります。これは、子どもの成長過程では自然であり、このことを通して親は親として成長するものです。

しかし、心の成長は目に見えにくく、更にその出口がわからないことから不安が募り、子育てに対して自信をなくしたり、子どもと向き合はず避けようとしたりする保護者も見られるようになっています。

本市では、子ども総合センターにおいて、0歳～18歳までの子どもを切れ目なく支援できる体制を整備し、発達段階に応じた子育ての相談に応じています。また、青少年総合支援センターとの連携により、18歳以降もスムーズにつながるよう連携しています。

施策の方向性

■家庭・地域、園・学校との連携

児童・生徒の抱える様々な問題に対して、生育歴や家庭環境など総合的な視点から対処できるように、関係機関や地域関係者、民生委員・児童委員等の協力を得て、連携体制を強化していきます。

■子どもの悩み相談体制の充実

いじめ、虐待、不登校等に不安や悩みを抱える子どもや保護者に対し、教育委員会・学校のスクールカウンセラーによる相談・支援をはじめ、青少年総合支援センター、子ども支援室等の関係機関が協力し合って課題の解決・改善に努めます。

■特別支援教育に係る学校や関係機関との連携・充実

子どもの様々な行動に至る要因調査や個々の課題解決に向けた適切な支援を行うため、園の巡回相談・学校内の事例検討会等の充実を図るとともに、関係機関との連携・充実に努めます。

■青少年総合支援センターの充実

不登校や引きこもり等、社会適応上の困難を抱える青少年に対する自立支援を図るため、子ども支援室と連携しながら、青少年総合支援センターの機能充実を図ります。

■人権を重視した幼児教育・保育の推進

一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例の趣旨に基づき、一人一人の子どもの人権尊重を最重点におき、いじめや差別を見抜き、なくすための正しい判断力と実践的態度を身につける教育・指導を進めます。また、亀山市人権施策審議会において、子どもの人権について協議する場を設定し、子どもの人権を守る社会の実現をめざします。

(4) 子どもの健全育成活動の充実

現状と課題

子どもたちが生きる力を育み、自立した社会人として成長するためには、知・徳・体のバランスの取れた学習を積み重ねるだけでなく、自然体験や社会体験等の学校内外を問わず、様々な活動をすることが大切です。

本市においては、「放課後子ども教室」を11小学校全校区に設置し、子どもたちが地域の一員として自覚し自己肯定感を育む環境づくりを行なっています。また、児童センターを1カ所設置し、子どもたちが自由に来館し、自由に活動できる場として開放しており、年間を通じて様々な行事やクラブ活動が催され、親子や子ども同士のふれあいの場となっています。

さらに公民館、博物館・図書館における体験講座や里山公園での季節ごとの自然体験等、既存施設や地域の子育て力を活かして、子どもたちに豊かな感性や創造力、課題解決力、コミュニケーション力など生きる力の育成を図っています。

施策の方向性

■放課後の生活・学びの場づくり

共働き家庭等の小学生の遊びや生活の場を確保するとともに、次代を見据えた人づくりの観点から「放課後子ども総合プラン」に基づき放課後の子どもの居場所について共通理解を図るため、放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携に努めます。

■世代間交流・体験活動の充実

「亀山っ子」市民宣言の具現化活動として、地域の公民館やコミュニティ等の身近な場で、世代を超えてふれあう機会を提供します。また、家族とともに積極的に地域の行事に参加し、地域の伝統文化・食文化のおもしろさや大切さに気付ける取組を推進します。

■郷土の歴史や文化、スポーツにふれる機会の創出

郷土の歴史や伝統文化、自然、スポーツにふれる機会を増やすため、歴史博物館や図書館、鈴鹿峠自然の家、里山公園、総合型地域スポーツクラブなどの取組や活動についての情報提供に努めます。

■学校・家庭・地域の連携強化

「亀山っ子」市民宣言の理念に基づき、子どもは、地域ぐるみで育むものという意識を啓発するとともに、学校・家庭・関係団体の連携強化を進めます。

1 ■児童センターの充実と利用促進

児童健全育成活動の拠点施設として、現在行なっているクラブ活動に加えて、子どもや地域の要望も取り入れた新たな行事の開催も検討するとともに、子どもたちが気軽に来館し、自由に活動できるよう、児童センターの情報発信を積極的に行ないます。

■子どもの安心・安全に対する取組の推進

青少年総合支援センターを中心として、関係団体、関係機関と連携を密にして、「亀山市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」の趣旨を踏まえ、地域社会全体で子どもたちの安心・安全を見守るという意識を深めます。これまでに、市民と行政とで一体的に進められてきたパトロールや通学時の見守り、環境浄化活動及び相談活動の発展・充実を図ります。

2 保護者の主体的な子育てを支えるまち

(1) 子どもの居場所の充実

現状と課題

学童期から就労期に至るまで、学校や家庭以外にも子どもの居場所があり、多くの人との関わりの中で子どもが健やかに成長することは大切なことです。また、子どもの居場所づくりは、保護者の就労や子育てをサポートする上でも重要です。

平成26年6月現在、11小学校区中10小学校区に12か所の放課後児童クラブ（学童保育所）を設置しています。放課後児童クラブを利用する児童数は年々増加傾向にあり、その充実や供給量の確保が重要な課題となっています。また、障がいのある児童を放課後に預かる放課後デイ・サービスについても、供給量の確保や内容の充実が求められています。

施策の方向性

■放課後児童クラブ（学童保育所）の充実

扈間、家庭に保護者がいない小学生が安心して過ごせる居場所として、放課後児童クラブを計画的に整備充実させます。施設の設置にあたっては、地域の実情や特性等を勘案し、公共施設の利用など公的関与を行うとともに、必要に応じて民間力を活用します。

■放課後デイ・サービスの充実

障がいのある子どもの放課後の居場所として、放課後デイ・サービスが充実するよう関係機関と連携し、利用に関する支援・調整に努めます。

(2) 多様なニーズに応じた保育・子育て支援事業の充実

現状と課題

女性が出産後も保育所などを利用して、就労を継続する傾向が強くなっています。本市における幼年人口（0歳～5歳）の人口推計では、平成27年・28年頃をピークに児童数が増加します。

平成25年度に実施したニーズ調査では、「保育サービスに満足している」と回答した人は、47.9%（平成21年度調査44.6%）でした。

今後は、就労形態の多様化に伴い、多様な保育サービスが求められていることから、延長保育、一時預かり等の保育事業の充実や、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業等の実施に向けた検討が求められています。また、養育放棄等による児童虐待への対応のため、市内での小規模児童養護施設の設置が必要となっています。

施策の方向性

■働き方の多様化に伴う保育事業の充実

安心して子育てができる環境整備を図るために、延長保育・休日保育事業、一時預かり事業など、ニーズや状況に応じて適切に実施します。

■ファミリー・サポート・センター事業の実施

安心して子育てができる環境整備を図るため、幅広い年齢層を対象にした亀山市ファミリー・サポート・センター事業により、市民が互いに助け合う子育て支援の既存事業と合わせて、軽い病後児の預かり等で子育てをサポートします。

■様々な家庭の状況に応じた保育・子育て支援の提供

保護者の疾病やその他の理由により家庭において一時的に養育困難となった場合等に、子育て短期支援事業（ショートステイ）を提供します。また、社会的養護施策として、養育家庭制度（里親制度）の普及や小規模児童養護施設の設置を進めます。さらに、病児・病後児保育事業について検討します。

（3）地域の子育て力向上のための支援の充実

現状と課題

核家族化の進行や共働き就労などにより、地域において人と関わる機会が少なくなっています。子どもは、保護者だけでなく、祖父母や地域の方たち、様々な関わりの中で見守られ成長していきます。子育てを社会全体で支え孤立化を防ぎ、子どもの健やかな成長を促すためには、子育てサークルや地域のボランティア活動等を活性化することが大切です。

平成25年度実施のニーズ調査では、「子育てが地域の人に支えられている」と回答した人は、31.1%（平成21年度調査38.3%）という結果でした。

本市では、子育て支援センターをはじめ、児童センター、保育所、幼稚園でも施設の開放により、子育て支援や家庭教育に係る事業を行なっています。今後は、更なるネットワークの強化と充実が必要です。

施策の方向性

■地域子育て支援センター、児童センターの充実

地域における子育て支援を充実するために、地域子育て支援センター、児童センターの相談・助言、情報提供、交流の場の提供等の充実を図ります。また、子どもや保護者、地域のニーズに応じて検討し、行事内容や質、時間設定等を工夫し、保護者が愛情をもって子どもを育てられるよう支援します。

■関係各部局との連携強化

保護者からの相談や情報提供などについて、部署（部局）で留めることなく、保護者の思いに寄り添えるよう、連携調整会議を設置する等、関係部局や関係機関と連携の強化を図ります。

■地域の子育てへの支援

地域の子育て力の強化を図るために、地域人材を積極的に活用し人材ネットワーク化を図ります。また、その情報を一元的に発信するとともに、地域の子育て力の質の維持・向上のため、定期的に講習会等を実施します。

■託児・子育てボランティアの育成・確保・支援

一時的に保育が困難な場合、保護者に代わって子どもを保育するボランティアの育成・確保を図るとともに、その活動を支援します。また、育児経験豊かな主婦等を中心とした子育てボランティア等の人材育成に努めます。

(4) 子育て相談・情報提供の充実

現状と課題

本市では、出生からその年齢に応じて子育て相談を行っています。保健師や看護師が生後4か月までの赤ちゃん宅を全戸訪問し、子どもや保護者等家庭状況の把握に努めています。また、子育て支援センターや園においても子育て相談等を実施しています。

平成25年度実施のニーズ調査で「子育てサービスの内容や利用方法がわからない」と回答した人は5.1%（平成21年度調査3.9%）また、「病気や発育・発達に関する悩みがある」と回答した人は、30.0%（平成21年度調査26.7%）という結果でした。

今後は、子育てに係る様々な情報を広く提供し、子育て支援の充実を図る必要があります。

施策の方向性

■認定こども園・保育所・幼稚園における子育て支援の充実

認定こども園・幼稚園・保育所において、育児相談・栄養相談、子育てサロンや家庭教育出前教室の開催、園庭の開放などの推進を図り、子育てを支援します。また、小さな相談を気軽にできる育児相談の実施をするとともに、見守りが必要な家庭については専門機関と連携し支援を行います。

■子育て情報の提供

かめやま子育てガイドブック、子育てマイブックやリーフレット、広報かめやまや市ホームページ、フェイスブック、ケーブルテレビ行政チャンネル等を活用した情報発信に努め、子育て世代の保護者を支援します。

■子育てサークル活動・ネットワーク化への支援

子育ての悩みを共有し、気軽に相談のできる子育てサークル活動に参加できるように、講座や教室などへの参加を促しサークル活動の立ち上げ基点となるよう企画していきます。また、各サークルが自立した活動ができるよう、サークル同士のネットワーク化や運営・活動への支援を行います。

3 子どもを健やかに産み育てるまち

(1) 子どもや母親の健康支援

現状と課題

妊娠中や乳幼児期の子育ては、精神的・身体的に不安定になりやすく、最も育児不安を抱える時期といえます。このような時期を中心とした母子保健分野における取り組みについては、認知度や利用度も高く、これまで事業の充実が図られてきました。

平成25年度実施のニーズ調査で「乳幼児健診の体制に満足している」と回答した人は、68.0%（平成21年度調査60.6%）、「食生活や栄養に関する悩みがある」と回答した人は、31.8%（平成21年度調査27.5%）でした。

妊娠・出産を経て新生児が順調に成長できるよう、妊娠期から相談体制を強化し、支援をさらに推進していく必要があります。

施策の方向性

■妊娠・出産に係る健康支援

妊娠届に基づき、母子健康手帳を交付し、妊娠中の疾病や異常の早期発見をはじめ、妊婦の健康管理を目的とする妊婦一般健康診査を実施します。また、希望者を対象に「妊婦教室」「パパママ教室」を開催し、出産に向けての知識の普及や体験の場を提供するなど、新生児が順調に成長できるよう支援を行います。

■乳幼児健康診査の推進

乳幼児を対象に、その健康保持と疾病や障がいの早期発見、早期対応を図るため、乳幼児の成長・発達に応じて、乳幼児健康診査を実施します。また、健康診査時に成長・発達・栄養・子育て等に関する相談を行うとともに、未受診者の把握に努め、乳幼児のよりよい成長支援に努めます。

また、健康診査後の事後フォローなどにより、疾病及び発育・発達上の問題の早期発見に努め、適切な医療機関等への受診、相談の勧奨により早期対応を促進します。

■赤ちゃん訪問・育児教室等での保健情報の普及

「離乳食教室」や「歯科保健教室」等の各種教室を実施し、保護者への知識普及及び仲間づくりに係る支援を推進します。また、新生児訪問や赤ちゃん訪問を実施し、育児の情報提供や個々のニーズに応じた支援を行います。

■疾病等の予防・早期発見の促進

感染症の発生及び蔓延を予防するために、予防接種に関する正しい知識の普及により、予防接種率の向上を図るとともに、予防接種費用の助成を行います。

■不慮の事故防止対策の推進

誤飲、溺水、転落、やけどといった乳幼児の死亡原因の上位を占める不慮の事故を未然に防ぐために、子どもの発達段階に応じた事故防止対策の啓発を行ないます。また、関係機関とも連携し、事故防止や適切な応急処置についても情報提供に努めます。

■食育に関する啓発とバラエティ豊かな幼児給食の促進

家庭での望ましい食習慣を定着させるために、「離乳食教室」や栄養相談、保育所の食育などを通して、食に関する知識の普及・啓発を図ります。また、子どもの心身の健全な発達に資するため、給食関係者が情報交換を行い、使用食材の産地の公表・地産地消の推進を行い、バランスの取れた季節感あふれるおいしい給食の提供に取り組みます。さらに、成長に合わせ4段階の離乳食、食物アレルギー除去・代替食の提供を行います。

(2) 次代の親の育成

現状と課題

経済状況の厳しい状況下において、結婚したくてもできない若者や子どもを持つよりも自分の生活を優先させる若者等、ライフスタイルの多様化、その他の社会情勢等により、少子化が進んでいます。一方で、身体の著しい成長に比べ、精神的・社会的に未熟な思春期にあたる青少年に、喫煙・飲酒、望まぬ妊娠や人工中絶、過剰なダイエット等、青少年の心身を傷つける問題等が生じている現状があります。

中学生や高校生等の青少年が、次代を担う親として成長するため、将来の親の育成をめざす施策が必要です。

施策の方向性

■いのちの教育の推進

生命の尊さ、人を愛し慈しむ気持ちの大切さを感じるとともに、性に関する正しい知識の普及啓発、学習機会の充実を図ります。また、中学校や高校に保健師や助産師を派遣したり、様々な機会を通して情報発信したりする等、若者が次代の親になるための指導・支援に努めます。

■職場体験学習・保育体験の推進

中学生や高校生と乳幼児とのふれあい体験などを通して、子どもを生み育てることの意義や家庭の大切さを理解し、社会の一員として自覚と責任を持って生きる力を育みます。また、家庭生活を男女が協力して営めるよう正しい知識の普及と情報提供に取り組みます。

■喫煙・飲酒・薬物防止教育の推進

未成年者の喫煙・飲酒・薬物等の健康被害について、正しい知識の普及啓発・予防の取組を行ないます。

■思春期の課題に対応した相談体制の充実

10代の自殺や不健康やせ等の思春期の課題に対し、専門性を有する関係者が問題行動の未然防止や早期発見を行うなど、相談体制の充実に努めます。

(3) 小児医療についての支援及び経済的支援

現状と課題

本市の小児医療体制は、平日については、市内の小児科専門医が19時まで診察しています。それ以降の一次救急については、救急医療情報システムを活用し広域的連携を図っています。

平成25年度実施のニーズ調査で「小児医療体制に満足している」と回答した人は、42.3%（平成21年度調査32.0%）でした。

また、非正規雇用による就労や地域経済の低迷が続く中、家計に占める子育てに関する経済的負担の割合が増加しています。このような中、本市では、乳幼児から小学生までの医療費の無償化の他、本市独自の経済的支援として、出生祝金、中学生の医療費の無償化を行っており、今後も継続する必要があります。

施策の方向性

■かかりつけ医づくりの推進

子どもの健康管理や疾病予防に関して、いつでも気軽に相談できる「かかりつけ医づくり」を様々な機会を通じて推進します。

■小児救急医療の推進及び救急医療情報システム等の利用促進

限られた医療資源を有効に活用するとともに緊急の場合、みえ子ども医療ダイヤル（#8000又は059-232-9955）や、救急医療情報システム（医療ネットみえ）を活用するよう情報提供に努めます。

■経済的支援制度の普及促進

児童手当・特例給付や乳幼児から中学生までの子ども医療費助成、また出生祝金（第3子以降の子ども）事業などの経済的支援制度を周知し、利用の促進を図ります。

■子ども医療費助成

乳幼児から中学生までの子どもの医療費を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
(中学生は市独自施策)

(4) 不妊・不育症治療への支援

現状と課題

不妊・不育症で悩む夫婦を支援するため、不妊・不育症治療費の一部を助成しています。また、不妊・不育症治療に対する正しい理解の啓発が必要となっています。

施策の方向性

■不妊・不育症治療に係る助成の促進と理解啓発

不妊・不育症等に対する経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成します。また、不妊・不育症治療などに対する正しい理解を広めていくために、より一層の啓発活動に努めます。

4 配慮を必要とする子ども・子育て家庭を支えるまち

(1) 児童虐待防止等要支援児童へのきめ細かい取組の充実

現状と課題

虐待やその疑いのある要保護児童対策について、児童相談所をはじめとする機関とのより強固なネットワークによる連携が不可欠となっています。多くの子育て家庭は、子育てそのものへの不安や負担を感じており、児童虐待は決して特別なことではなく、広く子育て支援の中で早期発見、早期対応の取り組みが最も重要となっています。本市においては、臨床心理士・保健師・教職員・保育士・社会福祉士などの専門職集団が各ケースに応じて子どもと保護者のトータル・サポートを行なっていますが、市内に社会的養護の必要な児童を受け入れる施設がなく、課題となっています。

施策の方向性

■児童虐待防止の取組

社会的養護施策として、養育家庭制度（里親制度）の普及や市内小規模児童養護施設の設置を進めます。また、児童虐待防止に向け、地域全体の意識の向上に努めるとともに、要保護対策地域協議会による支援体制の拡充を図ります。

■外国人家庭の子育て支援

各種サービスや制度に関する外国人向けの情報提供を充実するとともに、在住外国人家庭の実態を踏まえた子育て支援の充実を図り、外国人の子どもが健全に成長できる環境づくりに努めます。

■子どもの人権についての取組

「三重県子ども条例」や「一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例」に対する理解や啓発に取り組むとともに、関係部局による子どもの権利に係る課題について協議を進めます。

■発生予防・早期発見・早期対応の取組

乳幼児健診等を受診していない家庭や居住実態が把握できない家庭等について、関係部署と連携して当該家庭の実態把握に努め、要保護対策地域協議会において情報共有し対応します。

(2) 発達の支援が必要な子ども・子育て家庭への支援の充実

現状と課題

近年、低体重出生の子どもが増加傾向にあり、早期に出生し身体に障がいがある児童については、赤ちゃん訪問等を通じて保健師による見守りを続けています。また、幼稚園・保育所、小中学校においては、障がいのある子どもの教育・保育を年齢や個々の課題に応じて支援しています。更に、特別支援学校においては、より専門的な学びや生活支援の提供を受けています。

保育士や教職員だけでなく、地域全体が「障がいの有無に関わらず、誰もが安心して生活できる」共生社会をめざし、正しい知識の共有と行動が必要です。

平成25年度実施のニーズ調査で「障がい等配慮の必要な子どもを安心して育てられる」と回答した人は、16.7%（平成21年度調査17.1%）、どちらでもないと回答した人63.6%（前調査57.1%）でした。

本市では、保健・福祉・教育・医療が連携し、0歳～18歳までの子どもやその保護者に対して、専門スタッフによるトータルサポートを行っています。今後は、これまでの支援に加え、中度・重度の身体に障がいのある子どもや保護者が、より専門的な支援を受けられるよう体制整備が求められています。

施策の方向性

■発達につまずきのある子どもとその保護者への支援

子ども総合相談では、保健・福祉・教育・医療の専門性の高いアドバイスや支援を行います。また、療育相談事業を行い、子どもの発達促進と同時に保護者の育児不安の軽減に努めます。

■障がいのある子どもの地域支援と就労に向けた支援

就学前のすべての障がいのある子どもを支援するために、児童発達支援センターの設置を検討します。また、障がい児通園（放課後デイサービス）事業や卒業後の就労に向けた支援について、関係室と連携しながら事業所等へ参入を働きかけます。

■障がいに関する研修の充実

発達障がいを含む障がいのある子どもが、障がいの状態に応じてその可能性を最大限に伸ばし、将来自立し、社会参加するために必要な力を培うため、幼稚園・保育所・小中学校の教職員や保育士、介助員などの子どもに関わる職員が、その資質と専門性の向上を図るために研修を行います。また、家庭の協力も得ながら、必要な支援を行います。

■障がいのある子どもをもつ家庭への各種手当・医療費等の助成

中・重度の障がいのある子どもをもつ保護者に対して、特別児童扶養手当や障害児福祉手当等、各種手当の支給や医療費等の助成を行い、経済的な負担を軽減します。

(3) ひとり親家庭等の自立のための支援の充実

現状と課題

人々の価値観やライフスタイルの多様化、社会環境の変化などに伴い、未婚や離婚等によりひとり親家庭等が増加傾向にあります。ひとり親家庭等では、身体的・精神的・経済的負担が大きくなっているため、豊かで充実した生活が営めるよう生活の安定を図るための支援が必要です。本市では、ひとり親家庭等に対し各種手当の支給や医療費の助成を行い、経済的な負担を軽減しています。

施策の方向性

■ひとり親家庭等への各種手当・医療費の助成

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を図るため、就学援助費・児童扶養手当をはじめとする各種手当の支給や医療費の助成を行い、経済的な負担を軽減します。

■ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等が自立した生活を営めるように、相談事業や技能訓練促進給付などの経済的支援を行います。また、ひとり親家庭等への自立支援に関する事業等についてより一層の情報提供に努めます。

5 仕事と子育てを両立できるまち

(1) 仕事と子育ての両立支援

現状と課題

経済状況が依然として厳しい中、共働き夫婦は増加しており非正規雇用割合が高まっている現状があります。また、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性がいることや、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況となっています。女性の活力による経済社会の活性化が求められており、仕事と子育ての両立を希望する女性を支援する環境整備が求められています。

本市では、待機児童の解消のため、新たな民間保育所の開設や特別保育の充実などを行ってきました。また、市内 11 小学校区中 10 小学校区に、12 か所の放課後児童クラブ（学童保育所）を設置しました。さらに、ニーズ調査では、「子どもがいても安心して働ける。」と回答した人は 25.2%（平成 21 年度調査 20.3%）で、5 年前に比べ環境整備が進んでいます。

施策の方向性

■保育サービス等の子育て支援サービスの充実

待機児童の解消を目指し、小規模保育事業や低年齢児童の提供体制の確保、様々な保育サービスの質の向上に努めます。

■放課後の居場所づくりの確保・推進

共働き家庭等の小学生の遊びや生活の場を確保するとともに、次代を見据えた人づくりの観点から、放課後児童クラブ・放課後子ども教室について質の向上に努めます。

(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

現状と課題

少子化が今後の国の大きな課題となっており、これから結婚、出産、育児をしようとする若者が「仕事か家庭か」を迷うのではなく、そのどちらもかなえることができる社会環境の整備が必要です。また、ワーク・ライフ・バランスを実現し、父親等男性がもっと子育てに関わることが不可欠とされています。子どもの健やかな成長における父親の役割を再認識し、父親も積極的に家事や育児に参画する意識づくりを一層進め、夫婦が協力して家事や子育てをすることが当たり前の社会となることが必要です。

ニーズ調査では、「子育てについて、配偶者・パートナーの協力が少ない悩みがある」と回答した人は 10.8%（平成 21 年度調査 11.4%）で、わずかですが改善されています。

施策の方向性

■働き方の見直しについての意識啓発

育児や家庭介護を行う労働者にとって、働きやすい環境を整えることが大切です。男性の仕事と育児の両立に関する意識啓発の推進を継続し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識啓発を行います。

■父親の子育て参加の促進

「パパママ教室」や子育て講座、「パパとあそぼう」など、行政や子育てサークルなどが一体となって男性の育児参加の意識を高めていく事業を実施します。

■男女共同参画の推進

すべての人が、「仕事と生活」の調和の取れた家庭生活を送れるようにするために、企業懇談会や、関係資料の配布、市民意識調査など様々な取組及びその推進を働きかけていきます。また、妊娠によってマタニティ・ハラスメント等が発生しないために、正しい知識の共有や理解、啓発を行います。

■結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

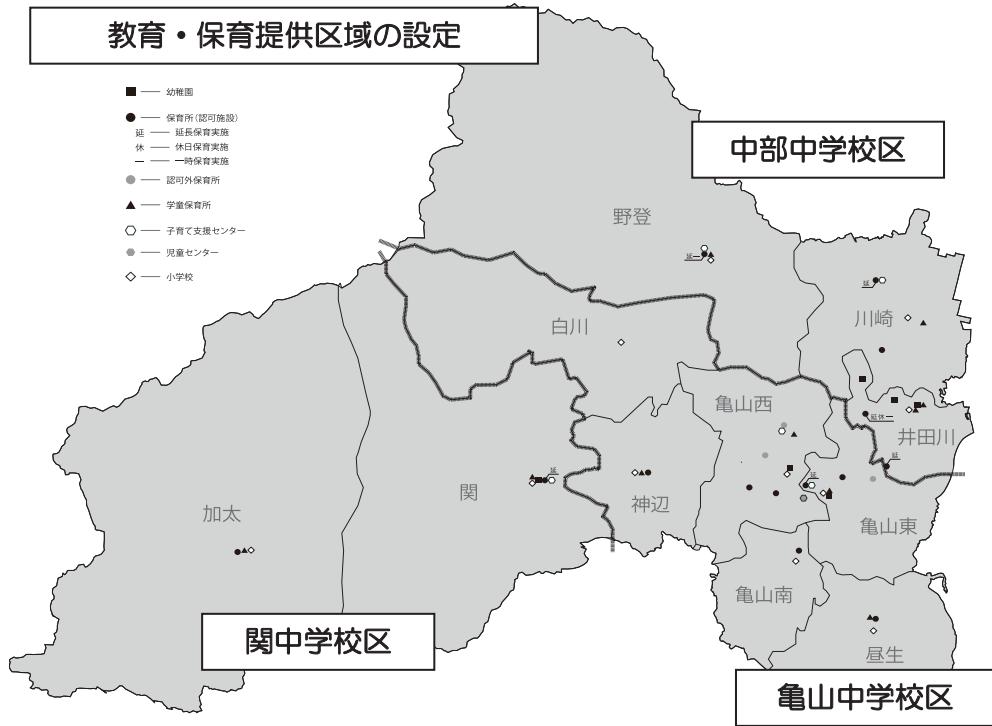
若者が住みなれた地域で結婚し、安心して妊娠・出産・育児ができるよう、子育てに関する情報を一元的に発信・提供し、子育てしやすい環境整備に努めます。

第2章 主要な事業5年間の実施計画

1 幼児教育・保育の提供区域の設定

亀山市においては、「必要利用総数の見込み」「確保の内容」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域(教育・保育提供区域)について、市域全体を1区域とし、必要に応じて中学校区・小学校区の状況を加味することとします。

教育・保育提供区域の設定

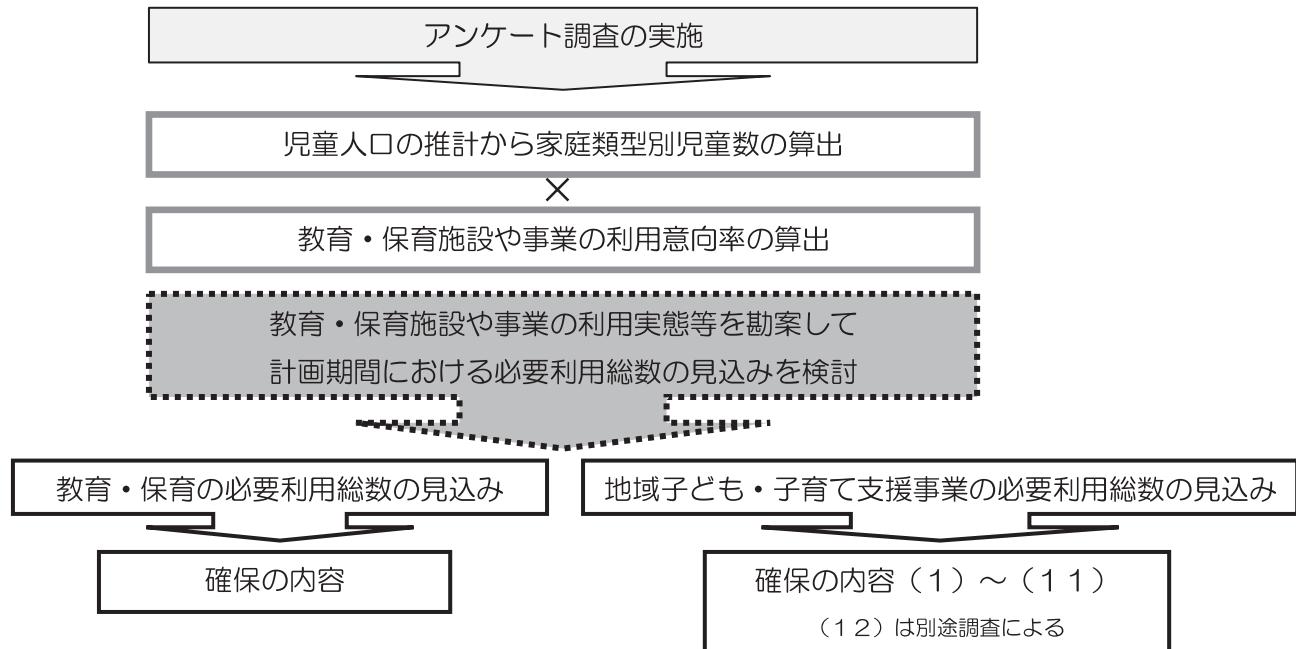


対象施設及び事業名		区域の設定
教育・保育	幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業	市全域・(中学校区)
地域子ども・子育て支援事業	(1) 延長保育事業	市全域・(中学校区)
	(2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	小学校区・市全域
	(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	市全域
	(4) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)	市全域・(中学校区)
	(5) 一時預かり事業	市全域・(中学校区)
	(6) 病児・病後児保育事業	市全域
	(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	市全域
	(8) 利用者支援事業	市全域
	(9) 妊婦健康診査	市全域
	(10) 乳児家庭全戸訪問事業	市全域
	(11) 養育支援訪問事業	市全域
	(12) 児童発達支援センター事業	市全域

2 幼児教育・保育の「必要利用総数の見込み」と「確保の内容」について

(1) 確保の内容に至る手順

平成 25 年 9 月に実施した子ども・子育てに関するアンケート調査の結果をもとに、教育・保育施設や事業の利用実態や現在の施設の状況を勘案して、本計画の期間における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「必要利用総数の見込み」を設定し、「確保の内容」を検討しました。



(2) 家族類型

子どもの家庭を対象にしたニーズ調査では、下記の家庭類型を基本とし調査を実施しました。

対象家庭類型	タイプA	ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
	タイプB	フルタイム・フルタイム共働き家庭
	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (月 120 時間以上+月 48 時間～120 時間の一部)
	タイプC'	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (月 48 時間未満+月 48 時間～120 時間の一部)
	タイプD	専業主婦（夫）
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (双方が月 120 時間以上+月 48 時間～120 時間の一部)
	タイプE'	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (いずれかが月 48 時間未満+月 48 時間～120 時間の一部)
	タイプF	父無業・母無業の家庭

(3) 必要利用総数の見込みと提供体制の確保の内容

① 1号認定

◎子どもが3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合に認定されるもの

A 【基本情報】 *70ページの対象家庭類型をもとにニーズ調査により必要利用総数の把握を行っています。

対象家庭類型	タイプC'・タイプD・タイプE'・タイプF
--------	-----------------------

「1号認定の3～5歳児」及び「2号認定の3～5歳児（保育の必要性あり）のうち、幼児教育の利用希望が強いと想定されるもの」の総数（幼稚園及び認定こども園の利用）

各年5月1日現在 単位：人

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用児童数	677	687	652	643	641	679	713

B 【必要利用総数の見込みと確保の内容】

《市全域》

単位：人・施設

		実施時期				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①必要利用総数の見込み		696	703	684	674	662
2号認定児童（内数）		(191)	(193)	(188)	(185)	(182)
②確保の内容	幼稚園	790	790	790	790	790
	認定こども園					
②-①	広域利用	16	16	16	16	16
		110	103	122	132	144
認定こども園の設置数	未設置		1	1	2	3

*人：年間の利用実人数

*1号認定ではあるが、実際にはタイプC'・E'の家庭の児童約190名があり、2号認定に該当する家庭を含んでいる。

*必要利用総数の見込みは、ニーズ調査をもとに調整したものである。

C 【確保の方向性】

- 2号認定の子どもが私立幼稚園を利用しておおり、②-①の差は、公立幼稚園の空き数となることが予想される。社会情勢や保護者の就労状況等を注視し、今後の提供数の過剰に対して、再編を検討する中で調整することとする。

② 2号認定

◎子どもが3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合に認定されるもの

A 【基本情報】 *70ページの対象家庭類型をもとにニーズ調査により必要利用総数の把握を行っています。

対象家庭類型	タイプA・タイプB・タイプC・タイプE
--------	---------------------

各年3月1日現在 単位：人

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 10/1現在
利用児童数	649	633	652	669	717	713	706

B 【必要利用総数の見込みと確保の内容】

《市全域》

単位：人・施設

		実施時期				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①必要利用総数の見込み		743	772	750	740	726
②確保の内容	保育所・認定こども園等	799	799	799	799	799
	広域利用	15	15	15	15	15
②-①		71	42	64	74	88
認定こども園の設置数		未設置	1	1	2	3

*人：年間の利用実人数

C 【確保の方向性】

- 平成28年度をピークに需要が最大になる見込みであり、中部中学校区での不足が顕著であるものの、提供数としては確保されていることから、動向を見守る。
- 提供数の過剰に対し、今後は、3歳未満児と3歳以上児との年齢バランスを考慮した再編が必要である。
- 今後整備する園については、認定こども園を基本にすると共に、保護者の就労の状況に注視し定員を調整することとする。

③ 3号認定

◎子どもが3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合に認定されるもの

A 【基本情報】 *70ページの対象家庭類型をもとにニーズ調査により必要利用総数の把握を行っています。

対象家庭類型	タイプA・タイプB・タイプC・タイプE
--------	---------------------

各年3月末日現在 単位：人

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 11月1現在
利用児童数	318	360	387	409	417	443	421
0歳	47	45	64	73	77	84	65
1・2歳	271	315	323	336	340	359	356

B 【必要利用総数の見込みと確保の内容】

《市全域》

単位：人・施設

		実施時期									
		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
		0歳	1・2歳								
①必要利用総数の見込み		69	454	68	443	68	439	67	436	66	433
②確保の内容	保育所・認定こども園等	70	365	70	365	70	365	70	385	70	405
	広域利用	2	6	2	6	2	6	2	6	2	6
	小規模保育施設等	3	12	6	28	6	28	6	28	3	22
②-①		6	-71	10	-44	10	-40	11	-17	9	0
認定こども園の設置数		未設置		1		1		2		3	

*人：年間の利用実人数

*平成27年度の入所希望者の大幅増については、子ども・子育て支援新制度の始まりにより、入所申し込み条件が変更されたことが要因であると推測される。

【0歳～2歳の保育利用率】

単位：%（小数第2位四捨五入）

	平成26年度 11月現在	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	30.2	32.9	34.7	35.0	36.7	38.0

C 【確保の方向性】

- 市域全体としては、平成27年度をピークに需要が最高になる見込みである。さらに中部中学校区においては、その後も増加が見込まれることから新たな提供対策を早急に行う必要がある。

- ・入所にあたっては保護者の就労状況等を考慮することはもちろん、公立既存園の弾力運用、小規模保育事業の活用の他、一時的な利用として待機児童館を活用し待機児童の解消に努める。
- ・待機児童館ばんびに院内保育と待機児童解消の機能を残しつつ、今後のあり方について検討する。
- ・認定こども園の開設や既存園の新たな整備に合わせ、低年齢児童の提供人数を増やすことを検討する。
- ・小規模保育施設等の連携施設については、給食の搬入元として公立1園を充てる。また、3歳以上児の就園先を公立園とし、小規模保育利用後も引き続き保育を利用できるようにする。
- ・小規模保育施設等が、連携施設と日々の活動や行事等を通して交流することにより、入所児童が適切に集団生活を体験できるよう指導する。

【待機児童数の推移】 *平成23年度より待機児童のカウント方法を変更しています。

単位：人

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		平成26年度	
4月	4月	4月	4月	4月	4月	10月	4月	10月
15	31	30	7	1	2	4	5	9
			待機児童館開設		なのはな保育園開所			

3 地域子ども・子育て支援事業の「必要利用総数の見込み」と 「確保の内容」について

(1) 延長保育事業

◎11時間を超える延長保育は、公立2園、私立4園で、午後7時30分まで実施する事業

A 【基本情報】 *70ページの対象家庭類型をもとにニーズ調査により必要利用総数の把握を行っています。

対象家庭類型	タイプA・タイプB・タイプC・タイプE			
年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用児童数	1,315	1,302	1,501	1,643
実施施設数	4	4	5	6

各年3月末日現在 単位：人・施設

B 【必要利用総数の見込みと確保の内容】

《市全域》

単位：人

	実施時期				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①必要利用総数の見込み	257	256	251	248	245
②確保の内容	257	256	251	248	245
②-①	0	0	0	0	0

*人：年間の利用人数

*延長保育は、2公立保育所・4私立保育所で実施している。

C 【確保の方向性】

- 平成27・28年度をピークに需要が最高になる見込みであるが、提供数としては確保されていることから、動向を見守ることとする。

(2) 放課後児童健全育成事業

◎就労等の理由で保護者が家庭にいない児童（小学生）を対象に、適切な遊びと生活の場を与え、その健全育成を図る事業

A 【基本情報】 *70ページの対象家庭類型をもとにニーズ調査により必要利用総数の把握を行っています。

対象家庭類型	タイプA・タイプB・タイプC・タイプE
--------	---------------------

各年3月末日現在 単位：人・施設

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 8月末現在
利用児童数	243	258	301	297	345	395	413
施設数	7	9	10	10	10	10	12

B 【必要利用総数の見込みと確保の内容】

《市全域》

単位：人・施設

	実施時期				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①必要利用総数の見込み	574	584	599	601	605
②確保の内容	574	584	599	601	605
②-①	0	0	0	0	0
新設数	3	1	2	0	0
全施設数	15	16	18	18	18

*人：年間の利用人数

C 【確保の方向性】

- ・幼年人口や就労する家庭の増加に伴い、その児童数のピークが学齢期に移ることから、一層需要数の増加が見込まれるため、新たな放課後児童クラブ（井田川小学校区・川崎小学校区・龜山西小学校区・龜山東小学校区）を整備する。
- ・既存の施設については、新基準に照らし、順次定員等の改善を進める。
- ・施設の設置にあたっては、地域の実情や特性等を勘案し、公共施設の利用など公的関与を行うとともに、必要に応じて民間力を活用する。
- ・今後は、毎年利用希望調査を実施し、状況把握に努める。
- ・待機児童対策について、解消に向けた対応に努めるとともに、個々の放課後児童クラブ単位と市域全体の放課後児童クラブの両面から検討する。

(3) 子育て短期支援事業

◎保護者の疾病・その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護するが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において一定期間、養育・保護を行うことにより、児童及びその過程の福祉の向上を図ることを目的とする事業

A【基本情報】 *70ページの対象家庭類型をもとにニーズ調査により必要利用総数の把握を行っています。

対象家庭類型	全ての家庭類型
対象年齢	0歳～18歳

各年3月末日現在 単位：世帯・人・日

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用世帯数	2	2	3	1	2	1
利用者数	9	4	3	1	2	1
利用日数	62	27	17	7	15	4

B【必要利用総数の見込みと確保の内容】

《市全域》

単位：人日・施設

	実施時期				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①必要利用総数の見込み	65	65	64	63	62
②確保の内容	65	65	64	63	62
②-①	0	0	0	0	0
市内小規模児童養護施設数	未設置	未設置	1	1	1
市外委託施設数	10	10	10	10	10

*人日：年間の利用人数×日数

*事業委託施設数 10か所（平成26年度契約実績）

C【確保の方向性】

・子育て支援の目的や社会的養護の目的で利用できるよう、小規模児童養護施設の設置を進める。

(4) 地域子育て支援拠点事業

◎子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や地域の子育て支援等から必要な支援を選択利用できるよう、情報の提供や相談・援助を行う事業

A 【基本情報】 *70 ページの対象家庭類型をもとにニーズ調査により必要利用総数の把握を行っています。

対象家庭類型	全ての家庭類型
--------	---------

各年3月末日現在 単位：世帯・人・日

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用児童数（年間）	30,749	35,090	37,017
利用児童数（月間）	2,562	2,924	3,085
施設数	2	5	5

B 【必要利用総数の見込みと確保の内容】

《市全域》

単位：人回・施設

	実施時期				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①必要利用総数の見込み	2,192	2,149	2,133	2,116	2,098
②確保の内容	2,192	2,149	2,133	2,116	2,098
②-①	0	0	0	0	0
施設数	5	5	5	6	7

*人回：延べ利用数（利用者数×利用回数）

C 【確保の方向性】

- ・地域子育て支援センター5か所において、子育て支援を実施している。
- ・地域の子育て支援機能の充実を目的として、市内5か所の地域子育て支援センターのネットワークの強化を図る。
- ・今後の新設園で新たに実施する。

(5) 一時預かり事業

◎保護者の急な用事や短期のパートタイム就労等、子育て家庭の様々なニーズに合わせて子どもを一時的に預かる事業

A 【基本情報】 *70 ページの対象家庭類型をもとにニーズ調査により必要利用総数の把握を行っています。

対象家庭類型	全ての家庭類型
--------	---------

各年3月末日現在 単位：人

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
幼稚園一時預かり利用者数	343	129	337	626
ファミリー・サポート・センター 一時預かり利用者数	853	760	743	627

B 【必要利用総数の見込みと確保の内容】

① 1号認定を対象とした一時預かり（預かり保育）

《市全域》

単位：人日

	実施時期				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①必要利用総数の見込み (実人数)	2,210 (547)	2,232 (553)	2,170 (538)	2,140 (530)	2,099 (520)
②確保の内容	2,210	2,232	2,170	2,140	2,099
②-①	0	0	0	0	0

*人日：希望利用人数×日数

C 【確保の方向性】

- ・私立幼稚園 1 園、公立幼稚園 1 園において実施する。
- ・拠点園での実施を検討する。

B 【必要利用総数の見込みと確保の内容】

② 2号認定・それ以外を対象とした一時預かり

《市全域》

単位：人日

		実施時期				
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①必要利用総数の見込み (実人数)		5,259 (309)	5,281 (310)	5,154 (302)	5,090 (299)	5,002 (293)
②確保の内容 保育所等 ファミリー・サポート・センター		2,130 900	3,130 900	3,130 900	4,130 900	4,130 900
②-①		-2,229	-1,251	-1,124	-60	28

*人日：希望利用人数×日数

C 【確保の方向性】

- 私立保育所2園や拠点園、ファミリー・サポート・センターにおいて実施する方向とする。

(6) 病児・病後児保育事業

◎病気や病後の子どもを家庭で保育できない場合に、病院・保育所に付設されたスペースで子どもを預かる事業

A 【基本情報】 *70ページの対象家庭類型をもとにニーズ調査により必要利用総数の把握を行っています。

対象家庭類型	タイプA・タイプB・タイプC・タイプE
--------	---------------------

B 【必要利用総数の見込みと確保の内容】

《市全域》

単位：人日

	実施時期				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①必要利用総数の見込み	1,945	1,937	1,902	1,881	1,855
②確保の内容	検討	検討	検討	検討	検討
②-①					

*人日：年間の利用人数×日数

*病児・病後児保育は実施していない。

C 【確保の方向性】

- ・病後児保育についてはファミリー・サポート・センターの利用促進を進める。
- ・病児保育について、設置に向けて更に検討する。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

◎乳幼児や小学生の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡、調整を行い、利用する事業

A 【基本情報】 *70ページの対象家庭類型をもとにニーズ調査により必要利用総数の把握を行っています。

対象家庭類型	全ての家庭類型
--------	---------

各年3月末日現在 単位：件

年度	平成22年度	平成22年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用件数	343	343	343	129	337	626

B 【必要利用総数の見込みと確保の内容】

《市全域》

単位：件

	実施時期				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①必要利用総数の見込み	650	660	670	680	690
②確保の内容	650	660	670	680	690
②-①	0	0	0	0	0

C 【確保の方向性】

- ・ファミリー・サポート・センター事業の内容について、広報等を活用し定期的に市民に周知する。
- ・援助会員数を増やす取組や市民への広報を行う。

(8) 利用者支援事業

◎子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助等を行う事業

A 【基本情報】 * 70 ページの対象家庭類型をもとにニーズ調査により必要利用総数の把握を行っています。

対象家庭類型	全ての家庭類型
--------	---------

B 【必要利用総数の見込みと確保の内容】

《市全域》

単位：施設

	実施時期				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用施設の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	0	1	1	1	1
②-①	-1	0	0	0	0

C 【確保の方向性】

- 窓口における子育て保護者の支援サービスを実施する。
- 子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、それに基づいての情報の集約・提供、相談、利用支援を行う。
- 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うため、専門の相談員を育成・配置を検討する。

(9) 妊婦健康診査

◎妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握②検査計測③保健指導を実施すると共に、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を行う事業

A 【基本情報】 *70 ページの対象家庭類型をもとにニーズ調査により必要利用総数の把握を行っています。

対象家庭類型	全ての家庭類型	各年3月末日現在 単位：回数				
年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
妊婦健康診査助成回数	5,554	5,827	5,371	5,656	5,965	

B 【必要利用総数の見込みと確保の内容】

《市全域》 単位：回数

	実施時期				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①必要利用総数の見込み	6,006	5,922	5,922	5,852	5,782
②確保の内容	6,006	5,922	5,922	5,852	5,782
②-①	0	0	0	0	0

C 【確保の方向性】

- ・健診については、三重県統一方式で継続する。また、県外での受診についても健診費用の助成を継続する。
- ・公費負担 14 回分を継続する。
- ・実施項目及び委託料については、年度毎に調整する。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

◎生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

A 【基本情報】 *70ページの対象家庭類型をもとにニーズ調査により必要利用総数の把握を行っています。

対象家庭類型	全ての家庭類型	各年3月末日現在 単位：人数				
年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
乳児家庭全戸訪問人数	318	381	374	390	406	

B 【必要利用総数の見込みと確保の内容】

《市全域》

単位：人

	実施時期				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①必要利用総数の見込み	429	423	423	418	413
②確保の内容	429	423	423	418	413
②-①	0	0	0	0	0

C 【確保の方向性】

- ・保健師又は看護師による訪問を継続する。
- ・妊娠届時にアンケートをとり、その情報を訪問時に活用する。

(11) 養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童の支援に資する事業

◎養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭の適切な養育の実施を確保する事業

A【基本情報】 *70ページの対象家庭類型をもとにニーズ調査により必要利用総数の把握を行っています。

対象家庭類型	全ての家庭類型
--------	---------

B【必要利用総数の見込みと確保の内容】

《市全域》

単位：家庭

	実施時期				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①必要利用総数の見込み	18	19	19	20	20
②確保の内容	18	19	19	20	20
②-①	0	0	0	0	0

*平成25年度の対応実家庭数 17家庭

C【確保の方向性】

- 対象家庭の半数ほどは要保護家庭であり、子ども支援室と連携して訪問する。
- 養育支援訪問事業を実施するにあたり、中核機関について検討が必要である。

(12) 児童発達支援センター事業

◎障がいのある就学前児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導や自立に必要な知識・技能や集団生活への適応のための訓練等を提供することを目的とする施設

A【基本情報】 * 平成25年9月実施「療育・放課後施設に関するアンケート調査」(子ども支援室)よりニーズを把握しています。

対象家庭類型	市内小中学校特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者 亀山市在住の県内特別支援学校に在籍する児童生徒の保護者
--------	--

B【必要利用総数の見込みと確保の内容】

《市全域》

単位：人・施設

	実施時期				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①必要利用総数の見込み	10	15	20	25	30
②確保の内容	0	0	0	25	30
②-①	-10	-15	-20	0	0
児童発達支援機能を持つ施設の設置数	未設置	未設置	未設置	1	1

*身体障害者手帳等の取得児童32人(1歳~8歳 平成26年4月1日現在)

*療育相談事業を受けた児童数35人(平成25年度実績)

C【確保の方向性】

- 市内に児童発達支援センター等の施設の設置を検討する。

第3章 目標事業量

*子ども・子育て支援法第61条第2項の二による基本指針（平成26年7月2日告示）の子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項に基づき、目標事業量を設定しました。

事業名		単位	現状値 H25 年度	目標値 H31 年度
教育・保育事業	(平成26年5月在籍数)	1号認定提供数(人)	(727)	806(調整)
	(平成26年10月在籍数)	2号認定提供数(人)	(721)	814(調整)
	(平成26年10月在籍数)	3号認定提供数(人)	(415)	499
認定こども園の設置		設置か所数(か所)	未設置	3
1	延長保育事業	設置か所数(か所)	6	6
		利用児童数(人)	52	245
2	放課後児童健全育成事業 (平成26年8月在籍数)	設置支援か所数(か所)	(12)	18
		利用児童数(人)	(413)	605
3	子育て短期支援事業		設置か所数(か所) 市内 未設置 市外 10	市内 1 市外 10
			利用児童数(人) 4	65
市内小規模児童養護施設の設置		設置か所数(か所)	未設置	1
4	地域子育て支援拠点事業		設置か所数(か所) 5	7
			利用児童延べ数(人) 3,085	2,098
5	一時預かり事業	1号認定 設置か所数(か所)	2	2
		利用児童数(人)	171	520
		2号認定 設置か所数(か所)	1	2
		利用児童数(人)	69	293
		利用児童延べ数(人)	626	5,002
6	病児・病後児保育事業	設置か所数(か所) 利用児童数(人)	未設置 未実施	5年間で実施に 向け検討
7	子育て援助活動支援事業	利用人数(人)	627	690
8	利用者支援	設置か所数(か所)	未設置	1
9	妊婦健康診査	提供可能回数(回)	5,965	5,782
10	乳児家庭全戸訪問事業	提供可能数(人)	475	413
11	養育支援訪問事業その他要支援児童、 要保護児童の支援に資する事業	提供可能数(人)	17	20
12	市内児童発達支援センター等の設置	設置か所数(か所) 利用児童数(人)	未設置 未実施	1 30

第4章 計画の推進体制

1 計画の推進

本計画では、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援事業の必要利用総数の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めました。計画の推進に当たっては、保育・教育事業に対する市民のニーズに応えていくため、必要なサービス供給数の確保・拡大、さらには多様化を含む質の向上の実現をめざしていきます。このため、市内各部局・機関等と連携して横断的な施策に取り組むとともに、「子ども・子育て会議」の組織に部会を設置し、関係者や保護者、市民など多くの方の意見を取り入れながら取組を行っていきます。

2 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとして推進するために、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。このため、「亀山市子ども・子育て会議」や庁内組織において、その進捗状況を確認・評価していきます。

また、施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、検証した結果に基づき改善を図るため、必要に応じて見直しを行い、計画を修正していきます。

3 組織体制の見直し

子ども・子育て支援新制度により、就学前の乳幼児期の教育・保育の新たな施策を推進するために、認定こども園・幼稚園・保育所について、総合的・横断的に事業を展開していく必要があります。このことから、担当部署の一元化を含め、組織のありかたについても検討していきます。

資料編

【資料1】策定経緯

◎子ども・子育て会議の開催

年月日	事項
平成25年8月5日	第1回子ども・子育て会議 ・子ども・子育て会議条例について ・子ども・子育て関連3法について ・本市の子どもを取り巻く状況
平成25年9月19日～ 10月18日	関係部・局・室への子育ち応援プラン進捗状況中間調査及びヒヤリング
平成25年10月31日	第2回子ども・子育て会議 ・子ども・子育てに関する調査結果報告 ・子育ち応援プラン後期計画中間評価概要報告
平成26年1月16日	第3回子ども・子育て会議 ・子ども・子育てに関する調査の最終結果報告 ・幼児期の学校教育・保育について ・次世代育成支援対策推進法及び放課後児童クラブの基準
平成26年2月27日	第4回子ども・子育て会議 ・量の把握に係る区域割の考え方 ・量の算定について ・量の把握に基づく教育・保育の提供の確保について
平成26年3月25日	第5回子ども・子育て会議 ・子育て支援事業の推計結果報告 ・地域型保育事業の認可基準について ・子ども・子育て支援事業計画骨子案について
平成26年5月7日	第6回子ども・子育て会議 ・子ども・子育て関連3法に係る府省令の概要について
平成26年6月23日	第7回子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援新制度について ・子ども・子育て支援新制度に係る条例について ①亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 ②亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 ③亀山市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する条例 ・利用者負担について

平成26年7月27日	「2014 認定こども園シンポジウム in かめやま」の開催
平成26年8月1日～8月29日	関係部・局・室への子育ち応援プラン進捗状況最終調査及びヒヤリング
平成26年8月18日	第8回子ども・子育て会議 ・教育・保育の確保方策について
平成26年11月25日	第9回子ども・子育て会議 ・亀山市子ども・子育て支援事業計画（案）について
平成27年3月10日	第10回子ども・子育て会議 ・亀山市子ども・子育て支援事業計画（案）に対するパブリックコメントについて ・平成27年度保育所利用者負担額（案）及び平成27年度公立幼稚園利用者負担額（案）について

◎府内検討会議の開催

年月日	事項
平成26年4月18日	第1回子ども輝きプロジェクト推進チーム会議
平成26年4月20日	第2回子ども輝きプロジェクト推進チーム会議
平成26年5月1日	第3回子ども輝きプロジェクト推進チーム会議
平成26年6月16日	第4回子ども輝きプロジェクト推進チーム会議
平成26年8月6日	第5回子ども輝きプロジェクト推進チーム会議
平成26年10月20日	第6回子ども輝きプロジェクト推進チーム会議
平成26年11月19日	第7回子ども輝きプロジェクト推進チーム会議

【資料2】用語解説

事項・事業の種類	内容
教育・保育施設	子ども・子育て支援新制度により、幼稚園・保育所に加え、その両方のよさを併せ持つ認定こども園の他、少人数の単位で0～2歳の子どもを預かる地域型保育など、就学前児童を受け入れる教育・保育施設です。
認定こども園	教育と保育を一体的に行い、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。
小規模保育事業	地域型保育の一つで、少人数（定員6人～19人）の低年齢児童を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う事業です。
家庭的保育事業	地域型保育の一つで、家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）の低年齢児童を対象にきめ細かな保育を行う事業です。
事業所内保育事業	地域型保育の一つで、会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業です。
居宅訪問型保育事業	地域型保育の一つで、障がいや疾患等で個別のケアが必要な場合等に、児童の自宅で1対1で保育を行う事業です。
利用者支援事業	子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助等を行う事業です。
妊婦健康診査	妊婦の健康保持及び増進を図るために、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握②検査計測③保健指導を実施すると共に、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。
一時預かり事業	保護者の急な用事や短期のパートタイム就労等、子育て家庭の様々なニーズに合わせて子どもを一時的に預かる事業です。
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	保護者が就労等の理由で扈間家庭にいない児童（小学生）を対象に、児童厚生施設等を利用して、適切な遊びと生活の場を与えてその健全育成を図るものです。
地域子育て支援拠点事業	常設の集いの場を設け、地域の子育て支援機能の充実を図るものや、地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができるよう、公共施設や保育所などの様々な場で行政やNPO法人などが担い手となって行なう事業です。
子育て短期支援事業 (ショート・ステイ)	保護者の疾病・その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において一定期間、養育・保護を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業です。

事項・事業の種類	内容
小規模児童養護施設	経済的な困窮や保護者の疾患により充分な養育を受けられない児童、虐待されている児童や保護者のいない児童等、環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、併せて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設を児童養護施設といい、そのうち定員を6名とし、家庭的な雰囲気を大切にする小規模な児童養護施設です。
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡、調整を行い、利用する事業です。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
延長保育事業	通常の保育時間の前後に延長して子どもを預かる事業です。
病児保育事業	病気や病後の子どもを家庭で保育できない場合に、病院・保育所に付設されたスペースで子どもを預かる事業です。
1号認定	子どもが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合に認定されるものです。
2号認定	子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合に認定されるものです。
3号認定	子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合に認定されるものです。
児童発達支援センター	障がいのある就学前児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導や自立に必要な知識・技能や集団生活への適応のための訓練等を提供することを目的とする施設です。
放課後デイサービス	就学している障がいのある児童が、授業終了後や休業日を利用し、社会との交流の促進等の目的で利用するサービスです。
放課後子ども教室	小学校の余裕教室を活用して、地域の多様な方々の参画を得て子どもたちとともに行う学習やスポーツ・文化活動等の取り組みを支援する事業です。
放課後子ども総合プラン	厚生労働省及び文部科学省が連携し、放課後児童クラブの受け皿を拡大するとともに、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を目指すものです。

【資料3】亀山市子ども・子育て会議委員名簿

(平成25年8月～平成27年3月)

No.	選出区分	役職	氏名	職名
1	学識経験者	会長	田口 鉄久	皇學館大学教育学部教育学科教授
2	//		宮崎 つた子	三重県立看護大学小児看護学教授
3	子ども・子育て支援に関する事業従事者		古市 嘉郁	学校法人古市学園理事長
4	//		福永 磨子	亀山愛児園副園長
5	//		松下 恵子	亀山市学童保育連絡協議会指導員
6	//		岩間 久子	子育て支援「かめのこ」会長
7	//	副会長	椋樹 宏全 川口 謙次	亀山市小中学校長会会長 H25.8.5～H26.3.31 H26.4.1～(会長交代による)
8	保護者		小石川 巧史 勝田 利男	幼稚園保護者代表 H25.8.5～H26.3.31 H26.4.1～(会長交代による)
9	//		北村 祐伸	保育所保護者代表
10	市長が必要と認める者		豊田 裕	亀山商工会議所専務理事
11	//		沢井 祐浩 夏本 伸宏	連合三重亀山地域協議会議長 H25.8.5～H26.7.31 H26.8.1～(議長交代による)
12	//		森田 節子	亀山市民生委員児童委員協議会連合会主任児童委員
13	//		北崎 亜紀	亀山市PTA連合会副会長
14	市職員		松上 崇子	亀山市立亀山東幼稚園長
15	//		玉村 仁子	亀山市立第二愛護園長

【資料4】亀山市条例第21号

平成25年6月28日

亀山市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、亀山市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、市長の諮詢に応じ、市が実施する子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する「子ども・子育て支援」をいう。以下同じ。）に関する施策について調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保護者（法第6条第2項に規定する保護者をいう。）
- (2) 学識経験のある者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 市職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後最初に行われる子ども・子育て会議の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年亀山市条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表亀山市景観審議会委員の項の次に次のように加える。

亀山市子ども・子育て会議委員	日額 7,100円
----------------	-----------

亀山市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月発行

発行：亀山市

編集：亀山市健康福祉部

子ども総合センター子ども家庭室

〒519-0164

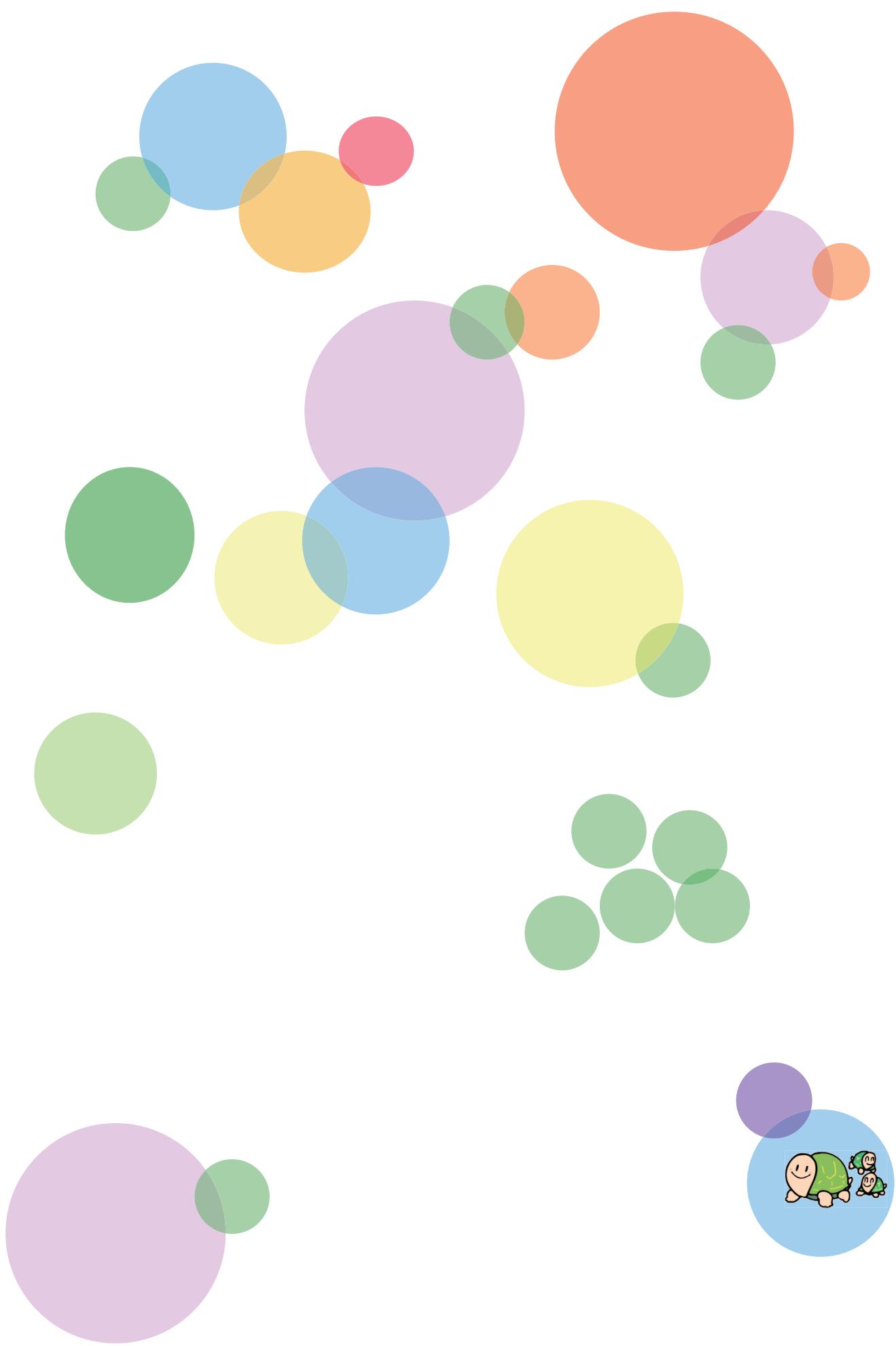
三重県亀山市羽若町545番地

総合保健福祉センターあいあい内

TEL：0595-84-3315 FAX：0595-82-8180

E-Mail:kodomokatei@city.kameyama.mie.jp

編集協力：（株）日本開発研究所三重



リサイクル適性(A)



古紙パルプ配合率 80% 白色度 70% の再生紙を使用しています